

2021 年度

自己点検・評価報告書

武蔵野美術大学

目次

序章	1
第 1 章 理念・目的	2
第 2 章 内部質保証	12
第 3 章 教育研究組織	23
第 4 章 教育課程・学習成果	31
第 5 章 学生の受け入れ	60
第 6 章 教員・教員組織	74
第 7 章 学生支援	81
第 8 章 教育研究等環境	95
第 9 章 社会連携・社会貢献	110
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	118
第 2 節 財務	130
終章	134

序章

自己点検・評価委員会
委員長 富松保文

本学の自己点検・評価制度は、1994年の大学基準協会への加盟を機に、同年7月に「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」を制定することより始まった。翌年には自己点検・評価運営委員会及び実施委員会を立ち上げ、1999年に最初の自己点検・評価報告書として「明日に向かって」を発行。4年後の2003年には第2回の自己点検・評価報告書を発行している。

この間、2002年の学校教育法改正により、2004年度以降、すべての大学に認証評価機関による最低7年に1度の認証評価が義務づけられることとなった。

これをもとに、本学では2008年度に最初の認証評価を受けることとし、その結果、大学基準協会より、長所5件、勧告2件、助言23件の指摘とともに基準に適合しているとの評価を得た。

この評価・指摘に従い、次期の自己点検・評価委員会では改善に努め、第2回目となる2015年の認証評価においては、長所5件、努力課題7件、改善勧告0件という評価をもって基準適合の認定を得ることができた。

そして今回、本学として第三回目の認証評価を受けることとなる。

前回の認証評価以降、自己点検・評価委員会では、認証評価で努力課題として指摘を受けた事項の内、内部質保証のためのPDCAサイクルの確立とその全学的共有、そしてその実施、推進を中心に検討を重ねてきた。

とりわけ、この間の本学固有の状況として、創立90周年に当る2019年度より、新たにクリエイティブイノベーション学科を創設し、既存の映像学科の移設とあわせて、創立以来はじめて2学部制を採ることとなった。

これを機に、従来の理事長室会議、学長室会議、教授会及び各種委員会等の位置づけを全面的に見直し、学長の意思決定の場として新たに大学運営会議を設けるとともに、2学部それぞれに学部長を置き、教授会の運営については学部長に委ねることとした。こうした学長による最終的な意思決定と教授会審議との役割の峻別と明確化の取り組みが、教学ガバナンスにおける最も大きな改革となった。

これをもとに新たに内部質保証推進体制とPDCAサイクルを見直し、大学における各会議体の役割と連関を明確化したものが第2章で言及する「内部質保証体制図」と「PDCAサイクルフロー」となる。

前回の認証評価以降のこの7年間は新学部・新学科の設置や都心キャンパス構想の実現、そしてコロナ禍における実技を含めた全授業のオンライン化の取り組み等、本学の歴史の中でもとりわけ変化の大きな時期であった。だからこそ今回の認証評価が、不断の自己点検評価活動の成果を示すとともに、本学にとって今後の課題と真摯に向き合い、一層の発展・飛躍の契機となるよう期待するものである。

第1章 理念・目的

1.1 現状の説明

1.1.1 点検・評価項目1

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

武蔵野美術大学の教育理念は、昭和4（1929）年10月30日、本学の前身である帝国美術学校の創立に由来するものである。金原省吾（開校時学監）の手記には「教養を有する美術家養成」と記されている。また、名取堯（開校時主事）の『武蔵野美術』（創立三〇周年記念特集）に寄せられた30年の回顧には、「人間が人間になる道は激しい鍛錬、たゆまざる精進の中であって、放任の中にはない、その框（わく）を固定させず、しかも、放縦に任せず、真に人間的自由に達するような美術教育への願い」であると語られており、美術を技術的専門性だけではなく、総合的な人間形成をもって成るものと考えられている。

このように、まさに人間的自由に達するために美術・デザインを追求することこそが、本学の教育理念であると言うことができ、国内美術大学では最大規模の造形教育の大学となった現在も、建学の精神、教育理念を継承し堅持している（資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6）。

本学では、こうした建学の精神と教育理念に基づき、大学の目的・使命を武蔵野美術大学学則第1条、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程第1条及び武蔵野美術大学大学院規則第1条に、それぞれ次のように定めている。

・武蔵野美術大学学則第1条（資料1-7）

武蔵野美術大学は、美術、デザイン及び建築に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造発展、国家社会の福祉に貢献することを目的とする。

・武蔵野美術大学造形学部通信教育課程第1条（資料1-8）

武蔵野美術大学は、造形学部通信教育課程を設置し、教育基本法に則り、学校教育法第84条の規定により通信の方法によって、造形に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造発展、社会の福祉に貢献すること

を目的とする。

・武蔵野美術大学大学院規則第 1 条（資料 1-9）

武蔵野美術大学大学院は、武蔵野美術大学学則第 3 条の規定に基づき、学部における一般的・専門的教育の基礎のうえに、美術・デザインに関する専門の技能、理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めた人材を養成し、もって文化の創造・発展に寄与することを目的とする。

また、教育の理念及び大学の目的・使命に基づき、各学部・研究科ごとに教育目標と 3 つのポリシー「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」、「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」を策定し、文化の創造・発展に寄与することを目的とした制作、研究活動を展開しており、現在は、造形学部と造形構想学部の 2 学部に、絵画、彫刻からデザイン、建築、映像、芸術文化、そして社会イノベーションまで、美術・デザインの広がりに対応する 12 学科、造形研究科、造形構想研究科から成る大学院を設置している。

学部において、学校教育法第 83 条では、大学の目的を「広く知識を授ける」こと、「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる」こと、そして「その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことと規定している。

一方本学は、美術、デザイン及び建築に関する学術の中心として、「広く知識を授ける」こと、「深く専門の技能、理論及び応用を教授研究」すること、そしてそうした教育研究活動により「人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成」すること、「もって文化の創造発展、国家社会の福祉に貢献すること」を目的としている。

以上の逐条による比較検証により、本学の目的が学校教育法第 83 条に定める高等教育機関として大学が追求すべき目的を踏まえて設定されたものであり、学術文化の研究機関としてふさわしい内容を有するものであることは明らかである。

大学院においても、学校教育法第 99 条では、大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」ことと規定している。

一方本学大学院は、「美術、デザインに関する専門の技能、理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めた人材を育成」すること、「もって文化の創造発展に寄与する」ことを目的としている。

以上の逐条による比較検証により、本学の目的が学校教育法第 99 条に定める高等教育機関として大学院が追求すべき目的を踏まえて設定されたものであり、学術文化の研究機関としてふさわしい内容を有するものであることは明らかである。

以上のことから本学の理念・目的は、適切に設定されていると判断できる。

またこれらを踏まえ、教育研究上の目的を、次のように定めている（資料 1-10web）。

・造形学部

武蔵野美術大学造形学部は、美術を総合的な人間形成をもって成るものとする教育理念に基づき、次の教育目標を掲げる。

1. 幅広い教養を備え、人格的にも優れた美術・デザインを中心とする造形各分野の専門家を養成する。
2. 美術とデザインの領域における総合的な造形教育を通じて、広く知識を授けるとともに、深く専門の技能、理論や応用を教授研究し、豊かな美的教養をそなえた社会人を育成する。

こうした人材の輩出をもって、日本と世界の文化の創造発展と社会に貢献することを、武蔵野美術大学の使命とする。

・造形学部日本画学科

日本画学科は日本画の基礎的な専門技法を習得し、日本人の感性に宿る独特な美意識と精神性から生まれる日本独自の文化を背景に保持してきた伝統を現代の表現として展開し、個性豊かに創造する力を持つ人材の育成を教育目標とする。

・造形学部油絵学科（油絵専攻／版画専攻）

油絵学科は多様な価値判断のもと、作品制作をとおして社会との共生やつながりをつくり、また絵画を重層的にとらえ、あらゆる可能性を追求し、創作活動を通じて社会性を獲得しうる人材の育成を教育目標とする。

・造形学部彫刻学科

彫刻学科は、同時代の美術とは何かを問い続けることと、素材と対峙しながら美術の歴史を見つめ直すことを行き来しながら制作を行い、表現についての思考力を深め、理論的にステップアップしてゆき、4年間を通して自立して制作研究のできる人材の育成を教育目標とする。

・造形学部視覚伝達デザイン学科

視覚伝達デザイン学科は、社会的な視点から情報をとらえ直し、再構築することができる知性と行動力、人々の感性に共鳴しうる高度な技術と美意識を持った専門家＝デザイナーや、現代社会とその未来に対応する創造的な担い手、新しい時代のヴィジュアル・コミュニケーションのとびらを開く人材の育成を教育目標とする。

・造形学部工芸工業デザイン学科

工芸工業デザイン学科は、人間の制作とモノに関わりをもち、心地よい暮らしをデザインするための豊かな感性と幅広い知識、問題意識を養い、多様化する人々の価値観と絶えず変革する技術を見据え、次代が求める解決策に積極的に取り組む思考・表現力、社会と

の連携を図れる人材の育成を教育目標とする。

・造形学部空間演出デザイン学科

空間演出デザイン学科は、「人間的自由に達するために美術・デザインを追求する」という本学の教育理念に則り、「空間」という視点から思考、想像、創造し、次代の生活文化を豊かに創造できる人材の育成を教育目標とする。

・造形学部建築学科

建築学科は、室内から都市全体の環境に至るまでを、快適な人間生活のための空間として総合的に計画し造形し得る人材や、価値ある生活環境の創出を目指し、幅広い教養、工学的知識と造形能力を身につけた人材の育成を教育目標とする。

・造形学部基礎デザイン学科

基礎デザイン学科は、社会形成・環境形成に関するあらゆる活動を対象とする領域横断性を標榜するデザイン学科である。変化する社会や世界を見すえ、既存の領域や方法にとらわれない、やわらかく創造的な頭脳と知性の育成を目指しており、デザイン諸問題を、先端的な造形と科学の双方、かつ学際的な思考の基盤から把握し、構想へと導ける人材の育成を目標としている。

・造形学部芸術文化学科

芸術文化学科は、社会を形成している多様な人々に対して、より深く芸術文化の価値を読み解き、構想し、その価値を知らしめる専門的な人材を育成するという理念を置く。ミュージオロジー（博物館学）、プランニング（企画）、マネジメント（運営）の三本柱によって、社会と芸術をつなぐ理論と実技を横断的に学んで、見る、聞く、話す、書く、作る、という実践性を総合的に身につけることを教育目標としている。

・造形学部デザイン情報学科

デザイン情報学科は、時代を読み解く知識基盤や倫理観とともに、デザイン情報学の基礎となる課題設定、調査分析、構想立案を行う力を養い、「メディア表現」、「コミュニケーション創発」、「デジタル技術」の学問領域を統合させた「汎技術としてのデザイン知」を自在に生かすことのできる人材の育成を教育目標とする。

・造形構想学部

美術を総合的な人間形成をもって成るものとする教育理念に基づく造形教育は、これからの社会に強く求められている自主性、人間性、思考力、表現力を育むものである。

本学部は、そのような総合的な人間形成としての造形教育と社会に対する広範な知識の教授を通じて、美術・デザイン領域のみならず、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を行いうる柔軟な発想や構想力を有する人材、すなわち創造的思考をもって社会的イノベーションに寄与する人材を養成することを目的とする。

・造形構想学部クリエイティブイノベーション学科

クリエイティブイノベーション学科は、総合的な造形教育と現代社会・産業に対する広範な知識の教授を基盤とした「創造的思考力」を、ビジネス分野、テクノロジー分野、ヒューマンバリュー分野との融合において強く発揮し、激しい環境変化や未来が予測しづらい現代社会における諸課題の解決に貢献し、新たな人類価値の創出を行いうる柔軟な発想や構想力を有する、情感ある人材の育成を教育目標とする。

・造形構想学部映像学科

映像学科は、総合的な造形教育と社会に対する広範な知識の教授を基盤とし、映像表現分野とテクノロジー分野の交錯する領域において創造的思考力を発揮できる人材、幅広い教養に通じ歴史的背景を理解しながらも、変化する社会状況、技術・表現に適応し、新たな価値を産み出さうる映像表現者であり文化創造の担い手となる人材の育成を教育目標とする。

・造形学部（通信教育課程）

通信教育課程は、通信教育によって、広く造形の高等教育の機会を提供し、生涯学習に向けた基礎的で幅広い教育と、リカレント教育に向けた高度で専門的な教育の二つを柱に、学生各自の条件や目的に応じた学習を可能にする種々の仕組みによって、社会の多様なニーズに応えていくことを教育目標とする。

・造形研究科（修士課程）

武蔵野美術大学大学院造形研究科は、その教育理念に基づき、次の教育目標を掲げる。

1. 独自の研究テーマを確立し、表現者・研究者として活動していくために必要な論理的思考能力を培うこと
2. 現代の社会状況を見据え、制作や研究を通じて社会に発信できる能力を培うこと
3. 世界的視野に立ち、専門家として自立して創作・研究活動を行う人材を育成すること

・造形研究科（博士後期課程）

近年、美術、デザイン、建築、映像等の造形芸術における表現領域においてはそれぞれ専門性が進化する一方で、多様化、横断化、複合化の方向に向かっている状況がある。このような状況においては、関連する学術研究の著しい進展や社会の変化に対応できる幅の広い視野と総合的な判断力に基づいて個々の領域における専門性を深めることができる人材が求められる。

造形芸術専攻（博士後期課程）は、このような時代の変化や社会的要請を十分に踏まえて、高い専門的技能と広い視野、深い知識を有する造形芸術における（1）高度の専門的職業人、（2）研究者、（3）アーティスト、（4）教育者としての活躍が期待される人材の養成を目標とする。

・造形構想研究科（修士課程）

造形構想研究科には、造形構想専攻を置き、総合的な造形教育によって得られる創造的思考力と社会に対する広範な知識を基盤として、現代文明のグローバルかつ加速度的な変化の中で、美術・デザイン領域を超えて、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を行いうる柔軟な発想や構想力を有し、かつそれを高度に実践できる実行力、推進力、牽引力を備えた人材を養成することを目的とする。

・造形構想研究科（博士後期課程）

分野横断的かつ超領域的な新しいサービスやビジネスの創出、新たなメディア表現や文化価値の創造に向けた、より高度な創造的思考力の応用発揮を教授研究し、徹底した実践とマネジメント教育によって、広く社会問題の解決や新たな人材価値の創出を推進しうる人材を養成し、もって社会に貢献することを目的とする。

以上のように、いずれの学部・研究科においても、「美術を技術的専門性だけではなく、総合的な人間形成をもって成るものと考え、人間的自由に達するために美術・デザインを追求する」という本学の教育理念を踏まえ、人材育成と教育研究上の目的を適切に設定している。

1.1.2 点検・評価項目 2

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の教育理念・目的及び各学部・研究科の教育研究上の目的は、武蔵野美術大学学則第1条、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程第1条及び武蔵野美術大学大学院規則第1条に定められ、明示されている。

また、建学の精神・教育理念・目的及び、学部、学科・研究科の人材育成その他の教育研究上の目的については、履修・学修ガイドブックや大学 web サイトにおいて確認することが可能となっており、教職員、学生、社会に対して適切に公表されている（資料 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-10web）。

さらに、学生に対してはオリエンテーション時に説明されている。また、新入生に対しては、大学の記念誌「武蔵野美術大学のあゆみ」（資料 1-11）を保護者宛てに送付し、本学の建学の理念、歴史について理解を求めている。なお、2016 年度より学部生を対象とした文化総合Ⅰ類科目の「ムサビ入門」（2021 年度より「むさびを知る」に科目名変更）を開

講した（資料 1-12）。当該科目は入学生に対し、大学における学びの導入として大学の成り立ちや歴史を知り、表現者としての視点を確立させる内容となっている。

本学の教職員に対しては、本学の理念について共有を深めるために、刊行物の配付に加えて、入職時に学長等から詳細な説明を行っている。

本学では、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育・研究活動等の状況を積極的に公表しており、「武蔵野美術大学広報ポリシー」（資料 1-13）において以下のように定めている。

- ・大学としての社会的責任を認識

公益性を有する高等教育機関としての社会に対する責任（USR）を認識し、関連法規を遵守した上で、大学の運営状況や諸活動について積極的な情報公開を行う。

具体的な公表方法としては、武蔵野美術大学 web サイトに「大学情報の公開」ページを設け、リンク先を集約している（資料 1-14 web）。また、2016 年度より事業報告・大学の概要・各種データをまとめた冊子『MAU FACTBOOK』を制作し、公開するとともに、2019 年度以降は「Visualize！データでみる武蔵野美術大学」として公表している（資料 1-15web、1-16web）。

以上のことから大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して適切に公表されていると判断できる。

1.1.3 点検・評価項目 3

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、2014 年 4 月に、2014 年から 2021 年度にわたる 8 年間の第一次中長期計画を策定した。そのうち当初の 4 年間（2014 年から 2017 年）を第一期、その後の 4 年間（2018 年から 2021 年）を第二期として位置付け、美術、デザインを専門とする大学として高い教育・研究力を発揮し、専門性と豊かな教養を備えた人材を育成するとともに、学術・文化を世界に発信する拠点としての地位の確立を目指している。

18 歳人口の減少、規制緩和による競争原理の導入などわが国の高等教育を取り巻く環境が厳しさを増す中、学生にとって魅力ある大学であり続け、質の高い受験生を安定的に確保し、多くの優秀な人材の輩出を目的としており、また、社会人の学び直しをはじめ、美術教育の多様な需要と広い世代に対応した教育の機会を充実させ、学士課程教育機関である通信教育課程の運営や、履修証明プログラムや公開講座等のエクステンション活動の

実施など、生涯を通じた学びの場としての大学の機能を強化する予定である。

第一期では、戦略的構想として「都心型キャンパスの開設」を検討し、また事業構想として「学部・デザイン系学科の再編・新コース等設置」、「大学院の充実」を掲げた。「大学院の充実」については、認証評価の指摘を踏まえ大学院の定員超過率是正を考慮した施策である。2019年4月には造形構想学部および大学院造形構想研究科を開設し、造形構想学部にはクリエイティブイノベーション学科を、造形構想研究科にはクリエイティブリーダーシップコースを設置した。前述の新学科および新コースは都心での展開を検討した結果、新たに鷹の台キャンパスでは、学部2年次までの教育施設として15号館を建設し、また新宿区に都心キャンパスとして「市ヶ谷キャンパス」を構築した。また新学部設置と合わせて、既存の学部及び研究科の定員についても変更を行った。2014年4月には学生支援として鷹の台キャンパスに近接する立川市に高速Wi-Fi、共用アトリエ、大浴場等を整備した「武蔵野美術大学学生寮」を設置し、第二期にあたる2020年4月には第二学生寮を国分寺市に設置した。

2018年から始まる第二期においては戦略的構想として「100周年事業計画大綱の策定」、「新学部・研究科開設に伴う2学部制の着実な運営」、「市ヶ谷キャンパスの価値構築」、「新たな2キャンパス制へ」を掲げた。また事業構想としては「教育研究組織の改編等」、「教育研究環境充実に向けたキャンパス整備」、「教育の内部質保証システムの強化」、「実質的な国際化の推進」、「学生支援の充実・強化」、「研究支援・社会連携推進、美術教育の普及、美術文化の振興」、「広報活動の強化」、「財政基盤の強化と組織力の強化」の8項目を掲げた。このうち、「教育の内部質保証システムの強化」については、前回の認証評価で努力課題とされたことを受け、全学的なPDCAサイクルの精緻化と教育活動の活性化を図ったものである。

全学的な情報化の推進とこれからの美術教育に求められる情報メディア教育の基盤形成を担うため、2021年度から情報教育センターを開設した。情報教育センターは、全学生が履修できる情報表現科目の授業運営の拠点となるだけでなく、日本画・油絵・彫刻各学科の学生を対象とするデザイン科目の授業運営、データサイエンスやAIなどの情報関連科目やメディアリテラシー教育の充実化の推進、オンライン授業を円滑に進めるための支援などを行っていく。

教育課程・学修成果、教育の質保証としては、各学科単位、また関連事務局ごとに自己点検評価に基づくチェックシートを作成し、学長をはじめ、自己点検評価委員会、大学運営会議、主任教授会議において教育活動の有効性を検証することでPDCAサイクルを機能させた。

通信教育課程では、アート・デザインの多様化の情勢を受け、従来の4学科9コースを3学科4コースに改編し、専門分野をより深く横断的に学べる教育課程を開設し新たに開講する科目の教材作成を順次進めている。今後のメディア授業科目の充実に向け学習環境の整備を行っている。

教育研究等環境の整備として、鷹の台キャンパスにおける7号館・8号館バリアフリー対策としてのエレベーター棟の整備や屋外作業場の建設を実施した。市ヶ谷キャンパスでは、造形構想学部クリエイティブイノベーション学科の3年生及び4年生が同キャンパス

を拠点とすることから、2、3、4 階の耐震補強工事を進め、演習室、スタジオ、ゼミ室（セミナールーム）等を整備した。

吉祥寺校は、各校舎が築 60 年以上を経過しており、校舎としての使用が年々厳しくなっていた。そのため中長期計画に基づき、大学施設としての使用を 2023 年度末までとし、主に使用している通信教育課程については、事務や研究室の機能を鷹の台キャンパスに移転することを決定した。通信教育課程で実施するスクーリング会場については、今後、鷹の台キャンパスおよび三鷹ルームでの開催を検討するため学内での調整を行う予定である。

「イノベーティブなグローバル人材を育成するくまもと AL ネットワーク（KAN）の構築」を目指す熊本県立熊本高校と本学初となる高大連携協定を締結した。また教育・研究、ひとづくり、まちづくり等の分野における連携を目的とし、一般財団法人地域活性化センターとの連携協力に関する協定を締結した。

アート、デザイン、メディア系の高等教育機関が加盟する世界最大規模の芸術系非営利連合組織「CUMULUS（クムルス）」に 2020 年 6 月加盟した。教育研究に係る情報の入手・人的交流・本学の教育研究活動を世界へ発信すること等が期待される。

市ヶ谷キャンパス内において、ソーシャルクリエイティブ研究所の運営を開始した。同研究所内に政策デザインラボを設置し、オンラインセミナーを実施している。また同キャンパスの 1 階において株式会社良品計画と協同で新しい価値づくりの拠点となる「共創スタジオ」を 2019 年に整備した（資料 1-17、1-18web）。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画を設定しており、適切であると判断できる。

1.2 長所・特色

本学では国内外の優れた教育研究機関との学術交流や産業界・地域との数多くの共同プロジェクトを展開するなど積極的な社会連携活動を行っている。とくに、帝国美術学校時代から先進的に取り組んできた国際交流活動では、文部科学省による「スーパーグローバル大学等事業—経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援（旧グローバル人材育成推進事業）」でも 2012 年に芸術系大学では唯一の採択校となるなど、多彩な教育プログラムを展開し、専門性と豊かな教養を備えたグローバル人材を育成してきた。

卒業・修了生は造形各分野の専門家としてだけでなく、幅広い業界・団体において組織人としても活躍している。それを支えているのは、教養教育と美術・デザインの専門教育を融合し、総合的な人間形成を目指す教育において育んできた「創造的思考力」であると考えている。この「創造的思考力」を、ICT、AI など新技術への十分なりテラシーをもって人の知情意に寄り添う力、クリエイティブな発想や思考で新しい世界を想像する力、そこから現代社会の諸問題に気づきそれを解決する力、ビジネスを変えるために創意工夫する力などに発展させ、急激な社会変動にも柔軟かつ創造的に対応できる構想力を備えた人材を育成すべく、創立 90 周年となる 2019 年には新たに「造形構想学部」と「造形構想

研究科」を設置し、2021 年度には造形構想研究科に博士後期課程を設置した。

いずれの学部、研究科においても、建学の精神である人間的自由に達するために美術・デザインを追求することにより、専門的な知識を身に付けると同時に、国際化する経済社会の中で広い視野を持って、実践的、積極的に行動しうる人材を育成することを目指していることが本学の特色である。

「中長期計画」は毎年度進捗状況を確認し、組織・財政基盤を考慮の上必要に応じて修正を加えている。それを基に、年度ごとの事業計画を大学全体の在り方や将来構想等を踏まえ策定している。また、2029 年に創立 100 周年を迎えるに当たり、100 周年構想準備委員会及び構想ワーキングチームの議論を経て、100 周年構想に向けたコンセプトペーパーを取りまとめ、2020 年 10 月に 100 周年事業本部を設置した。事業本部のもとに、歴史・編纂検証委員会、教育改革検討ワーキングチーム、第 2 次中長期計画プロジェクトチームを立ち上げ、検討を開始している（資料 1-19、1-20）。

1.3 問題点

造形構想学部クリエイティブイノベーション学科はまだ完成年度を迎えていない。そのため完成年度以降は、社会的変化に対応しつつ、また学科の理念や目的にそった適切なカリキュラム構成となっているかどうかの検証を適宜、実施する必要がある。他の学科についても同様である。

造形学部通信教育課程の校舎を中心とする吉祥寺校の機能については 2024 年 3 月までに鷹の台キャンパスに移転することが決定している。鷹の台キャンパスでは、通信教育課程の運営を行うべく、各学科の協議を開始したが、詳細については今後も継続して検討する必要がある。

1.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、建学の精神と教育理念に基づき、大学の目的及び学部・研究科等の目的を適切に設定している。また、これらは学則又はこれに準ずる規則等に明示し、武蔵野美術大学のあゆみ等の刊行物や web サイトを通じて、教職員及び学生に周知し、社会に対して広く公表している。

今後も、大学の建学の精神と教育理念、目的等を実現するため、将来を見据えた中長期計画を策定し、教育改革を推し進めていく。

第 2 章 内部質保証

2.1 現状の説明

2.1.1 点検・評価項目 1

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

武蔵野美術大学における「内部質保証」とは、本学の教育理念の実現と教育目標の達成に向けた教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を検証し改善向上に努め、これによって本学の教育研究の質が適切な水準にあることを自らの責任において説明・保証する恒常的で継続的なプロセスのことをいう。

本学では武蔵野美術大学における「内部質保証」を恒常的に機能させることを目的として、内部質保証の方針及び実施体制を定め、以下のとおり公開している（資料 2-1web）。

また、第 1 次中長期計画（第二期：2018 年度から 2021 年度）において、「教育の内部質保証システムの強化」を掲げている。1994 年度より実施している自己点検・評価活動を継続し、PDCA（計画、実行、評価、改善）のサイクルの構築と、精緻化を行い教育・研究活動の活性化と質の向上を図るものである（資料 1-17）。

1. 内部質保証の方針

「武蔵野美術大学は、本学の教育理念の実現と教育目標の達成のために、全学的な PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを確立し、教育活動の活性化と質の向上を図る。」

この方針は 2017 年 6 月に改正され、それに伴い「内部質保証のための PDCA サイクル」が策定された。その後 2019 年 3 月に 2 学部制体制への移行に伴い改正され、2021 年 7 月に再度検証、改善し、本学 Web サイトで公開している（資料 2-1web、2-2web）。

2. 内部質保証推進に係る実施体制

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を議長とする「大学運営会議」とする。大学運営会議は大学全体の教育研究活動等の適切性・有効性を検証し、学長の指示のもと、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施する。

3. 内部質保証の推進に関連する学内の組織

①大学運営会議（資料 2-3）

学長を議長とし、内部質保証推進組織として位置づけられ、本学の方針、計画策定、計画の促進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定を行う。

各教育単位・事務組織の教育研究活動より得られた課題や改善等はすべて大学運営会議に集約される。この課題等については、大学全体の教育研究活動等を改善するために大学運営会議において審議され、方針や改善策等が決定される。決定された事項は学長指示のもと、各教育単位・事務組織にフィードバックされ、PDCA サイクルが機能する。

【大学運営会議の内部質保証推進組織としての権限と役割】

- ・内部質保証のための全学的な計画に基づく大学運営方針の策定
- ・教学マネジメント体制の構築
- ・各学部・研究科その他の組織に対する教学マネジメント及び支援
- ・教学マネジメントの適切性、有効性の検証及び支援
- ・検証結果をもとにした改善・向上のための計画の作成、運用

②自己点検・評価委員会（資料 2-4）

大学全体の自己点検・評価の実施及び取りまとめを行う機関である。各教育単位・事務組織より提出される自己点検・評価のためのチェックシートをもとに点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を大学全体として取りまとめ、大学運営会議に報告する。

③主任教授会議（資料 2-5）

自己点検・評価、IR 委員会、FD 委員会等における活動及び課題を共有し、各教育単位の活動に反映するとともに、教育活動・教育改善について全学的な調整を行う。

④教授会、研究科委員会、博士後期課程運営委員会、教務委員会、学生生活委員会等

恒常的に教育の質保証に関する課題や改善等について協議し、各教育単位における教育の質の確保、向上に資する取組へと繋げる。

また、大学運営会議と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担を明確にするため、内部質保証体制図を作成し、本学の Web サイトで公開している。（資料 2-6web）

以上のことから、本学では内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示していると判断できる。

2.1.2 点検・評価項目 2

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

（1）全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

本学では学長のもとに 2019 年 4 月に設置された大学運営会議が全学における内部質保証推進の責任を負う。大学運営会議は学長、学長補佐、学部長、通信教育課程課程長、研究科委員長、美術館・図書館長、事務統轄、大学企画グループ長、学生支援グループ長、美術館・図書館グループ長及び経営戦略室長を構成員とし、教育研究上重要な事項や大学運営及び教学企画に関する事項等、大学運営に関わる課題を協議する他、内部質保証の推進に責任を負う組織としても位置付けられている（資料 2-7）。

大学運営会議では、大学全体の教育研究活動等の有効性を検証し、学長の指示のもと、その検証結果を踏まえた改善指示を各担当部署に対し行っている。2019 年 3 月までは「改革合同会議」が内部質保証の推進を行ってきたが、2019 年 4 月より 2 学部制となったことから、従来の改革合同会議を改め大学運営会議として組織改編を行った。なお大学運営会議規則が 2020 年 12 月に改正され、協議事項に教育の質保証に関する事項が追加された（資料 2-3）。

・大学運営会議

学長を議長とし、内部質保証推進組織として位置づけられ、本学の方針、計画策定、計画の促進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定を行う。

各教育単位・事務組織の教育研究活動より得られた課題等はすべて大学運営会議に集約され、そこでの審議の後、学長によって方針や改善策等が決定される。決定された事項は学長指示のもと、各教育単位・事務組織にフィードバックされ、PDCA サイクルが機能する（資料 2-6web）。

・自己点検・評価委員会

大学全体の自己点検・評価の実施及び取りまとめを行う機関である。各教育単位・事務組織より提出される自己点検・評価のためのチェックシートをもとに点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を大学全体として取りまとめ、大学運営会議に報告する。委員は理事長・学長の指名する教員 4～5 名、理事長・学長の指名する事務系職員 3～4 名で構成すると定めており、現在は学長補佐、学部長、通信教育課程課程長、総務グループ長、大学企画グループ長、学生支援グループ長、美術館・図書館グループ長、教学企画チームリーダーで構成されている。自己点検・評価委員会については、学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則（資料 2-4）に定めており、第 5 条において、委員会の任務として自己点検・評価を企画、実施し、その結果を統括、整理し、理事長及び学長に報告することとしている。

・主任教授会議

自己点検・評価委員会、IR 委員会、FD 委員会等における活動及び課題を共有し、各教育単位の活動に反映するとともに、教育活動・教育改善について全学的な調整を行う。

なお、主任教授会議については、武蔵野美術大学主任教授会議規則（資料 2-5）に定めており、第 3 条第 1 項（協議事項）により、全学的な教育・研究活動の推進、改善及び教

育の質保証に関する事項について協議し、業務執行上必要な調整を行うとしている。

・教授会、研究科委員会、博士後期課程運営委員会、教務委員会、学生生活委員会等

恒常的に教育の質保証に関する課題や改善等について協議し、各教育単位における教育の質の確保、向上に資する取組へと繋げる。

なお、以上については 2021 年 7 月の大学運営会議及び法人運営会議で確認し、本学 web サイトで公開している（資料 2-8、2-1web）。

以上のことから、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適切に整備していると判断できる。

2.1.3 点検・評価項目 3

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学造形学部における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学科単位で策定され、「履修・学修ガイドブック」に明記されていた。

2017 年 4 月 1 日の学校教育法施行規則の改正を受け、学長室会議において、中央教育審議会の「3 ポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って、3 ポリシーを一体的に策定・公表する方針が示された。その方針に基づき、カリキュラム専門委員会及び教務学生生活委員会での審議を経て、2017 年 9 月の教授会において造形学部として一本化されたディプロマ・ポリシーが承認された（資料 2-9、2-10）。同時にカリキュラム・マップを作成し、2018 年度 Web シラバスより各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係の可視化を実現した。

その後、2018 年度には、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの改正を順次決定した（資料 2-11、2-12）。

なお、これら 3 ポリシーの策定に当たっては、全学的な基本方針として、本学の教育目

標と高等学校の新学習指導要領を踏まえ、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」、「技能・表現」の4つの観点から検討を行った。

2019年4月から開設した造形構想学部では、2018年3月に実施した開設準備部会において設置申請に際して、創造的思考力を基本的な考えとし、3ポリシーの策定を行った。

2020年度、2021年度は内部質保証のためのPDCAサイクルを機能させることを目的として、自己点検・評価委員会より、各学科及び事務局に点検・評価チェックシートの作成を依頼した。2020年度は、提出されたチェックシートを自己点検・評価委員会においてとりまとめ、点検・評価後、改善事項等所見を記載した。このチェックシートは大学運営会議に提出され、大学運営会議の議長である学長はこの報告を受け有効性を検証し、検証結果を踏まえた改善・向上のための方策の策定指示を学部・研究科その他の組織にフィードバックした（資料2-13、2-14）。

2021年度についても同様に、提出されたチェックシートについて自己点検・評価委員会が所見を記載、大学運営会議を経て学長よりフィードバック（改善指示）を行った（資料2-15）。

教育研究の質保証のためのFD活動の一環として、毎年全学研修会及び研究集会を開催している。2020年度は全学研修会のテーマを「ムサビのオンライン授業・その可能性」として開催した。

実技授業が必須である本学においては「ムサビ生の学びを止めないために」を掲げ、コロナ禍の中、2020年度5月から対面型とオンライン型を並行し、創意工夫を図りながら授業を進めた。この全学研修会においては、それぞれの教育単位におけるオンライン授業実践事例を振り返り、オンライン授業に関する取組を通して本学の教育の在り方をとらえ直し、本学学生の学びの新たな可能性を探る機会とした。

また、学生に対して「コロナ禍におけるオンライン授業アンケート」を実施し、コロナ禍における本学の教育及び学習の成果について検証を行い、その結果についても上記研修会の中で報告を行った。同時に、コロナ禍における学生の就職活動についても報告がなされた（資料2-16）。

IR活動として、毎年各種学生アンケート（①新入生アンケート、②在学生アンケート、③授業評価アンケート、④卒業時アンケート、⑤卒業生アンケート、⑥就職先アンケート）を実施している。学生の入学時、在学時、卒業時、卒業後の教育成果、授業評価、満足度、学生生活、就職先等について把握、検証を行い、結果を大学運営会議で共有している。また、一部は主任教授会議においても共有し、教育環境・学修環境の改善に役立てている。

学部・研究科レベルにおいては、授業終了の都度、授業評価アンケートを実施し、アンケート結果に対する主任教授名の総評及び必要に応じて授業改善計画書の提出を各教育単位に義務づけ、さらに教務委員会等で共有することで、大学全体としてのPDCAの仕組みを構築している（資料2-17）。

各種アンケート結果は、大学Webサイトでも結果を公開しており、今後、結果にもとづ

き詳細にわたる分析を行っていく計画である（資料 2-14、2-18、2-19 web）。

本学の教育研究活動の質を社会に対し保証するため、7 年周期で大学基準協会の大学評価を受けている。2015 年度に指摘された 7 件の努力課題について、自己点検・評価委員会を中心に全学的な検証・改善活動を進め、その結果を 2018 年度に「武蔵野美術大学改善報告書」（資料 2-20）としてまとめて提出した。大学基準協会からは「改善報告書検討結果（武蔵野美術大学）」（資料 2-21）として示され、全ての指摘事項について改善しているとの評価を受けたが、内部質保証については「PDCA サイクルを機能させるにはいたっていないため、今後、内部質保証を組織的に推進することが望まれる」との指摘を受けている。また各教員の活動を検証する「教育研究活動業績報告書」は、2015 年度の実地調査において、「どのように評価されて、教育・研究活動の改善に寄与しているのか明らかでない」との指摘を受けたことから、2018 年度より、活動領域の見直し、主任教授による総評の提出など 7 点に亘る改善を行った。また 2020 年度においては、PDCA サイクルによる更なる改善や評価への反映を求めるため、教育活動、教育業績等について、教育理念から成果までを自己省察等を含めて記載した（資料 2-22）。

2019 年度に新設した造形構想学部および造形構想研究科については、設置に係る設置計画履行状況報告書 2019 年度分及び 2020 年度分を提出した。本件については 2 か年とも指摘事項が付されておらず、また同報告書については大学 Web サイトにて情報を公開している（資料 2-23web）。

以上のことから、本学では方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

2.1.4 点検・評価項目 4

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点 3：公表する情報の適切な更新
--

本学の、教育研究活動の情報の公表に関しては、大学 Web サイトに「大学情報の公開」のページを設け、建学の精神・教育理念、学生数、学部・研究科・教職課程、修士や教育課程、また成績評価や卒業要件、国際交流および留学支援、就職、学生支援、自己点検・評価結果などの項目を公開している。また財務、その他の諸活動の状況等についても同様に大学 Web サイトにおいて広く社会に公表している。これらの情報は、毎年定期的に更新される。それぞれの担当部署が作成した情報を、広報チームが取りまとめ、公開している。

またこれらの他に、日本私立学校振興・共済事業団が運営している「大学ポートフォリ

オ」においても、本学の教育研究活動に関する情報を積極的に公開している。情報の公開に当たっては、学校法人の概要、事業の概要、財務の概要と共に本学の教育・研究、国際交流、社会貢献等の取組みや施策の現状をわかりやすくまとめた冊子『MUSASHINO ART UNIVERSITY FACTBOOK』を2016年度より作成し、学生の保護者に配付するとともに、大学 Web サイトにて公開し、広く社会に対し分かり易い形式での情報提供に努めた。なお『MUSASHINO ART UNIVERSITY FACTBOOK』については2019年度より「VISUALIZE」と称してより分かり易い形式にて大学 Web サイトに掲示することとなった(資料 1-15web、1-16web)。

大学の情報公開に関しては、学校教育法施行規則および私立学校法、教育職員免許法施行規則で公表することが義務付けられている項目はすべて公表するとともに、「学校法人武蔵野美術大学情報公開規則」に公開する情報の範囲や細目について定め、対応している(資料 2-24)。なお本規則に関しては広報チームが所管するとともに、関連法令の改正時には適宜その内容を検証し対応している。

教員の研究業績に関しては、大学 Web サイト上に専任教員プロフィール集を設け、研究業績、教育内容、社会貢献活動などの情報を公開している。なお当該プロフィール集においては検索が容易な構成としている。(資料 2-25web)。

本学の自己点検・評価結果については、2018年度までは大学の自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会の下でとりまとめ、理事長および学長に提出するとともに、大学 web サイト上にて公開している。公表に当たっては、原則として3年ごとに実施し、教育の質保証・向上への取組みや課題などを積極的に社会に発信している(資料 2-26web、2-27web)。

財務状況に関しては、予算および決算の概要、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録などの資料を大学 web サイトで毎年度公表している。各種の計算書については外部の利害関係者に対し分かり易い形で公表することに努めている。また監査法人による「独立監査人の監査報告書」および監事による「監査報告書」を付け公表しており信頼性と正確性を担保している(資料 2-28web)。

なお、大学 web サイトにおいて公表している内容は、以下のとおりである(資料 2-29web)。

- ・ 大学概要 (建学の精神・教育理念、学則など)
- ・ 事業計画・報告・ファクトブック
- ・ 財務状況
- ・ 教育研究上の情報 (教育研究上の基本的な情報、専任教員数、教育研究環境、学費など)
- ・ 修学上の情報 (教員、学生に関する各種データ、シラバス、取得可能学位など)
- ・ 履修概要公開 (履修・学習ガイドブック)
- ・ 教員養成の状況 (教職課程の概要)
- ・ 国際的な活動 (協定校、国際交流プロジェクト、グローバル人材育成プログラム、留学生対応、日本人学生の海外派遣など)
- ・ 設置に係る設置計画履行状況報告書
- ・ 法人情報 (法人役員、寄付行為、役員報酬など)
- ・ 大学の取組 (内部質保証、自己点検・評価報告書、評価結果、ハラスメント防止ガイド

ライン、個人情報保護、労働衛生安全、災害等への対応、一般事業主行動計画、障害者学習支援の基本方針、社会連携ポリシーなど)

以上のことから、本学では教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

2.1.5 点検・評価項目 5

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2015 年度の大学基準協会による大学評価では、本学の内部質保証については客観的根拠に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を全学的な自己点検・評価につなげる仕組みとなっていない旨、また教員や各部署の恒常的な検証との連携を図り、大学全体として実質的な取り組みとして機能させ、改善・改革につながるよう改善が求められた。この指摘を受け本学では 2016 年度に「内部質保証のための PDCA サイクル」を策定し、「大学レベル」に加えて「教育課程レベル」、「授業レベル」を設定し大学全体での点検・評価を明確化した。PDCA サイクルを行うに当たっては、Action を担う新たな会議体として「改革合同会議」を設置した。同会議では年度ごとに様々な点検・評価項目と改善経過を総括し、次年度の点検・評価活動につなげた。また、2019 年 4 月に造形構想学部および造形構想研究科を新設し 2 学部体制となったのを機に、「大学運営会議」を設置し、改革合同会議に代わり内部質保証を推進する組織として位置付けた。大学運営会議の下に、自己点検・評価委員会、IR 委員会、FD 委員会を置き、具体的に内部質保証を議論する委員会として位置付けた。大学運営会議では、各委員会での活動に関する情報共有を行うとともに、問題点、改善点等を協議、必要に応じてフィードバックすることで、質保証の適切性に関する検証を行っている。また「主任教授会議」を設置し、自己点検・評価や IR、FD 等の活動を共有し、各学科研究室の活動に反映するとともに、教育活動の改善について全学的な調整を行う組織と位置づけた。大学運営会議と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担を明記した「武蔵野美術大学の内部質保証について」に基づき、大学運営会議で協議された事項は、各教育単位・事務組織にフィードバックされ、具体的に実施される。本学の教育に関する事項については、各教育単位・事務組織からすべて本会議に情報が集約される（資料 2-1web、2-2web、2-6web）。

併せて、内部質保証の質を維持・向上させるため、認証評価機関による大学評価を受け、その妥当性、客観性を担保することにより、内部質保証サイクルを適切に機能させている（資料 2-21）。

自己点検・評価の実施にあたっては、毎年、大学運営会議から提示された方針・手続に基づく教学マネジメントに関わる目標・計画のもと、自己点検・評価委員会より、学部・研究科その他の組織に点検・評価（自己点検・評価チェックシート（資料 2-15）を依頼し、提出された点検・評価を自己点検・評価委員会が改善事項を付して大学運営会議に提出する。大学運営会議はこの報告を受け、その有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善・向上に向けて取り組むべき目標・計画を、学部・研究科その他の組織に提示する（資料 2-14）。

なお、本学では中長期計画に基づき、毎年度事業計画を策定している。事業計画では重点課題として重点項目が策定され、また、重点項目に基づいたテーマ別事業計画が策定されており、その内容は教育の質保証をはじめとした大学基準に沿った内容となっている。

また、事業報告では事業計画で掲げた重点項目及びテーマに基づきその進捗状況が報告されている。以上の事業報告、事業計画は理事会で決定され、教授会、業務連絡会議等全教職員が構成員となっている会議で共有され、本学 web サイトで公開されている（資料 1-18web）。

以上のことから、本学では内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

2.1.6 点検・評価項目 6

内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続きや全学及び学部等を単位とした PDCA サイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点 1：内部質保証推進組織等が行った COVID-19 への対応・対策は、教育を中心とした大学の質の維持・向上の観点から適切であるか。

コロナ対策に迅速に対応し、本学の掲げる「ムサビ生の学びを止めない」を実行するため、本学では学長室会議が中心となり、議論、検討を重ね、原則週 1 回の定例学長室会議に加え、2020 年度は臨時学長室会議を 26 回開催した（資料 2-30）。また、臨時学長室会議での検討内容を各教育単位と協議するために、コロナ感染症拡大防止対策委員会を発足した。当委員会は概ね月 1 回のペースで開催し、授業に関わること、学生支援に関わること等を中心に協議を重ねた（資料 2-31）。

最終的には大学運営会議において、コロナ対策における大学全体に関わることを確認、決定しており、これまでに下記のとおり原則月 1 回の定例会議にプラスして臨時で 6 回開催している（資料 2-32）。

- ①2020 年 2 月 28 日開催：新型コロナウイルス感染拡大防止に係る本学の緊急対応について－卒業式、入学式、教授会等、一定規模の集会の開催の可否等について－
- ②2020 年 3 月 30 日開催：新型コロナウイルス感染症対策について

③2020 年 3 月 31 日開催：新型コロナウイルス感染症対策について

④2020 年 5 月 1 日開催：

1. 全面入構禁止期間延長と事務取扱について（5 月 1 日発表）
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う服務等について（第 2 報 5 月 1 日現在）
3. コロナ感染症にかかる学生支援について（まとめ）

⑤2020 年 7 月 21 日開催：

1. 学生有志の会、学生協議会からの要望について
「新型コロナウイルスの影響に関する要望書」（2020 年 7 月 17 日付）
 - ・ムサビ・コロナ対応レポートご回答のお願い（油絵、村山ゼミ）→回答：7/22
 - ・学生有志の会アンケート（11 学科）
 - ・学生協議会、学生有志の会→回答：7/15
2. 武蔵野美術大学教育ローン利子補給金交付制度について

⑥2020 年 7 月 28 日開催：

1. 学生有志の会、学生協議会の要望に対する回答について
2. コロナ対応レポートに対する回答について

また、情報公開については、必要に応じてその都度広報チームが担当し Web サイトを通じて公開しているが、学生、教員への周知については、メール機能で対応している。上記に加え、2021 年度は、大学全体のコロナ対策について迅速に対応し、学内の啓蒙活動を促すことを目的として学長直結のコロナ対応広報チームを立ち上げた。構成員は造形学部副学部長、大学企画グループ長、広報チームリーダー、学生生活チームリーダー、学生支援グループスタッフ、大学企画グループスタッフの合計 6 名である。

なお、本学のコロナ対応については、2020 年度事業報告に取りまとめて報告し、web サイトで公開している（資料 1-18web）。

以上のことから、本学では内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続きや全学及び学部等を単位とした PDCA サイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19 への対応・対策の取り組みを適切に行っていると判断できる。

2.2 長所・特色

教員プロフィールについては、他大学と比較してより詳細な情報発信が行われている。また、美術大学の特性から、より分かり易い情報の発信に努めている（資料 2-25web）。

2021 年度事業計画においては、重点項目に基づくテーマ別事業計画の中で「教育研究活動、教育の質保証」を策定しており、その一つとして「教育改革に向けた教育モデルの検討、PDCA サイクルの検証」を提示している（資料 1-18web）。教育改革については武蔵野美術大学 100 周年事業に向けた学内体制において、教育改革検討ワーキングチームを中心

として今後の方向性を探ることとなっており、2021 年度よりスタートしたところである。なお、武蔵野美術大学 100 周年構想においては、100 年培った美術による「人材育成」とともに、創造的思考力をもって、未来を切り拓き創造する人材を育成するために、人材育成の軸となるテーマを掲げており、テーマの一つである「教育」においては、日本を牽引する美術大学としての「教育」の質の保証について新しい武蔵野美術大学の将来像を議論していくこととしている（資料 1-19、1-20）。

コロナ対策にかかる全ての事項において迅速に対応するため、学長室会議が担当の事務局と協力して検討、立案し、必要に応じて各教育単位の代表者からなるコロナ感染症拡大防止対策委員会で協議のうえ、決定している。学長の判断で全てが決定できるため、様々なことが迅速に対応可能となっている。

2.3 問題点

本学の内部質保証については、大学運営会議を推進組織と位置づけ、自己点検・評価委員会をはじめとした学内諸機関との連携によって円滑に取り組む体制が、2020 年度から 2021 年度にかけて整備されたところであり、PDCA サイクル活動が本格的に機能し、軌道に乗るまでにはもうしばらく時間を要すると思われる。チェックシートの作成と検証を繰り返し実施し、学内に認識してもらうことにより、質を上げていけるのではないかな。そのためには、学長のリーダーシップの下、大学運営会議による明確な方針の提示と、主任教授会議や教授会、研究科委員会、各種委員会及び事務組織等のより強固な協力が不可欠となる。

各種アンケート結果については、データを検証・分析し、具体的に教育・学修環境改善等につなげるシステムの構築が必要である。

教育研究活動の公表において、在外研究や海外研修時の情報を公開していないため、規則改正を受け、今後は大学 Web サイト上にて情報発信を行っていく必要がある。

2.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、その方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制として、大学運営会議を設置し、学部・研究科その他の組織と相互に連携を図りながら、内部質保証システムを有効に機能させている。

また、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を刊行物や web サイトを通じて、教職員及び学生に周知し、社会に対して広く公表している。

今後も、大学の建学の精神と教育理念、目的等を実現していくため、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につなげる取り組みを更に進めていく。

第3章 教育研究組織

3.1 現状の説明

3.1.1 点検・評価項目1

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の教育理念は、本学の前身である帝国美術学校の創立に由来するものである。帝国美術学校の創立に寄与した金原省吾の手記には「教養を有する美術家養成」と記され、また、創立時の中心人物のひとり、名取堯の『武蔵野美術』（創立三〇周年記念特集）に寄せられた30年の回顧には、「人間が人間になる道は激しい鍛錬、たゆまざる精進の中にある、放任の中にはない、その框（わく）を固定させず、しかも、放縦に任せず、真に人間的自由に達するような美術教育への願い」であると語られており、美術を技術的専門性だけではなく、総合的な人間形成をもって成るものと考えられている。このように、まさに人間的自由に達するために美術・デザインを追求することこそが、本学の教育理念であると言える。こうした建学の精神と教育理念に基づき、大学の目的・使命を武蔵野美術大学学則第1条、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程第1条及び武蔵野美術大学大学院規則第1条に定めている（資料1-7、1-8、1-9）。これらの理念・目的のもとに本学には、次の表に示すとおり造形学部（通学課程、通信教育課程）、造形構想学部、造形研究科、造形構想研究科、美術館・図書館、造形研究センター、情報教育センター、ソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）を設置し、理念・目的に沿った適切な教育研究組織となっている。

教育研究組織		
造形学部 (通学課程)	日本画学科 油絵学科 (油絵専攻) (版画専攻) 彫刻学科 視覚伝達デザイン学科 工芸工業デザイン学科 空間演出デザイン学科 建築学科 基礎デザイン学科 映像学科 (2019年4月学生募集停止) 芸術文化学科 デザイン情報学科	美術館・図書館 造形研究センター 情報教育センター ソーシャルクリエイティブ研究所 (RCSC)
	油絵学科 芸術文化学科 デザイン情報学科 工芸工業デザイン学科 (2019年4月学生募集停止)	
造形構想学部	クリエイティブイノベーション学科 映像学科	
造形研究科	美術専攻 (修士課程) デザイン専攻 (修士課程) 造形芸術専攻 (博士後期課程)	
造形構想研究科	造形構想専攻 (修士課程/博士後期課程)	

【学部】

(1) 造形学部

造形学部は日本画学科、油絵学科油絵専攻、油絵学科版画専攻、彫刻学科、視覚伝達デザイン学科、工芸工業デザイン学科、空間演出デザイン学科、建築学科、基礎デザイン学科、芸術文化学科、デザイン情報学科、映像学科 (2019 年 4 月学生募集停止) の 11 学科 2 専攻で構成されている。真に人間的自由に達するために美術・デザインを追求することこそが、本学の教育理念であると言ったことができ、こうした建学の精神と教育理念に基づき、造形学部全体の理念・目的のもとに各学科の理念・目的が定められ、またそれに即した教育課程が編成されている。

(2) 造形学部 (通信教育課程)

造形学部通信教育課程は油絵学科、芸術文化学科、デザイン情報学科、工芸工業デザイン学科 (2019 年 4 月学生募集停止) の 4 学科で構成されている。油絵学科には絵画コース、日本画コース、版画コースを、芸術文化学科には造形研究コース、文化支援コースを、デザイン情報学科にはコミュニケーションデザインコース、デザインシステムコースを配置し、通学課程と同様の理念・目的のもとに各学科の理念・目的が定められ、またそれに即した教育課程が編成されている。2020 年度からの新課程に対応するため、2019 年度より工芸工業デザイン学科の学生募集を段階的に停止し、また、他の 3 学科についても、油絵学科には絵画表現コースと日本画コースを、芸術文化学科には芸術研究コースを、デザイン情報学科にはデザイン総合コースを配置し、1 年次より学生募集を開始した。新課程

設置に伴い、前述の旧コースについては年次進行で学生募集を停止することとした。

（３）造形構想学部

造形構想学部は、クリエイティブイノベーション学科、映像学科の２学科で構成されている。総合的な人間形成としての造形教育と社会に対する広範な知識の教授を通じて、美術・デザイン領域のみならず、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を行いうる柔軟な発想や構想力を有する人材、すなわち創造的思考をもって社会的イノベーションに寄与する人材を養成するという造形構想学部全体の理念・目的のもとに各学科の理念・目的が定められ、またそれに即した教育課程が編成されている。クリエイティブイノベーション学科では、造形構想研究科クリエイティブリーダーシップコースと連携して、４年間の学部教育と１年間の大学院教育（修士課程）を有機的に組み合わせて、学部入学から４年後に「学士」、そして５年後には「修士」の学位を取得することができるプログラムを導入している。

【研究科】

（１）造形研究科

造形研究科は、修士の学位の取得を目指す２年間の修士課程と、博士の学位取得を目指す３年間の博士後期課程の２つの課程から構成され、学部における基礎のうえに、美術・デザインに関する専門技能、理論および応用を教授研究し、深奥を究めた人材を養成することで、文化の創造・発展に寄与することを目的としている。修士課程は、広い視野で学識を授け、研究能力や専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養い、博士後期課程は、高度な創造・表現の技術と理論を教授研究し、自立した創作・研究活動に必要な高度の能力および豊かな学識、造形芸術の研究指導能力を養成する。修士課程では主として美術分野を専攻する美術専攻と、主としてデザイン分野を専攻するデザイン専攻に分かれ、美術専攻では日本画コース、油絵コース、版画コース、彫刻コース、美学美術史コース、芸術文化政策コースを設置している。デザイン専攻では、視覚伝達デザインコース、工芸工業デザインコース、空間演出デザインコース、建築コース、基礎デザイン学コース、デザイン情報学コースを設置している。

博士後期課程では造形芸術専攻を設け、作品制作研究領域、環境形成研究領域、美術理論研究領域の３つの領域を設置し、それぞれの領域を極めるための横断的な制作・研究環境を整えている。

（２）造形構想研究科

造形構想研究科は、修士の学位の取得を目指す２年間の修士課程と、博士の学位取得を目指す３年間の博士後期課程の２つの課程から構成され、総合的な造形教育によって得られる「創造的思考力」と社会に対する広範な知識を基盤として、現代文明のグローバルかつ加速度的な変化の中で、美術・デザイン領域を超えて、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を行いうる柔軟な発想や構想力を有し、かつ、それを高度に実践できる実行力、推進力、牽引力を備えた人材の養成を目指している。修士課程ではサービスデザインやデザインビジネス分野を専攻するクリエイティブリーダーシップコースと、映像・写真分野をカバーする映像・写真コースの２コースを設置している。博士後期課程では造形構

想研究領域を設け、分野横断的かつ超領域的な新しいサービスやビジネスの創出、新たなメディア表現や文化価値の創造に向けた、より高度な創造的思考力の応用発揮を教授研究し、徹底した実践とマネジメント教育によって、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を推進しうる人材を養成し、もって社会に貢献することを目的としている。(資料 1-10web)。

【附置研究所、センター等】

その他の組織として、美術館・図書館、造形研究センター、情報教育センター、ソーシャルクリエイティブ研究所が附置されており、各学部・研究科と有機的に連携しながら運営されている。

(1) 美術館・図書館

美術館・図書館は、本学の教育理念である「教養を有する美術家養成」のための重要な拠点となっており、1つの組織のなかに美術館・博物館・図書館の機能を併せ持つ、知の複合施設である。現在、美術館は、開館以来収集した3万点以上のポスターと400脚を超える近代椅子を中心に、5万点を超えるデザイン資料や美術作品のコレクションを持ち、年間を通じて多くの企画展を開催している。また図書館は、美術、デザインの専門書を中心とした約32万冊の図書や、学術雑誌・専門誌約5000タイトルなどを所蔵している。さらに約9万点の国内有数のコレクションを持つ民俗資料室や、約2万点の映像資料を視聴できるイメージライブラリーを併設して、その展示や独自の活動によって、それぞれ属性や扱いの異なるさまざまな資料群を相互に関連づけ、融合の機会を生み出す場となっている。

(2) 造形研究センター

美術館・図書館の中に、全学的研究組織である造形研究センターを設置している。同センターは、2008年度文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の採択を得て創設され、美術・デザインなどの専門領域を横断する研究基盤の形成と手法の開発によって、美と豊かさを創出する造形学研究の高度化を進めることを目的とし、「造形資料に関する統合データベースの開発と公開」を主たる柱とした研究事業を進めてきた。その後、2013年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択され、第1プロジェクト「近現代建築資料のデジタル・アーカイブ化と、その利活用手法研究」及び第2プロジェクト「生活デザインのデジタル・アーカイブ化と、その生活文化空間の総合的研究の応用」を推進した。また2014年度同事業において採択された第3プロジェクト「日本近世における文字印刷文化の総合的研究」では、近世の印刷物に対してビッグデータ解析システムや現代の職人技術を駆使し、現存の研究手法とは異なるアプローチで研究活動を展開した。なお同センターが構築した統合データベースは「美術館・図書館」において公開され、図書資料、美術資料、映像資料、民俗資料等の統合的・横断的検索が可能となっている(資料3-1web)。

(3) 情報教育センター

美術・デザインの分野でもデジタル画像・映像の高画質化やCAD、3DCGの技術進歩によって、制作環境が変化しており、美術大学の学生にとっても、情報・メディアリテラシーは一般教養として必須の能力・資質となっている。本学は、美術、デザイン系の学科

を有する大学として、各学科のカリキュラムでは、専門に沿ってデジタル技術を利用した授業がすでに行われているが、全学に共通する情報・メディアリテラシー教育の展開が課題となっていた。そのような中、当センターは、「造形の専門性を広げる情報教育」、「造形の専門性を支え、発展させる情報教育」、「高校の情報教育等の接続を踏まえた、全学共通の情報・メディアリテラシー教育」を促進させることを目的・理念として 2021 年 4 月に設置された（資料 3-2web）。

（４）ソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）

ソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）は、2019 年 4 月に造形構想研究科の下に設置した。この研究所は、本学が有する研究資源を生かし、社会課題の解決や激しい環境の変化の中、現代が抱える課題を、企業、地域、行政、教育の壁を越え、領域横断的にプロジェクトを実施するものであり、本学が戦略的に研究を推進することを目的としている。主たる活動内容としては、①教育研究活動（研究の企画・実施／外部機関と連携した研究の推進／外部機関との協力・提携・交流）、②普及振興活動（研究・シンポジウム・啓蒙活動の企画・実施／研究成果の公開）であり、外部機関からの研究企画テーマを積極的に受け入れるとともに自らの研究ビジョンとして「1.日本をデザインする Designing Japan」、「2. これからのデザイン教育 Design Education for Everyone」と「3.ライフスタイルデザイン Designing the Future Life」3つの基本テーマを掲げて各プロジェクト活動を開始している。また同研究所内には政策デザインラボを設置し、5 回のオンラインセミナーを開催した。本学と一般社団法人地域活性化センターとの連携協定締結に合わせ、同研究所内に新たに地域価値デザインラボを設置し、発足記念イベントとして「地域の未来と美術の力」を開催した。2019 年度の活動としては、12 件、2020 年度の活動としては 11 件の共同研究プロジェクトを実施した（資料 3-3web）。

本学では中長期計画に基づき、教育研究組織の改編に取り組んできた。造形活動を通じて身に付く、正解のない答えを探究し表現する能力は、今の時代にこそ最も必要とされている。グローバル化や IT 化、少子高齢化がすすむ現代社会は、WEF 世界経済フォーラム（ダボス会議）などで VUCA（「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」）が取り上げられる一方で、社会や人間生活が潜在的に抱えていた問題を解決し、新たな価値を創造しようという動きが活発に起こっている。そのような社会的要請に応じるため、2019 年 4 月にそれまでの「造形学部」に加え「造形構想学部」を設置した。そして、造形構想学部に映像学科を造形学部から移設するとともに、従来の美術大学の枠にとらわれない新たな領域開拓を目指す学科として「クリエイティブイノベーション学科」を新設した。

研究科においては、2019 年 4 月に従来の「造形研究科」に加え、「造形構想研究科」を設置し、「造形構想専攻（修士課程）」を配置した。なお造形構想研究科（修士課程）完成年次後となる 2021 年 4 月には博士後期課程の立ち上げを行い、より高度な教育研究の場を創出した。

造形学部通信教育課程では、アート・デザインの多様化の情勢を受け、2018 年度で工芸

工業デザイン学科の学生募集を停止するとともに、2019 年度には従来の 4 学科 9 コースを 3 学科 4 コースに改編、専門分野をより深く横断的に学べる教育課程を 2020 年度に開設した。

附置研究所、センター等にあっても、社会の変革や要請に応える新たな教育・研究支援体制を創出するため、2021 年 4 月には全学的共通組織として「情報教育センター」を設置するとともに、2019 年 4 月には造形構想研究科の下に「ソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）」を設置した。

海外教育機関との交流については 2021 年現在、37 の海外大学、教育機関と交流協定を締結している。また海外協定教育機関のうち 7 大学と協定留学を実施し、各々の大学に毎年 1 名、あるいは 2 名の在校生を 1 年間、あるいは半年間派遣、また協定校からは各校 1 名、あるいは 2 名の学生を受け入れている。専任教員による海外高等教育機関との授業交流は 2006 年度より国際交流プロジェクトとして制度化し 2020 年度までに 101 件の国際交流プロジェクトが実施された。同プロジェクトは、専任教員が学生を引率し 1 週間程度のワークショップの実施や、教員のみが海外の教育機関を訪問し情報交換を行うものである。2015 年度からは本学の発案により協定校の 5 大学が毎年持ち回りで主催する、新次元のデザイン発想力の開拓に挑む課題発見型国際ワークショップ Global Design Initiative を毎年実施している。

国際的な教育機関への加盟としては ico-D（コミュニケーションデザインの世界的規模団体）—International Council of Design と WDO（世界的なプロダクト、環境デザイン系の非営利団体）—World Design Organization、また CUMULUS（クムルス、1990 年にヘルシンキ美術デザイン大学（現アールト大学 美術・デザイン・建築学部、フィンランド）とロイヤル・カレッジ・オブ・アート（イギリス）が中心となって生まれたネットワーク）—International Association of Universities and Colleges of Art, Design and Media の 3 団体に加盟し、各種の会議に教員を派遣するなど国際交流を図っている。

2012 年度より 5 年間、文部科学省平成 24 年度グローバル人材育成事業（特色型）の採択を受け、「武蔵野美術大学グローバル人材育成事業」を展開した。同プログラムでは、美術・デザインにおける高度な専門技術と知識を活用できる様々な能力を身につけ、なおかつ、海外においてもそれらをいかんなく発揮するために必要かつ十分な外国語力を身につけた人材を育成することを目標とし、これまで以上に国際交流の場を設けるほか、海外の美術大学とのネットワークを強化し、より多くの学生が海外で学ぶ機会を持てるように留学を推進した（資料 3-4web）。

以上のことから、本学では大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

3.1.2 点検・評価項目 2

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

教育研究組織としての適切性については、中央教育審議会での高等教育に関する検討状況、社会全体のニーズおよび高等学校からの要望や本学への志願状況を踏まえて、絶えず教育研究組織の検証と見直しを行っている。2017 年 2 月に文部科学省中央教育審議会大学分科会「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」にも記載のとおり、「知識・技能を学んで修得する能力だけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し社会に新たな価値を創造する力を育成」することが不可欠な状況であり、1-新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化、2-社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実という 2 つの方向性での機能強化が求められている。このような状況のもと、本学では、2019 年 4 月に造形構想学部（クリエイティブイノベーション学科／映像学科）及び造形構想研究科（造形構想専攻（修士課程））を設置し、さらに 2021 年 4 月には造形構想研究科（造形構想専攻（博士後期課程））を設置した。また、造形学部の 10 学科及び造形研究科の 2 専攻の収容定員の見直し、通信教育課程の造形学部工芸工業デザイン学科の学生募集停止を行い、教育研究組織の改編を行った。また附置研究所やセンターについても 2019 年 4 月にソーシャルクリエイティブ研究所を設置し、ソーシャルクリエイティブ研究所運営委員会において組織の適切性について点検・評価を行い必要な改善を行っている（資料 3-5、3-6、3-7）。また 2021 年 4 月には情報教育センターを設置し、情報教育センター運営委員会を開催するとともに必要な点検・検証を行う予定である（資料 3-8）。

これら教育研究組織の改編は、学長を中心とした学長室会議を責任主体として、学問の動向や大学を取り巻く環境の変化、国・地域など学外からの要望といった様々な課題に対応するため、自己点検・評価結果に基づき改善・向上に向けた方策を立案・提案し、大学運営会議、理事会において意思決定され実現できたものである（資料 3-9、3-10、3-11）。

以上のことから、本学では教育研究組織の適切性については、各学部・研究科や各種委員会等の教育課程レベル、学長室会議や主任教授会議、また自己点検・評価委員会や内部質保証推進組織である大学運営会議等の大学レベルなど、問題や組織レベルに応じて定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

3.2 長所・特色

本学の学部・学科、研究科および附置研究所等の教育研究組織の在り方については、教授会をはじめ各種委員会等の教育課程レベルの活動を通じて適切性が検証されており、必

要に応じて教育課程の見直しやコース再編等につなげている。特に、新学部・学科、研究科の設置については学内で検討委員会を立ち上げるとともに、理事会との強固な連携のもと、迅速な対応を行った。研究所については、現代が抱える課題を、企業、地域、行政、教育の壁を越え、領域横断的にプロジェクトを実施する目的で、市ヶ谷キャンパスを中心とした運営体制を構築した。そこでは、本学が有する研究資源を生かしつつも、学内のみならず、広く外部からも研究員を取り入れて、より社会の動きと連動した構造が構築されている。

本学のコロナ対応については、迅速な対応をとることができた。大学の特性からアトリエ使用や対面による実技指導が必須となるため、コロナウイルス感染予防の対策をとりつつ、他大学と比較して早期の段階で対面授業を開始できた。また学生支援についても一早く学内で検討し、各種の経済支援をとりつつ「ムサビ生の学びを止めない」をキーワードに細やかな対応を実施した。

3.3 問題点

学部・学科、研究科にあっては社会経済情勢が激しく変化する中で、社会が大学組織に求める人材養成ニーズに適宜取り組んでいく必要がある。それらの動きを見極めつつ、教育研究内容の見直しや、学内の研究成果を大学外に発信できる教育研究組織の検討が必要であると思われる。前述のとおり、現時点では本学は、スピード感をもってこれらの諸問題に対峙してきていると思われるが、今後も引き続きこのような体制を継続的に維持できるかが問われている。

また増加する外国人留学生に対して、全学的にどのような体制を構築すべきか、現時点では明確な方針が定まっておらず、今後は全組織を挙げて取り組む必要があるものと思われる。同時に、今後もコロナウイルスの影響が継続した場合の影響についても検討する必要がある。特に、入国できない外国人留学生に対し、どのような対応をとっていくのかを検討する必要があるものと思われる。

3.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織を適切に設置している。

また、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につなげる取り組みを進めている。

第4章 教育課程・学習成果

4.1 現状の説明

4.1.1 点検・評価項目1

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

武蔵野美術大学の造形学部、造形構想学部、造形学部（通信教育課程）、大学院造形研究科、造形構想研究科のそれぞれの教育目的は、その設置段階から、「武蔵野美術大学学則第1条」、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程第1条」、「武蔵野美術大学大学院規則第1条」に明記されている（資料1-7、1-8、1-9）。それらを踏まえ、各課程において、課程修了にあたって修得すべき学習効果、その達成の為の卒業要件・修了要件は明確にされ、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が設定されている。

なお、この学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、webサイトに公開するとともに、大学案内、履修・学修ガイドブック、シラバス等にも明示している（資料4-1web、4-2web、4-3web、1-3、1-4、1-5、1-6、4-4web）。

また、学生については、学部及び学科毎のオリエンテーションを開催し、説明がなされている（資料4-5）。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおりである。

・造形学部

武蔵野美術大学造形学部は、教育目標の実現のため編成されたカリキュラムのもと、設定された科目を履修し、卒業制作または卒業論文・研究を提出したもので、卒業に必要な単位を修得したものに卒業を認め学士（造形）の学位を授与する。具体的には、造形分野における独自の探求を行い、創造的な表現活動を実現するために、以下の7点をディプロマ・ポリシーとする。

- ・専門的な知識を理解し深めることができる。
- ・専門分野の基盤となる文化や諸科学について総合的に理解している。
- ・制作・研究を深め広げる技能を身につけている。
- ・他者に伝える表現能力および他者とともに考える対話能力を身につけている。
- ・批判的思考を働かせ、課題や主題を自主的に設定することができる。
- ・論理的思考・創造的思考を働かせ、独創的な課題解決の判断や構想ができる。
- ・制作・研究に幅広い関心と高い意欲を持ち、社会のなかで主体的に取り組むことができる。

・造形構想学部

創造的思考力の応用発揮において独自の探求を行い、社会的イノベーションに寄与しうる人材として以下の7点について評価し、学位を授与する。

- ・専門的な知識を理解し深めることができる。
- ・専門分野の基盤となる文化や諸科学について総合的に理解している。
- ・創造的思考力を深め広げる技能を身につけている。
- ・他者に伝える表現能力及び他者とともに考える対話能力を身につけている。
- ・批判的思考を働かせ、課題や主題を自主的に設定することができる。
- ・論理的思考・創造的思考を働かせ、独創的な課題解決の判断や構想ができる。
- ・課題発見・解決に幅広い関心と高い意欲で取り組み、社会のなかで主体的に行動することができる。

・造形学部（通信教育課程）

1. 造形文化科目の学習を中心として、諸学問分野や造形の理論と歴史に関する基礎的知識を理解し、それを目的に応じて主体的に活用できるか。
 2. 造形総合科目の学習を中心として、造形の諸領域にわたる基礎的な実技能力を獲得し、それを条件の中で創造的な表現として実現できるか。
 3. 造形専門科目の学習を中心として、当該領域の知識と技能を体系的に修得し、卒業制作においてそれらを総合的に応用して自らの課題を解決する能力を有しているか。
- 以上の観点を学位授与方針の基準としており、学科ごとの基準については、卒業制作を含む専門科目を中心とした観点を以下に示す。

・造形学部油絵学科（通信教育課程）

通信教育課程共通のディプロマ・ポリシーを踏まえ、卒業制作を含む専門科目を中心とした観点を以下に示します。

1. 美術全体の歴史的な流れや動向を把握するとともに、専攻する領域の成り立ちと今日の位置、状況を理解しているか。
2. それぞれの領域における基本的な材料や技法を習得し、活用する力を備えているか。
3. 絵画を成立させている様々な造形要素に対する理解があり、それを実践的に自己の作品制作に生かす力があるか。
4. 自分のテーマを発見し、それを表現する独自の方法を探究しているか。

・造形学部芸術文化学科（通信教育課程）

通信教育課程共通のディプロマ・ポリシーを踏まえ、卒業制作を含む専門科目を中心とした観点を以下に示します。

1. 研究テーマを具体化し、それに向けて情報を体系的に収集・整理できるか。
2. 先行研究を批判的に検討し、それに基づいて独自の考察を展開できるか。
3. 典拠註記等の論文作法を踏まえ、研究の成果を客観的に提示できるか。

・造形学部デザイン情報学科（通信教育課程）

通信教育課程共通のディプロマ・ポリシーを踏まえ、卒業制作を含む専門科目を中心とした観点を以下に示します。

1. さまざまな情報を収集し、広い知識を動員しながら社会的問題を抽出する力やテーマを設定する力が備わっているか。
2. テーマに即して表現されたデザインが他者に受け入れられ、設定した問題の解決となっているか。
3. 3. 4年間の学習によって獲得した造形的素養を駆使して、情報を発信できるスキルが十分備わっているか。
4. 個人の感覚に根ざした表現に独創性があるか。

・造形学部工芸工業デザイン学科（通信教育課程）

通信教育課程共通のディプロマ・ポリシーを踏まえ、卒業制作を含む専門科目を中心とした観点を以下に示します。

1. 調査や計画、設計や表示に関する基礎的技術を獲得しているか。
2. 材料の特性を活かし、条件や目的に応じた適切な造形表現が行えるか。
3. 社会の中から問題を独自に発見し、新規性と客観性を備えたデザインとして提案する能力があるか。

・造形研究科（修士課程）

- ・修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ修士作品または修士論文の審査および最終試験に合格することが学位授与の要件である。
- ・具体的な学位授与の方針は、各コースのディプロマ・ポリシーによる。

・造形研究科美術専攻日本画コース（修士課程）

本コースでは日本独自の文化を背景に現代の多様な価値観のなかで思考し創造できる専門性を持った表現者の育成を目標としています。学位が授与されるためには以下のことが求められます。

- ・表現に対応した技術を持ち、それを十分に深めているか。
- ・自己の表現について主体的に取り組み、論理的にプレゼンテーションできるか。
- ・歴史や社会との関わりのなかで自己の表現の意味を考えているか。

・造形研究科美術専攻油絵コース（修士課程）

大学院造形研究科美術専攻油絵コースでは以下のような学生に学位を与え、修了認定をします。

- ・主体的に作品制作に取り組み、美術作家として質の高い独自の表現を身につける。
- ・絵画を中心とした美術史・美術理論に幅広い知識を有し、それをふまえた観点から作品制作者としてのみならず、批評性を有した作品鑑賞者としても柔軟に美術をとらえることができる。

- ・自らの作品制作を通じて様々な社会状況と有機的な関わりを模索し、美術の世界だけにとどまらず、社会性を持った美術作家としての意識を持つ。

・造形研究科美術専攻版画コース（修士課程）

版画表現の持つ伝統的な要素や歴史の積み重ねを最大限、尊重しつつも、現代の美術表現としての同時代性も重視する先進的な教育環境のもと、より専門的で高度な素養を習得したうえで、表現者としての真の創造性を作品制作により広く社会に問うことが出来たかを判断基準とする。

- ・自ら設定した制作研究テーマを基軸に、表現を深化させ、生涯をかけて探求することができる創造の方向性を見極めることが出来たか。
- ・独創的な作品概念を展開させながら専門的な技術・技法を習得し、一定の水準を有する版画作品として具現化することが出来たか。
- ・制作研究を通して、表現者としての真の創造性を獲得したうえで、修了制作においてその世界観を広く社会に問うことが出来たか。

・造形研究科美術専攻彫刻コース（修士課程）

彫刻を基盤とした美術に関わる専門家として優れたオリジナリティを持ち、社会に対して自立して活動できる人材を育成するという目的において、コースにおける最終的な研修成果を問うために、修了制作（公開展示）として次の事項について研究室（またはコース）の教員全員で総合的に判断し評価します。

- ・表現の独自性が探求されているか。
- ・表現における優れた技術が認められるか。
- ・自己のテーマに沿った制作の展開が行われたか。
- ・表現者として意識を持ち、対外的な発表が積極的行われたか。

・造形研究科美術専攻美学美術史コース（修士課程）

必要な単位を修得し、修士論文を提出し合格したものに学位を与える。課程の大成である修士論文は、学外からの批評に耐えうる内容となることを目指す。論文は、問題設定の独自性、新知見の有無、検証方法の正当性、史資料の調査能力と分析能力、論述能力などについて、総合的に判断され、評価される。

・造形研究科美術専攻芸術文化政策コース（修士課程）

所定の単位取得のほかに、1 年次に、ディスカッションでの公开发表、プレ修士論文などの提出があります。2 年次には、学内企画展の組織化、複数回の修士論文中間発表を行います。最終の修士論文は、40,000 字以上、という提出規定があり、これらを総合して、修了認定の評価を行います。

・造形研究科デザイン専攻視覚伝達デザインコース（修士課程）

2 年間の研究あるいは制作が独自の視点を持ち、社会の批判に耐え得る内容を伴っている

かが問われることになります。デザインの諸領域に対するアプローチの場合、そのアプローチの設定の独自性が問われることになります、デザインを通じて社会に働きかけをするアプローチの場合は、フィールドワークの充実が必須の条件となります。指導教員による評価と修論・制作発表会における外部からの批評を経て修了に対する最終評価が行われます。

・造形研究科デザイン専攻工芸工業デザインコース（修士課程）

過去、現在の生活環境のあらゆるデザインをリサーチ、検証し文章等でまとめる。技法、それを取り巻くツール及び多岐にわたる素材の研究。日本と海外のモノ（工芸作品を含む）の流れや考え方がレポートされていること。社会に反映させるべく考察がなされ、各自のデザインしたモノ、作品が現代社会にどのように受け入れられるか、または貢献出来るかどうかの判断が修士論文（作品）として評価されます。

・造形研究科デザイン専攻空間演出デザインコース（修士課程）

本コースの特徴を生かした複合的な観点から、研究成果として修了制作の発表を全教員のもとで行い、隣接する各領域からの多角的な批評に加え、優れた表現を前提とした独自性、可能性などを問い、それらを総合的に評価する。

・造形研究科デザイン専攻建築コース（修士課程）

理念・教育目標のもと編成されたカリキュラムの修了単位数を満たし、修了制作・研究のテーマと最終成果が批評に耐えうる内容を持っているかを、以下の視点で指導担当教員全員が評価します。

- ・制作・研究のテーマがもつ意義
- ・テーマを展開する際の創造性・独自性
- ・制作・研究の完成度

・造形研究科デザイン専攻基礎デザイン学コース（修士課程）

修士制作・論文に、2年間の研究成果が反映されていることが求められます。デザインの問題が発見され、それに対して総合的な視点からの検討がなされ、デザインあるいは研究の成果が知識資源として社会に貢献することを意図していることが求められます。

・造形研究科デザイン専攻デザイン情報学コース（修士課程）

デザイン情報学コースにおける修士論文・制作は、以下の点について総合的な観点から評価します。

- ・自己の研究・制作領域について理論的かつ実践的に考究しているか
- ・論文執筆もしくは作品制作、またはその複合的な成果として具体的に体現しているか
- ・学外での発表活動を行なっているか

・造形研究科（博士後期課程）

- ・博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ所定の年限内に博士論文

の審査及び最終試験に合格することが学位授与の要件である。

- ・上記の要件に加え、当該研究領域において独創性がありその領域の水準の引き上げに資する可能性があるものとして博士論文が認定された場合に博士の学位を授与する。

・造形構想研究科（修士課程）

より高度な創造的思考力を修得した上で、所定の単位を修得し、かつ修士論文または修了制作の審査及び最終試験に合格し、以下のいずれかに該当する学生に学位を授与する。

- ・サービスデザインやデザインビジネス研究を通じて社会問題の解決や新しい仕組みづくりにリーダーシップを発揮する人材
- ・芸術とテクノロジー分野を融合し、新たなメディア表現と社会装置化によって創造的イノベーションを起こしうる人材

・造形構想研究科（博士後期課程）

博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ所定の年限内に博士論文の審査及び最終試験に合格することが学位授与の要件である。

上記の要件に加え、当該研究領域においてより高度な創造的思考力を修得し、以下のいずれかに該当する学生に学位を授与する。

- ・研究者または教育者として自立して研究活動を行い、サービスやデザインの新たな価値創出、またはメディア表現の領域で学問的体験を構築できる人材
- ・サービスデザインやデザインビジネス研究を通じて社会問題の解決や新しい仕組みづくりにリーダーシップを発揮する人材
- ・芸術とテクノロジー分野を融合し、新たなメディア表現と社会装置化によって創造的イノベーションを起こしうる人材

（以上資料 1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、4-1web、4-2web、4-3web、4-4web）

以上のことから、本学では授与する学位ごとに、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

4.1.2 点検・評価項目 2

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

（1）大学全体

武蔵野美術大学の造形学部・造形構想学部、造形学部（通信教育課程）、大学院造形研究科・造形構想研究科のそれぞれの教育課程は、「武蔵野美術大学学則」第2条第2項・第4項、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第2条、「武蔵野美術大学大学院規則」第2条に基づき定められている。それぞれの教育課程は、教育目標に基づき編成・実施方針を明示している（資料1-7、1-8、1-9）。

なお、本学では、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、各教授会や研究科委員会、教務委員会などで、検討、審議の後、学長が決定している。

（2）造形学部・造形構想学部

造形学部・造形構想学部の教育課程は、全学科共通の教育目標とその展開（カリキュラム・ポリシー）を定めており、『履修・学修ガイドブック』に掲載されている。さらに、学科毎に学科理念・教育目標を定め、同様に『履修・学修ガイドブック』に掲載されている（資料1-5）。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

・造形学部

造形の各分野を専攻するにあたっては、総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ〔文化総合科目〕、造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために、自分の専攻とは異なった領域や他学科の開設する授業を学ぶ〔造形総合科目〕、個々の学科が独自に専門的能力を追求する〔学科別科目〕の三者をバランスよく学修することによりディプロマ・ポリシーを実現する。

1. 専門分野の基盤を独自のかたちで構築するため、文化や諸科学について総合的に学修する科目
2. 専門分野の基盤を独自のかたちで構築するため、他者に伝える表現能力および他者とともに考える対話能力を身につける科目
3. 他の領域にも広く目を開き経験することによって、造形を総合的に捉えることを目的とし、制作・研究を深め広げる技能を身につける科目
4. 専門家として欠くことのできない専門的基礎理論・表現方法などを学修し、専門的な知識を理解し深める科目
5. 論理的思考・創造的思考を働かせ、独創的な課題解決の判断や構想を行う科目
6. 制作・研究に幅広い関心と高い意欲を持ち、学修の集大成として社会のなかで主体的に取り組む科目
7. 学修の集大成として批判的思考を働かせ、課題や主題を自主的に設定する科目

こうした有機的な科目群の結びつきと展開性は、本学の教育の大きな特徴であり、教育理念及び教育目標に基づくものである。

・造形構想学部

総合的な造形教育によって、観察力・鑑識力や価値判断力を涵養し、まだ見ぬものへの想

像力やイメージ形成力、言語・造形言語によるコミュニケーション力及びプレゼンテーション力、発想力・柔軟性・粘り強さを身につける。そして、新たな視点からの着想と徹底した実践教育により、美術・デザイン領域を超えて、社会システムや人々の生活、思考におけるパラダイムの変革と創造的なイノベーションを行いうる「創造的思考力」を修得した人材を養成する。

・造形構想学部クリエイティブイノベーション学科

基礎課程（1・2 年次）では、造形実習・演習を中心に美術・デザインの基礎を学び、「創造的思考力」の基盤となる造形言語リテラシーを身に付ける。また、教養文化、言語文化、身体文化、造形文化といった各分野の広範な科目群から自由に選択履修するとともに、現代社会や産業に対する理解を深める必修科目を履修する。

専門課程（3・4 年次）では、基礎教育としての造形経験が問題解決プロセスとして有効であることを演習によって学ぶ。市ヶ谷キャンパスにおける産業界との共同プロジェクト科目を必修として、「クリエイティブビジネス」「クリエイティブテクノロジー」「クリエイティブヒューマンバリュー」の3分野について実践的に学修・研究し、現代社会と未来の要請に応える創造的思考力の応用発揮を体得する。

・造形構想学部映像学科

映像学科は、真実を見つめる強い意志の向上を図り、自由かつ大胆な創造的感性を磨き、表現する者としての眼を育み、美意識を涵養することを目的としたカリキュラムを実践している。それは映像表現の総合性を感得して、真の専門性を獲得するための全方位的カリキュラムであり、作品制作と制作指導が教育の基柱となる。本学科は「映像文化」が言語を超え、国境を超え、民族・宗教をも超えられる「存在」であると考えており、全学共通科目で学んだ知識や教養を表現行為や行動に変え、変化する世界の社会状況に、自ら確信をもって対応できる文化創造の担い手となる、映像の真の表現者・理解者を育成する。

（3）造形学部（通信教育課程）

通信教育課程における教育課程の編成・実施方針についてはカリキュラム・ポリシーにおいて、総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ「文化総合科目」、造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために幅広く造形について学ぶ「造形総合科目」、個々の学科・コースが独自に専門的能力を追求する「学科別専門科目」による編成の体系を明らかにするとともに、授業科目の類型を知識・技能・態度と関連づけて記している。カリキュラム・ポリシーは通信教育課程ウェブサイトで公表している。

科目区分の内容、必修・選択必修・選択科目の位置付け、授業方法（通信授業・面接授業・メディア授業）の違いについては『通信教育課程学生ハンドブック』で、各学科・コースにおけるカリキュラム編成の考え方及び履修の仕方については『履修ガイドブック』で示している（資料 4-7、1-5）。

現行の教育課程およびカリキュラム・ポリシーの内容は、通信教育課程長の下に設置された通信改革推進部会において原案が検討され、通信改革検討専門委員会での調整を経て、

学内の各教育単位（研究室）の代表者で構成される通信教育課程教務委員会（2019年6月6日）で確認の後、造形学部教授会（2019年6月13日）において審議され、学長が決定した（資料4-8）。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

・造形学部（通信教育課程）

通信教育課程は基礎的で総合的な学習と高度で専門的な学習とを実現するため、1～2年次の総合課程と3～4年次の専門課程によって構成される。

本課程では入学選考にあたって実技試験を科することなく、それまで美術・デザインの専門的な学習経験を持たない者にも門戸を開放することから、入学後に造形の基礎的な学習を行い、専門的な学習に向けた準備を行う段階を教育課程に位置づけることが不可欠であり、それが総合課程の役割です。総合課程では造形総合科目「造形基礎Ⅰ～Ⅳ」を1年次の必修科目に設けることによって、造形全般に対する基本的な感覚や態度を養うとともに、すでに造形の専門的な経験を持つ方にとっても柔軟さを回復する機会としている。

また、専門課程の各コースに対応した指定科目が造形総合科目として1～2年次に開設され、専門的な学習に向けた準備を系統的に行います。その他の造形総合科目は選択科目として開設され、多分野にわたる学習を実現するとともに学生の多様な学習目的に応えるものとなっています。これらは専門課程においても履修することができ、在学期間を通じて幅広い造形の技能を獲得することができる。

あわせて総合課程では、造形と諸学問分野とをつなぐ造形文化科目を履修する。人文・社会・自然の諸学問分野に関する科目のほか、外国語、健康とスポーツ、造形の理論や歴史に関する科目が選択科目として開設されており、広範な教養の涵養とともに、美術・デザインの幅広い領域にわたる基礎的な知識を獲得する機会となる。これらは専門課程においても履修することができ、在学期間を通じて学習を展開することができる。

専門課程では、総合課程での学習を土台に、4つの学科ごとに開設された造形専門科目を体系的に履修することで、各分野に関する専門的な能力を高めていく。また、造形文化科目と造形総合科目を選択科目として履修することで、専門的な学習を常に造形の広がりの中で捉え直す機会としている。

授業は通信授業、メディア授業及び面接授業により行い、各授業科目の目的に応じて授業の方法が定められている。

・造形学部油絵学科（通信教育課程）

（1・2年次）

1年次に設けられた必修科目「造形基礎Ⅰ～Ⅳ」は、特定の専門のための基礎ではなく、それに先立つ創造の原初的体験、各人が本来持ちながら日常生活の中で埋没し忘れられがちな創造的可能性や能力を呼び起こし、これからの学習の準備となる点で、油絵学科の学習においても重要な意味を持っている。

造形総合科目には、各コースに進学するのに必要な指定科目として、絵画コースのための

「絵画Ⅰ・Ⅱ」、日本画コースのための「日本画Ⅰ・Ⅱ」、版画コースのための「版画Ⅰ・Ⅱ」が開設されています。「絵画Ⅰ」「日本画Ⅰ」「版画Ⅰ」は1年次に配当され、専門科目の入口として基礎知識や基本的な技術、用具の扱い方等を中心に学びます。多彩に用意された選択科目の中でも、1年次の学習をさらに補強する科目として、造形総合科目に「デッサンⅠ」「絵画研究Ⅰ」が置かれている。

2年次では各コースの指定科目として「絵画Ⅱ」「日本画Ⅱ」「版画Ⅱ」が設けられ、さらに技法の経験を広げながら専門課程に進むための造形力と感性を養います。またこれらをさら補強する選択科目として造形総合科目に「デッサンⅡ」「絵画研究Ⅱ」「デッサン研究」が設けられている。

（3・4年次）

3年次には学科共通科目として「絵画表現Ⅰ・Ⅱ」を設け、線や面、色彩の働きを深く研究する課題により実力を強化する。「絵画Ⅲ～Ⅴ」「日本画Ⅲ～Ⅴ」「版画Ⅲ～Ⅴ」は各コースの必修科目で、それぞれの表現に必要な能力を獲得する。絵画では具象／抽象の志向に即して造形要素や材料、空間等について学び、日本画では様々な支持体や素材による表現の多様さを研究、版画では4版種の基礎技法を習得し版表現を深める。また、学科共通の選択科目として「複合的表現Ⅰ」を開設し、立体作品の制作を通じて現代美術の演習が経験できるよう工夫されている。

4年次は各コース必修科目「絵画Ⅵ・Ⅶ」「日本画Ⅵ・Ⅶ」「版画Ⅵ・Ⅶ」と「卒業制作」で、これまでの学習の集大成であるとともにこれからの展開の出発点とも成りうる作品の制作に取り組む。卒業制作は学内で展示され、広く一般に公開されている。また、3・4年次の学科共通の選択科目として「複合的表現Ⅰ・Ⅱ」を開設し、インスタレーションの制作を通して現代美術への理解を深める機会としている。

・造形学部芸術文化学科（通信教育課程）

（1・2年次）

1年次は「デザインリサーチⅠ」が芸術文化学科に進学するための指定科目として位置づけられ、身近な事物の調査を通して、造形を狭義の美術に限らない広い視野で捉え直し、私たちと物との関係を客観的に把握し伝える能力を養う。その他の造形文化科目と造形総合科目は選択科目として配当されているが、特定の領域・技法に偏らないよう美術やデザインの幅広い分野から履修することで、造形行為や作品の意味を深く理解することに繋がる。2年次は「デザインリサーチⅡ」が指定科目として位置づけられ、日常の生活空間の調査、さらには自身の記憶の中にある空間体験の分析を通して、私たちと場・環境との関係を客観的に把握し伝える能力を養います。その他の造形文化科目と造形総合科目は選択科目として配当されており、1年次と同様の方針でさらに知識や経験を広げる機会としている。

（3・4年次）

3年次は「ミュージオロジーⅠ」および「編集研究」を芸術文化学科必修科目とし、文献資料の特性と美術館の概論を学ぶことによって専攻の基盤を形成している。造形研究コースでは「造形民俗学」「造形学概論」が、文化支援コースでは「メディア論」「生涯学習概論」がコース必修科目として扱われ、理論的研究と実践的活動という各コースの特性に沿った

学習に進む。これらの科目は他コースにおける選択必修科目として扱われるので、コースの枠をさらに広げる学習に応えるものとなっている。また、3～4年次における選択科目として博物館活動上重要な3つの専門領域に関する科目「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」が開設されている。学生の履歴が多様であることから、学習の題材を各自の生活環境や興味関心と結び付けられるように課題が構成されている。

4年次は、造形研究コースでは「資料情報処理」「媒体組成研究」「造形学研究」が、文化支援コースでは「ミューゼオロジーII」「博物館実習」「文化支援研究」がコース必修科目として扱われ、専門的知見をさらに深めていく。「卒業制作」は芸術文化学科必修科目として、研究論文の作成に取り組む。これまでの学習を踏まえながらもそれにとらわれることなく、学生各自のテーマ設定に基づいた芸術文化上の課題を探究することで、自らの問題意識を問い直し、題材に関する理解を深め、それを他者に成果として提示する作業に取り組むことによって、芸術文化学科における学習の仕上げとする。

・造形学部デザイン情報学科（通信教育課程）

（1・2年次）

デザイン情報学科には、グラフィックデザインを中心にメディアによる表現を学ぶコミュニケーションデザインコースと、コンピュータなどのテクノロジーと表現を繋ぐデザインを研究するデザインシステムコースがある。コミュニケーションデザインコース指定科目「グラフィックデザイン基礎I・II」は、色のシステムの課題から始まり、さらに形の意味を理解することにより、色と形が織りなす意味の形成について学ぶ。またアイデアをコンピュータを使って表現できるスキルや文字、写真、ダイアグラム、広告的ヴィジュアル表現などの課題を通して、形成された情報が的確に共感と理解を生むメカニズムを体得することが、コミュニケーションデザインコースの基礎的素養となる。

デザインシステムコース指定科目「情報システム基礎I・II」では、情報システムについて理解するところから始まり、それが生活においてどのような役割を担っているか、コンピュータがどのような処理を行っているのかを理解することからデザインのアルゴリズムを学んでいく。またハードウェア、ソフトウェア、ネットワークなどの基礎的な知識を身につけた上、実際にプログラミングを経験することで、情報システムについての理解を深め、コンピュータやネットワークを介したコミュニケーションのあり方について考察、提案できる素地を学習する。

（3・4年次）

3年次の学科共通科目「メディア環境論」では既成のメディアから離れ、新たなメディアの可能性を自由な発想から考えます。また「マルチメディア表現」では、メディアをコンピュータに限定し、マルチメディアによる問題解決が人々の生活に何を実現できるのかを考える。

コミュニケーションデザインコースには二つの柱があります。ひとつは「コミュニケーション研究I・II」で、リサーチなどを通じて社会の実態を理解し、グラフィックデザインの知識や技能をベースに、ワークショップなどを導入しながら、インタラクティブなコミュニケーションをプロデュースする生きたデザインを実践する。もうひとつの柱が「イメー

「編集 I・II」で色や形、文字や写真などの要素を編集し、総合的なメディアとして完成する力を研究という領域まで発展させる科目である。

デザインシステムコースでは、インターネット上に無数に散らばるビッグデータについての理解を深めるための科目「情報通信ネットワーク」「データベース」があり、ユーザーが直接触れるインターフェイスでなく、より深い部分からデザインに関する問題提起や提案を行うための力を身につける。また画像を用いた人間と人間、人間とコンピュータにおけるコミュニケーションについて考えていく「画像表現研究」がある。これらによって、広くアルゴリズム的なデザインの思考を身につけることをめざしている。さらに「デザインシステム研究」では、それまでに学んできた以外の専門分野を扱うことで、広い観点から発想するための力を蓄える。

両コースとも 4 年次は集大成である卒業制作に取り組み、デザインの基礎となる技能と知識を、自らが設定したテーマに生かしながら、総合的に情報発信できる作品の実現をめざしている。

・造形学部工芸工業デザイン学科（通信教育課程）

（1・2 年次）

1 年次は、造形総合科目におけるコース指定科目として、生活環境デザインコースに向けた「プロダクトデザイン I」、スペースデザインコースに向けた「インテリアデザイン I」が開設されている。「プロダクトデザイン I」ではものづくりに共通するデザインプロセスの概要と図面やスケッチによる表現及び立体造形の基本を学習し、「インテリアデザイン I」では学習の対象を身近な空間のデザインとして、空間とは、機能とは、表現とはという空間デザインの基本的な考え方を体験を通して学ぶ。

2 年次にも各コース指定科目が置かれ、「プロダクトデザイン II」ではものに対する用途の要求項目や問題を発見する方法、ものづくりのデザインをする上で必要なアイデアの展開と表現方法など一般的なデザインプロセスとデザイン提案を表現する基礎を学習し、「インテリアデザイン II」では空間の観察方法を学び、都市が示す表情と機能を「もの」と「こと」の調査から明らかにすることで人と環境と造形の関係を考察し、空間デザインの考え方をもう一步進めて、提案に至るまでの基本的なプロセスを学ぶ。

（3・4 年次）

3 年次は、「工芸工業デザイン基礎 I・II」が学科必修科目として位置づけられ、コースの枠を超えて同じ題材に取り組むなど、道具と空間の関係を包括的に捉えて広い視野を獲得する機会としています。製品や都市の調査・解析手法、基本的な造形材料と技法、表現の意味と作用を具体的に学びます。また各コースにおける専門学習の理論的視座を形成する科目を開設し、「生活環境デザイン論」ではデザインの歴史やものづくりの現場への理解を、「スペースデザイン論」では都市の表情からシーンへの展開を通して演出性への理解を深めている。

4 年次は、さらに造形表現の能力を蓄えるとともに、デザイン上の問題意識や企画提案能力、他者への伝達能力をいっそう高めていくことに取り組む。生活環境デザインコースでは「生活環境計画 I・II」「生活環境デザイン研究」で、プロダクトデザインに必要な社会

的テーマの調査研究と考察・提案力の養成や、クラフトデザインに求められる製品化・商品化に向けた企画力とプレゼンテーション力の獲得をはかる。またスペースデザインコースでは「空間設計Ⅰ・Ⅱ」「スペースデザイン研究」で、商業施設の個性化の可能性や光の演出による意味生成、劇場舞台におけるコミュニケーション作用を学びながら空間表現の能力を身に付けていく。「卒業制作」では学習の集大成として自らテーマを設定し、調査や分析、考察を踏まえて解決策を探究し、造形表現と一体となったデザイン提案を行う。

（４）大学院造形研究科・造形構想研究科

大学院造形研究科・造形構想研究科の教育課程は、大学院規則第３条に定める区分（２研究科）に基づき博士前期課程（修士課程）として３専攻、（博士後期課）として２専攻を置くことが定められている。修士課程は、美術専攻６コース、デザイン専攻６コース、造形構想専攻２コースの全１４コースが開設されており、これらは、造形学部・造形構想学部の学科を基礎としているため、学科同様コース毎に理念・教育目標を定め、『履修要項』に掲載されている（資料１-６）。

これを踏まえ、コース毎の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について定めている。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

・造形研究科（修士課程）

- ・広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的として、カリキュラムを編成する。
- ・各専攻各コースとも共通して、作品制作や理論研究を裏付ける理論、技能の習得を通じて、論理的思考能力を養うとともに、自身の研究テーマを深化させて表現者・研究者としての自立をめざす。
- ・具体的な方針は、各専攻各コースのカリキュラム・ポリシーによる。

・造形研究科美術専攻日本画コース（修士課程）

歴史や社会との関わりの中かで自己の表現を論理的に考えることで意識を深め、それに基づいた課題を設定し自主的に取り組みます。

表現への意識を深め、制作、発表を通して表現者として活動して行くために必要な専門性を得られるよう、全教員が個別に指導して行きます。

・造形研究科美術専攻油絵コース（修士課程）

大学院造形研究科美術専攻油絵コースでは、学生の主体的で自由な制作を最大限に活かせるようにカリキュラムを編成しています。美術作家の養成を明確な目的とした本コースでは、在学中から学生という立場を超えて、ひとりの美術作家として自らの作品制作・研究を行う意識を養うことが最も重視されます。そのため大学院１年次では「絵画研究Ⅰ・Ⅱ」、２年次では「絵画研究Ⅲ」というように課題をシンプルに編成し、学生のさまざまな制作

スタイルに柔軟に対応できるように配慮されています。そのなかで学生たちは、担当教員を中心にさまざまな教員や周りの学生たちとの対話のなかから作品制作の具体的な方向性を模索し、美術史や社会状況をふまえた深い思考による研究の機会を持ちます。またカリキュラムにかかわらず、活躍中の美術作家や美術批評家、学芸員などの外部からの特別講師などによる直接指導が随時行われ、学生の制作・研究をサポートしていきます。

・造形研究科美術専攻版画コース（修士課程）

全体

与えられるのではなく、自ら問題提起しながら自主的に計画を立案し、それを起点により高度な専門領域の研究制作を進める。基本的には銅版・リトグラフ・木版・シルクスクリーンなどの主専攻とする版種の技術、技法による表現を中心に、必要に応じて版種をまたいだ制作や、他の複数メディア表現への展開も可能とする。

1 年次

主専攻とする各版種における、より高度な技術、技法を習得しながら作品概念を展開し、さらなる専門性を追求する。

2 年次

真摯に修了制作に取り組み、新たな版画の地平を切り拓くような、意欲溢れた高度な水準の作品制作を実践する。

・造形研究科美術専攻彫刻コース（修士課程）

彫刻コースの研究課程は段階的な指導を踏むわけではなく、対外的な発表を含めた各自の制作計画を前提とします。各自の研究テーマに従った専門性・独自性の追求が核となりますが、それ以上に 作品を成り立たせている基盤を問う事を主眼とした指導を行います。2 年間を通じての計画概要とは、そのための方法論、技術、メディアの追求、作品と社会を関わる手段の考察、自己の作品に対する批判的な展開の可能性、等について客員教授を含めた美術批評等様々な他領域との複合的な批評を行います。

・造形研究科美術専攻美学美術史コース（修士課程）

本コースの理念・教育目標に従い、総合的かつ専門的な学修が可能なカリキュラムを編成する。美術史学の課題は、伝存する作品ないし現代の作品を調査分析して、美術の歴史的展開を明らかにすることである。印象のみによる独白は求められない。図像学の手法による場合でも、意味論に傾き過ぎることなく、作品の質を問題にする。眼の記憶を豊かにし、各々の目の判断力を伸ばすために、授業とともに美術館、博物館、修復工房などの見学、古美術研究旅行を行っている。担当教員だけでなく、演習発表を通して複数の教員が指導にあたり、広い視野から問題を検証する。

・造形研究科美術専攻芸術文化政策コース（修士課程）

1、2 年次を通して「芸術文化政策演習」と「芸術文化政策特論」を履修し、芸術文化の多面的なあり方と、現代が突き当たった芸術状況を皆と共に知識と経験を通じて考察します。

カリキュラムには、比較文化や美術理論の講義、オムニバスによるテーマに沿ったディスカッション、テキスト購読、展覧会のキュレーションや冊子編集、論文執筆などがあります。さまざまな知見をつきあわせて、マネジメントの基礎をプロセスとして学ぶことができます。本学にはアートとデザインを専門に研究・制作する他コースがあり、本コースはそれを生かして、同じ教育空間で学ぶ学生・院生と交わり議論する実践的な学習になります。また、美術館やギャラリーを併設し、展覧会が常開催されていますので、他大学とは違った現場教育の実践的な特長をもっています。

・造形研究科デザイン専攻視覚伝達デザインコース（修士課程）

大学院教育で視覚伝達デザインコース入学者全員に必須とされているのは

- (1) 全ての視覚的な媒体の分析の基本として視覚記号論を学ぶ。
- (2) 情報に対する創造的なリサーチと分析、編集、統合（視覚的シンタックス）手法の学習。
- (3) 生態学的知覚論と心理学を軸とした学際領域の知見の習得。
- (4) 国際的なデザイン領域を学び、新たなソーシャルデザインの可能性の発見。

共通必修と並行して1年次から専任教員が主査として、入学者の学習目的にあわせて徹底した専門教育を行い、修士論文または修士制作に繋げていきます。必要な場合、副査指導教員として学内外の専門家を招聘することもあります。

・造形研究科デザイン専攻工芸工業デザインコース（修士課程）

プロダクトデザイン系では1年次ではこれまでのモノ作りのあり方、また既存のデザインについて検証すること、日本と海外のモノの流れや考え方を分析し2年次ではさらに論評を加え各自の研究分野の方向性を専門教員と探って行きます。クラフトデザインでは日本独自の工芸研究を含め、高度な技術や表現方法を身につけ思考の熟成を促し習作を重ねさらに文章化すること、2年次では社会に還元できるモノ作りの姿勢を探究し、文化を牽引する表現を視野に入れ、作品制作を重く位置付けます。

・造形研究科デザイン専攻空間演出デザインコース（修士課程）

2年間の研究計画の間、指名制による教員とのプログラム作成をもとに、随時必要に応じた多彩な専門分野からの教員による複合的な指導も可能であり、方法論だけではなく高度な技術的指導もプロセスに加えながら、領域間を自在に往来出来る体勢での指導を行う。

・造形研究科デザイン専攻建築コース（修士課程）

建築コースの研究過程は、自身の研究テーマを着実に段階的に展開・深化させるため、スタジオ制教育（少人数での特論・演習・実習）が中心となります。指導教員によって、分野およびテーマ展開の方向性が異なります。

1年次における客員教授による設計演習は、コース全体で実施される科目で、現代の生活環境を反映した課題が出され、構想から詳細なデザインまで一貫した視点を提示することが求められます。

大学院で開講している科目の単位取得数により、建築士試験の大学院における実務経験年数1年または2年が認定されます。

・造形研究科デザイン専攻基礎デザイン学コース（修士課程）

2年間を通して、デザイン論特論を必修としています。その特徴は、デザインと美術に通底する造形の問題を歴史的な視点から批判的に検討することと、哲学と科学の方法論を記号論を中心として学ぶことにより総合的な視点を獲得することです。

デザイン理論演習では、専任教員により、以下のような専門的な指導を行います。

- ・コミュニケーション・デザインの手法
- ・デザインと科学を架橋する視点からの造形
- ・生活におけるデザインの源泉としての「美」や「魅力」の実証的な研究とデザイン
- ・表現の生成や構造に関する研究
- ・造形（形態と色彩）の水脈を探る思想と理論
- ・インタラクションに基づくデザイン

・造形研究科デザイン専攻デザイン情報学コース（修士課程）

「様々なメディアに対応する表現方法」「コミュニケーションを軸とした創発的思考」「デザイン・アートにおけるデジタル技術」を基盤とし、自ら研究・制作領域を開拓していくためのカリキュラムで構成しています。

デザイン情報学統合演習では、自己の研究分野に合わせ、各専任教員の研究領域を選択し指導を受けます。

- ・デザインジャーナリズムに基づくメディア編集術、近現代日本造形論
- ・創発的なコミュニケーションのデザインとデジタルメディア文化
- ・コンピュータ関連分野。オペレーティングシステム、ネットワーク関連。
- ・Webを基盤とする写真表現（Photography as web-based art）の実践的な研究
- ・センサーを用いたユーザインタフェースの研究開発、およびそのデジタルコンテンツデザイン
- ・手続型コンピュータグラフィックスによる造形表現

・造形研究科（博士後期課程）

- ・造形芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、自立して創作、研究活動をおこなうに必要な高度の能力及び豊かな学識、さらには造形芸術における研究指導能力を養うことを目的として、カリキュラムを編成する。

- ・「造形芸術特論」において、博士後期課程における研究を遂行するために、造形芸術をめぐる多様な研究事例をもとに、研究課題の設定や先行研究の調査など研究計画について指導する。それと並行して、造形芸術専攻の三研究領域に対応する「作品制作研究Ⅰ・Ⅱ」「環境形成研究Ⅰ・Ⅱ」「美術理論研究Ⅰ・Ⅱ」において、自らの制作活動や研究活動を専門の教員の指導の下に深め、展開していく。「総合研究Ⅰ・Ⅱ」では、自身の研究成果についてアカデミックな視点から総合的に指導を受けながら、理論の

構築を行い、最終目標として博士論文の完成を目指す。

・造形構想研究科（修士課程）

広い視野に立って精深な学識を授け、現代社会の諸状況や技術の進展に対する創造的思考力の応用発揮を研究し、徹底した実践とマネジメント教育によって、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を推進しうる人材を養成することを目的として、教育課程を編成する。

・造形構想研究科（博士後期課程）

広い視野に立って精深な学識を授け、分野横断的かつ超領域的な新しいサービスやビジネスの創出、新たなメディア表現や文化価値の創造に向けた、より高度な創造的思考力の応用発揮について研究し、徹底した実践と芽根地面と教育によって、広く社会問題の解決手法の研究や新たな人類価値の創出を推進しうる人材を養成することを目的として、教育課程を編成する。

以上のことから、本学では授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる

4.1.3 点検・評価項目 3

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

造形学部・造形構想学部・造形学部（通信教育課程）・造形研究科・造形構想研究科とも、

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に整合した教育課程を体系的に編成している。

造形学部及び造形構想学部の教育課程の順次性及び体系性については、カリキュラム・マップや履修系統図より確認することができ、大学 web サイトで公開し周知をおこなっている。開設科目のシラバスには、カリキュラム・マップをリンク付けし、履修の位置づけをわかりやすくしている（資料 4-1web、4-2web、4-3web、4-4web）。

造形学部で 2013（平成 25）年度から始まった現行の教育課程では、初年次教育ならびに専門基礎教育の充実を図るため、学科別科目の卒業所要単位数を増やしている。造形総合科目については、全学横断的な交流を促進するため開設担当学科が他学科学生へ開放している造形総合Ⅱ類科目を選択必修科目として、学部 1 年から 4 年の間に 2 単位修得することとしている。一般教養系科目である文化総合科目は、美術系学科では 50 単位、デザイン系学科では 40 単位を卒業所要単位としており、本学では、美術系学科、デザイン系学科の違いに関わらず、卒業所要単位数のうち、教養教育科目（文化総合科目）といわゆる専門教育科目である造形専門科目（造形総合科目、学科別科目）の割合はほぼ半数ずつとなっている。このことは、本学の教育目標に記載の、教養ある美術家養成にあたってのベースとなっているとも言える。

科目の配当年次については、主に、1 年次は、基礎的実習を主軸に、初年次教育、高大接続への配慮を踏まえて専門科目への展開に繋げるカリキュラム編成をし、2 年次は、基本技法を身につけながら、美術・デザインについて総合的に考察するカリキュラム編成をしている。授業は午前、午後それぞれの時間帯に学年ごとで別れ、数週間を一つの枠として集中的に実技学習の科目で構成し、半日が文化総合科目の履修を行うことで教養教育と専門実技教育の組み立てができるようになっている。また、美術・デザイン全体を見渡せることが重要であり、その意味で、実技授業の 1・2 年のカリキュラムは、専門分野を専攻する前段階として、他領域の学習を行う造形総合科目を含めて、造形上でのしっかりとした基礎力を身につける教育課程の編成となっている。3 年次からは高度な専門的実習を行い、4 年次には、各自が専門性を深めるカリキュラム編成となっている。

例えば、基礎デザイン学科では、以下のようなカリキュラム編成としている。

1 年次は「デザインをとらえる広い視野を身につける」ことを目標とし、デザイン論を通して視野を大きく拡張し、共通科目で基本的な教養の下地をつくる。さらにヴィジュアルコミュニケーションやプロダクトの基礎演習に加えて、色彩や形態の原理を学ぶ。

2 年次は「デザインの水脈を見つける」ことを目標とし、ヴィジュアル、プロダクト、インフォメーションの演習を中心に、デザイン方法の多様性を学ぶ。同時に、言語論や記号論、テキスト研究などから表現と意味への認識を深めていく。

3 年次は「デザインという複雑の全体像をつかむ」ことを目標とし多様なデザインの方法を、豊富な演習授業を通して経験していく。ノーテーション、シナジェティクス、テキストインフォメーション、オートポイエーシスなど知の先端を拓いていく多様な切り口からデザインの諸相を学ぶ。

4 年次は「すべてを横断しながらデザインの先端をつくっていく」ことを目標に、教育の

中心はひとりひとりの卒業研究・制作へと移行する。ゼミに分かれて、それぞれの興味を尖鋭化させ、自分自身の課題に集中的に向き合う。

上記の他、初年次教育、高大接続への配慮としては、総合型入試による入学者には、大学での学びに円滑に移行できるよう入学前課題を実施している。また、近年では高等学校での履修内容との連関により、プログラミング科目やテクノロジー科目を開設することで高大接続への一定の配慮をおこなっている。

各科目の単位については、大学設置基準第 21 条を踏まえ、武蔵野美術大学学則第 35 条 2 項において次のように規定し、適切な単位数を設定している（資料 1-7）。

【武蔵野美術大学学則第 35 条 2 項】

前項に定める単位の数、授業の方法に応じて、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義を中心とする授業については、15 時間に相当する授業時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習を中心とする授業については、15 時間から 30 時間に相当する授業時間をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30 時間から 45 時間に相当する授業時間をもって 1 単位とする。

また、各学科の教育課程及びその履修方法、卒業単位数については、武蔵野美術大学学則第 34 条において規定している。

個々の授業科目の内容及び方法については、シラバスに記載されている。シラバスの授業内容及びその方法の閲覧は Live campus を通して可能となる。また、授業は担当教員が内容、方法について責任を持つが、専任教員ばかりでなく非常勤教員も交えた年度初めの打合せでは、各授業の内容と方法が報告され、教員間で共有される。

通信教育課程の教育課程は、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第 10 条 1 項の別表 1 に示している。開設科目（教職関連科目・博物館科目を除く）218 科目（計 416 単位）のうち、必修科目は 50 科目（計 92 単位）、選択科目は 168 科目（計 324 単位）である（2021 年度）。

授業科目はまず、油絵学科・芸術文化学科・デザイン情報学科の全ての学科を対象に開設されている「学科共通科目」と、特定の学科を対象に開設されている「学科別専門科目」に分けている。

学科共通科目である 31 科目（2021 年度）はすべて「文化総合科目」に該当し、レポート作成、人文・社会・自然の基礎的知識、外国語、健康・身体運動文化に関する科目で構成している。文化総合科目は編成方針の「総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ」という趣旨により開設し、教育理念である「教養を有する美術家養成」「真に人間的自由に達するような美術教育」と特に結びついたものである。なお、文化総合科目は教職課程における科目の位置付けを明らかにする上で学科別専門科目においても開設してい

るが、これらは他学科での履修が可能である。

学科別専門科目は学科ごとに、「文化総合科目」のうち美術・デザインの理論や歴史に関する科目、造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために幅広く造形について学ぶ「造形総合科目」、個々の学科・コースが独自に専門的能力を追求する「学科別専門科目」を開設している。なお、造形総合科目も教職課程における科目の位置付けを明らかにする上で学科別科目として開設しているが、これらも他学科での履修が可能であり、ディプロマ・ポリシーに記された「制作・研究への幅広い関心、それを広げる技能」が涵養・獲得できるよう図っている。

順次性への配慮として、文化総合科目および造形総合科目は学生の関心の拡大や転換に応じられるよう1年次から4年次まで履修できるようにしているが、レポート作成などリテラシーに関する導入的な内容の科目は初年次での履修を『履修ガイドブック』掲載の履修モデル等で促している。学科別専門科目は1年次から開設されているが4年次に向けて徐々に科目・単位を多く開設しており、専門性を確実に獲得できるよう図っている。

体系的への配慮として、油絵学科およびデザイン情報学科では、美術またはデザインの創造活動が領域横断的に展開している現在の社会動向を踏まえて幅広い学習が行えるよう、学科の専攻分野の軸となる科目を必修科目としながら、選択科目によって学習の柔軟な展開を図っている。これらの教育課程編成と科目の位置付けについては、『履修ガイドブック』で学科・コースごとのカリキュラムの流れを履修モデルと併せて示している。

単位については、大学通信教育設置基準第5条の規定に基づいて授業の方法に応じて設定している。授業の方法は科目の内容や位置づけに応じて、印刷教材等による授業である「通信授業」、「面接授業」、メディアを利用して行う授業である「メディア授業」として開設している。面接授業のうち美術・デザインの制作に関する科目の多くを実技の授業として実施して対面での学習時間を十分確保することで、専門的な造形能力の獲得を図っている。

個々の授業科目の内容及び方法は、科目の新設や改廃の都度、科目を所管する教育単位（研究室）及び担当専任教員の下で検討したものを通信教育課程教務委員会での審議を経て確定し、シラバスに記載している。授業方法における通信授業・面接授業・メディア授業の別は、通信教育課程規程において、単位数と併せて定めている。

大学院の教育課程においては、修士は2年以上在学し、各コース別必修科目20単位及び各コース共通科目から10単位以上、合計30単位以上を修得、かつ修士作品または修士論文の審査及び最終試験に合格した場合に修了（学位取得）との定めがある。博士については、3年以上在学し、1年次及び2年次に配当された選択科目から4単位及び各学年に配当された必修科目から6単位、合計10単位以上を修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格することにより修了（学位取得）となる。

修士課程、博士課程それぞれの課程に定める体系的なカリキュラムに従い、専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っている。また、学生の自主性を重んじて学生各自が記載した年間計画書に基づき指導を行うとともに、各

人が独自の研究テーマを確立し、表現者・研究者として活動していくために必要な論理的思考能力を培っている。

大学全体の教育課程の編成にあたっては、例年秋口から各教育単位と教務チームが次年度の教育課程編成に向けて協議をおこなっている。編成のベースとなる教員スタッフ構成については総額人件費コントロールの観点より、無条件でのコマ増（人件費増）は原則として認めていない。授業科目の新設、改廃については、造形学部教務委員会及び通信教育課程教務委員会、教授会での審議事項とし、最終的に大学運営会議において学長が大学としての機関決定をおこなっている。編成された教育課程については、学生アンケートを実施し、各教育単位において改善事項があると判断した事項については、主任教授名義で改善報告書を提出させている。これらは教育の質保証の観点より、大学運営会議（教学ガバナンス機構）において確認がなされ、必要に応じて学長名義で対象教育単位への改善要請がなされているところである。

生涯を通じたキャリア設計の基盤を形成することを目的とし、造形学部・造形構想学部の1、2年生向けに「キャリア設計基礎」を開講している。この授業（教育）を通じて、自身の社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成、将来のキャリアプランの作成に至る学修をおこなうことで3年次以降にキャリアセンターが実施する進路指導へのスムーズな接続を可能としている。

以上のことから、本学では教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる（以上、資料 4-1web、4-2web、4-3web、4-4web、4-9web、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9）。

4.1.4 点検・評価項目 4

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】【学専】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、学生の予習・復習の時間を含めた十分な学修時間を確保するため、学部については1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位、通信教育課程については1年間に履修登録できる単位数の上限を40単位に設定しており、授業期間、単位算定基準及び履修登録単位の上限については、『履修・学修ガイドブック』、『履修ガイドブック』、『履修要項』に掲載し学生に周知している（資料1-5、1-6）。

シラバスについては、全ての科目において作成することとしており、統一した書式で示されている。項目として、科目名、担当教員名、単位数、授業形態、履修条件、授業概要と到達目標、授業計画、履修上の留意点、準備学習、成績評価の方法、テキスト等がある。作成にあたっては、教育課程編成にもとづき、各教育単位での会議で情報共有をする他、教務委員会などで、疑問点について協議、審議し、学生の学習活動の指針になるよう毎年方針について検討をおこなっている。また、シラバスの記載にあたっては、記載する担当教員以外の専任教員がシラバス記載内容のチェック（第三者チェック）を実施しており、授業内容とシラバスとの整合性の確保等が図られている。シラバスはカリキュラム・マップともリンクしており、webシラバスとして参照することができ、学生だけでなく、広く一般に公開されている（資料4-4web）。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法としては、専門科目では少数の学生による演習形式の授業を多く設置し、個々の学生に対応した指導と助言がなされる。4年生のゼミ、演習では課題そのものを学生と教員が設定することも行われている。単位の実質化のために、講義ではレポート作成、演習では調査や制作、など授業外の学習を課し、それについて授業中に発表や討論、批評を行っている。

履修指導については、学年ごとに授業概要の説明を行うオリエンテーションを実施しており、入学時にはオリエンテーション週間を設け、教育課程の全体の構造の説明と履修指導を行っている。また、個別ミーティングはシラバスに記載されたオフィスアワー及び各

教育単位（研究室）に掲示された教員の出校表を参照できるようになっており、適切な履修指導を実施している。また、履修にあたっては、保証人宛てに成績通知書を送付しているほか、GPA を活用して修得単位数不足による成績不振者を早期に発見、窓口呼び出して履修指導等をおこなうなど、きめ細やかな対応をおこなっている。

授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数については、語学科目は基本的には 20 名以下、実技演習系の場合は 10 名程度をグルーピングの単位として少人数教育を実施している。講義系科目の一部科目については履修人数の関係上、大教室で実施する場合があるが、学生の理解度を把握するために授業時間内での質疑等を可能な限り実施するなど、双方向でのやり取りを念頭に授業を実施している（資料 1-5、4-4web）。

修士課程については、そのほとんどが学部の各学科を母体として成立しており、教育課程の編成から日常の研究指導に至るまでがそれぞれの教育単位(研究室)で行われている。制作指導や理論指導において少数の学生に対して指導が行われているため、各学生の習熟度や到達度を把握しやすい。詳細については、『履修要項』を配付して、修士課程における研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を学生に明示している。（資料 1-6）

一方、博士課程では、作品制作を伴う研究領域もあるが、博士学位取得にあたっての論文作成が主となるため、各学生が論文作成の前提となる研究計画を指導教員とともに作成して提出することになっている。詳細については、『大学院造形研究科博士後期課程運営の手引』を配付して、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を学生に明示している（資料 4-10、4-11、4-12）。

各学部・研究科における教育の実施にあたっては、教育の質保証の観点よりそれぞれの課程での懸案事項を各学部教授会、各研究科委員会あるいは主任教授会議で共有し、改善すべき事項については必要に応じて審議のうえ、最終的には大学運営会議において決定することで、教育の質保証の PDCA サイクルを循環させている。

以上のことから、本学では学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

4.1.5 点検・評価項目 5

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

単位設定、単位数基準、成績評価基準については、「武蔵野美術大学学則」第 35 条、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第 29 条、「武蔵野美術大学大学院規則」第 15 条に明記されており、「秀・優・良・可・不可をもつて表し、可以上を合格とする」と規定し、これに基づき適正に運用がなされている。また、学部については 2019（平成 31）年度入学生（正規生のみ、通信教育課程除く）より GPA（Grade Point Average）制度を運用している。基準についての詳細は、『履修・学修ガイドブック』、『履修ガイドブック』、『履修要項』に記載して学生に周知をおこなっている（資料 1-5、1-6、1-7、1-8、1-9）。

それぞれの授業科目における成績評価の方法および基準は、シラバスに到達目標を示した上で、評価基準を明示することになっている。授業担当者は、シラバスに明示した評価基準に基づき、試験または適切な方法で成績評価を行い、単位を認定している。学生が成績について疑義を持った場合は、所定の疑義照会期間に申し出ができることになっている。詳細は事前に学生に周知がなされている。

また、既修得単位の認定については、「武蔵野美術大学学則」第 36 条、第 37 条、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第 15 条、「武蔵野美術大学大学院規則」第 12 条に明記されており、対象および上限を規定し、教授会または研究科委員会の議を経て学長が認めるものとしている。認定の上限は、通学課程の場合、学部は編入学の場合を除き 30 単位を超えないものとし、2 年次に編入学をした者については 62 単位を超えず、3 年次に編入学をした者については 76 単位を超えないものとしている。このことは『2022 学生募集要項_編入学選抜』、および web サイトの『入学情報_新入生の方へ』の中で案内している（資料 4-13、4-14）。大学院は、修士課程及び博士後期課程を通じて 10 単位を超えないものとしている。ただし、本大学院において博士後期課程のみに在籍する学生については、4 単位を超えないものとしている。通信教育課程の場合、編入学の場合を除き 30 単位を超えないものとし、2 年次に編入学をした者については 46 単位を超えず、3 年次に編入学をした者については 76 単位を超えないものとしている。このことは『学生募集要項』に記載し、web サイトで周知している（資料 4-15、4-16web）。

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールとしては、学則第 35 条に明記されており、基本的には 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもつて構成することとし、講義を中心とする授業については、15 時間に相当する授業時間をもつて 1 単位、演習を中心とする授業については、15 時間から 30 時間に相当する授業時間をもつて 1 単位、実験、実習及び実技を中心とする授業については、30 時間から 45 時間に相当する授業時間をもつて 1 単位としており、卒業制作、卒業論文、卒業研究の授業科目については、別表教育課程に定める単位数を付与している。成績評価は、秀・優・良・可・不可をもつて表し、可以上を合格としている。

本学は、武蔵野美術大学学則、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程、武蔵野美術大学大学院規則の定めるところにより、学位授与に必要な事項を武蔵野美術大学学位規則に規定している。各学部教授会及び各研究科委員会においては学則及び学位規則に基づき、単位修得状況及び在学期間を確認したうえで卒業と修了の判定会議を行い、学長が学位授与者を決定している。

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力は、在学期間を満たし卒業・修了に必要な単位を修得することによって身につけていると判定し、学則及び学位授与の方針、卒業・修了要件は、履修・学修ガイドブック、学生ハンドブック、履修ガイドブック、履修要項・大学院造形研究科博士後期課程運営の手引等および大学 web サイトにおいて明示している。

大学院における学位論文審査については、履修要項（資料 4-10、4-12）において学位授与までの流れや学位論文審査基準の「修士論文及び修士作品審査基準」、「博士論文及び博士作品審査基準」を明示している（以上、資料 1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、4-6、4-7、4-10、4-16web）。

以上のことから、本学では成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

4.1.6 点検・評価項目 6

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

授業科目ごとの評価基準による評価をはじめとして、卒業生の就職先企業への意見聴取や、近隣市区町村等との意見交換によって本学卒業生の客観的な活躍状況を把握しているほか、授業評価アンケート、新入生アンケート、在学生アンケート、卒業時アンケート等を実施し、適宜学生の学修成果を測定し、その結果を毎年度末の大学運営会議において共有している（資料 2-19）。

以上のことから、本学では学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

4.1.7 点検・評価項目 7

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

- ・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体の取組としては、ファカルティ・ディベロップメント委員会が、年 1 回、全教職員を対象に「全学研修会」を企画、実施している。また、年 1 回「FD 研修会」を開催しており、そのテーマとして、新たな教授法の試みなど授業方法の改善に関わる内容が取り上げられる場合がある（資料 4-17、4-18）。

また、授業終了後速やかに「授業評価アンケート」を実施している。アンケートは全学的に統一された形式と内容の質問を用意し、回答後、速やかに、集計・結果が反映できるように、web システム化して対応している。アンケート結果に基づき、改善が必要な場合には担当教育単位の主任教授名義で改善報告書を作成、大学運営会議及び自己点検・評価委員会で情報共有をおこない、特に問題が大きい場合は対象教育単位への指導等が行われ

ている（資料 2-17）。

以上のことから、本学では教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

4.1.8 点検・評価項目 8

教育内容・教育方法、成績評価等の一連の教育活動において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか、またその効果について。

評価の視点 1：各学部・研究科等の教育活動に係る COVID-19 への対応・対策は、教育の質の維持・向上の観点から適切かつ有効であるか。

2019 年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年度に入って入国制限の措置や緊急事態宣言が発令され、大学に対しては国により休講要請がなされた。このため、本学では 4 月中旬開始予定であった学事予定を 5 月中旬に延期し、加えて年末年始に追加の授業期間を設けることや例年 1 月中旬に開催していた卒業・修了制作展を 3 月中旬に延期するなどして、対象年次学生に十分な制作時間を担保するなどの措置を講じ、年度末まで学事を遂行した。教育内容・教育方法については、特に授業実施にあたって教室の 3 密状態によるウイルス感染やクラスター発生を回避するため、収容定員を規定の 3 割程度とするコロナ定員を定義、設定して実施した。加えて、学内全体の 3 密回避のためオンラインでの実施が可能な講義系授業科目については原則としてオンライン（リアルタイム型もしくはオンデマンド型）での実施とした。また、オンラインであっても対面同様、双方向でのやり取りを意識しながら、教育の質の維持、向上を心掛けた。なお、2020 年 7 月からは実技・演習系授業科目については、原則として対面方式での実施としている。成績評価については、特にオンラインでの授業実施の場合は、オンラインプラットフォームとして採用した Microsoft365 の Teams 内で小テストや課題提示をするなどして通常の定期試験実施に代わるものとしてオンラインでの対応、成績評価をおこなった。また、例年実施していたレポート試験実施については、上記 Teams 内でデジタルデータでの回収をおこない、上記同様に成績評価をおこなっている（資料 4-19web、4-20web、4-21web、4-22web、4-23web）。

以上のことから、本学での各学部・研究科等の教育活動に係る COVID-19 への対応・対策は、教育の質の維持・向上の観点から適切かつ有効であると判断できる。

4.2 長所・特色

造形分野における独自の探求を行い、創造的な表現活動を実現するための本学の学位授与方針は、各学科専攻における確固たる学科理念、教育目標と相まって、学生の創造的な

表現活動における大きな指針となっている。

本学における初年次教育の1つとして、造形学部では造形総合科目を開設している。1年次前期から2年次前期にかけて、絵画・彫刻・デザインの中から、自身の専攻と異なった領域を学ぶ機会を設けている。専門分野以外の科目を幅広く学ぶことにより、視野を広げ、自身の制作の幅を広げることに役立っている。同様に造形構想学部においても、造形実習の科目を必修化し、造形の基礎教育を重視することが、構想力の基盤強化に大きく寄与している。

造形構想学部クリエイティブイノベーション学科では、3年次よりターム制としており、この学事により海外留学やインターンシップへの参加が容易となっている。また、造形構想研究科修士課程クリエイティブリーダーシップコースでは、夜間に授業を開設する等、社会人が入学しやすい環境を整備している。

近年、PBLやアクティブラーニングという言葉が一般的に用いられてきているが、本学ではそれらが一般的になるかなり以前から、専門科目を中心に、プレゼンテーションやディスカッションを通じて主体的、協働的で双方向な授業が多く行われてきている。

最近の傾向として、美術大学でありながらも、時代に即し、データマイニングやデザインインフォマティクスの観点よりプログラミング科目やAI、テクノロジー科目、情報系科目を広く開設している。このことは美大本来の専門教育科目との相乗効果を生み、教養ある美術家養成における大変重要な役割を果たしている。

特に大学院については、学位授与とあわせて修了制作において優秀な評価を得た者に対して優秀賞を授与、副賞として大学オリジナル懐中時計を贈呈しており、学生の学習意欲向上に寄与している。

本学は美術大学でありながら、一般企業への就職率は毎年度約90%となっている。

授業評価アンケートは授業科目ごとに入力項目が設定され、webから入力できる仕組みになっている。また、入力された情報はすぐにグラフ化され可視化できるものになっている。

5月中旬から急遽オンライン授業を開始したが、その際、通信環境（PC等の機器、通信回線等）が整わない学生に向けて無償での貸し出し対応をおこなった。（5月中旬から1月中旬まで）また、対面授業に参加できない未入国の国外留学生やコロナの影響で上京できない国内学生に向けては、授業用教材を発送するなどしてオンラインでの対応を可能とするなど、きめ細やかな対応をおこない、教育の質を担保した。

4.3 問題点

造形構想研究科博士後期課程においては、学位授与方針に沿って博士論文の新たな定義を確立した。同様に造形研究科博士後期課程においても、博士論文の定義と学位授与方針の見直しを実施する時期に来ていると思われる。

デザインの定義が広義化しているため、細分化、専門化が進んでいる。そのため、選択科目が増える傾向にある。様々な領域に触れさせることは高度な学問を教授する大学の使命であるが、反面、教育課程が体系的ではなくなる危惧があり、そのバランスが重要な

る。

制度は整っており、特に問題点はないが、実際の運用に関しては教育単位(研究室)の裁量が大きいため、教育単位の運用実態を調査し、必要に応じて修正する仕組みが必要と思われる。

各所管での各種調査により一定の学修成果測定は実現できているが、より踏み込んだ形で全学的、統一的に実施できるとな望ましいと考えられる。そのため、引き続き検討をしていく予定である。

授業評価アンケートは数年前から web システム化して実施しているが、紙ベースで当該授業終了後にその場で記入させていた際と比べて回答率が低めになっている。回答率が向上するよう、根気よく呼びかけていく必要がある。

当初オンライン対応 (Microsoft365、Teams) に慣れない教員もいたが、オンラインサポートチームによる Teams 掲示板で問い合わせ対応をするなど、きめ細やかな対応をおこなった。オンライン対応 2 年目となる 2021 年度は問い合わせ状況については落ち着きを見せているところである。

4.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、授与する学位ごとに、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、その方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。また、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っており、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価を実施している。

今後も、教育理念、教育目標実現のため、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につなげる取り組みを進めていく。

第5章 学生の受け入れ

5.1 現状の説明

5.1.1 点検・評価項目1

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 学生の受け入れ方針の設定と公表

本学は「真に人間的自由に達する美術教育」「教養を有する美術家養成」を教育理念として掲げている。この教育理念、目的等を実現していくため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を学部、研究科修士課程、博士後期課程それぞれに定めており、本学 web サイト、大学案内、学生募集要項等への掲載を通じて社会一般に広く公表している。

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、以下のとおりである（資料 1-3、1-10web、4-1web、4-2web、4-3web）。

・造形学部

武蔵野美術大学は創立以来の教育理念に基づき造形芸術の専門教育を実践し、多くの優れた人材を輩出してきました。本学教育課程を主体的に修め努力できる次のような資質・能力を備えた学生を求めています。

1. 専門性と表現を深めるための基礎的な学力を身につけている人
2. 専門性を支える幅の広い造形力や教養を総合的に身につけようとする人
3. 論理的思考・創造的思考を働かせて独自の表現で伝えようとする人
4. 文化の創造発展に寄与し、社会で活躍しようとする人

・造形構想学部

造形構想学部では、総合的な人間形成としての造形教育と社会に対する広範な知識の教授を通じて、美術・デザイン領域のみならず、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を行う柔軟な発想や構想力を有する人材、すなわち創造的思考をもって社会的イノベーションに寄与する人材を養成する、という教育研究上の目的に鑑み、次のような学生を求めます。

1. 自らの目指す専門性を着実かつ大胆に深化、開拓しようとする人
2. 専門性を支える幅の広い創造的思考力や教養を身に付けようとする人
3. 文化・技術の創造発展・革新に寄与し、社会の様々な領域で活躍しようとする人

・造形構想学部クリエイティブイノベーション学科

クリエイティブイノベーション学科では、「創造的思考力」を発揮し、現代社会の課題発見・解決や、新たな価値創造、社会におけるイノベーションを行うことができる人材を育成することを目的としている。こうした能力を養うために、次のような学力と意欲を持った入学者を求める。

1. 社会の諸課題に対して、既存の考え方にとらわれず、解決策を導く構想力を身につけようとする人
2. イノベーションに必要な教養・知識と発想力を身につけるための基礎的な学力がある人
3. ビジネス、テクノロジー、ヒューマンバリュー分野に関心があり、対応する文系、理系の主要科目の学力がある人

・造形構想学部映像学科

映像学科は、建学の精神である「教養を有する美術家養成」を土台に、1990年に開設された。

映像学科の教育は、映像技術の習熟にはとどまらず、過去に蓄積された映像及び表象文化の豊かな歴史を踏まえながらも、新たな価値を生み出す革新的な創造者を養成することを目的としている。こうした能力を養うために、次のような学力と意識を持った入学者を求める。

1. 自らが目指す将来像に向けて学ぶための基礎的な教養・表現力がある人
2. 映像への強い関心と表現意欲があり、新しい表現・技術を常に探求しようとする人
3. 新たな映像の可能性を探り、創造的思考力を用いて、その表現を具現化しようとする人

・造形学部（通信教育課程）

武蔵野美術大学は創立以来の教育理念に基づき造形芸術の専門教育を実践し、多くの優れた人材を輩出してきました。本学教育課程を主体的に修め努力できる次のような資質・能力を備えた学生を求めています。

1. 専門性と表現を深めるための基礎的な学力を身につけている人
2. 専門性を支える幅の広い造形力や教養を総合的に身につけようとする人
3. 論理的思考・創造的思考を働かせて独自の表現で伝えようとする人
4. 文化の創造発展に寄与し、社会で活躍しようとする人
5. また通信教育課程では上記のポリシーに加え次のような学生を求めています。
6. 地理的・時間的な制約に関わらず向学心をもって学ぼうとする人
7. 社会人の再学習や生涯学習を目的にさらに学ぼうとする人

・造形研究科（修士課程）

武蔵野美術大学は幅広い教養を備え人格的にも優れた美術家やデザイナーなど、造形芸術の専門家を養成してきました。本学では次のような学生を求めています。

1. 幅広い造形力や教養、独自性を基に、自らの専門性を着実かつ大胆に深化、開拓しようとする人
2. 造形芸術の研究・表現者として、文化創造の発展に寄与し、国際社会で活躍しようとする人

・造形研究科美術専攻日本画コース（修士課程）

日本画をとおして造形や美術史、素材の研究を行い、自主的に表現の可能性を追求したいという強い意欲を持つ学生を募ります。

・造形研究科美術専攻油絵コース（修士課程）

大学院造形研究科美術専攻油絵コースでは、絵画を中心に、インスタレーション、映像などさまざまなジャンルの美術作家を養成することを主な目的としています。そのため入学者には作品に十分な内容と質を備えていることに加えて、知的好奇心を持ち、常に謙虚に学ぼうとする姿勢があり、作品制作、作品研究の双方に高い向上心を持って取り組めることが重要です。

・造形研究科美術専攻版画コース（修士課程）

版による表現に真正面から取り組み、作品によって社会に広く発信してゆく表現者を養成することを目指している。よって、版画に対する広範な知識を持ち、独自の表現を提示できる技術、技法を習得しながら作品概念を展開し、版画表現の可能性を追求することが可能な人材を求める。

- ・独創的な研究制作テーマを自主的に設定し、版画表現を通して自己実現しながら、創造の本質を問うことができる。
- ・作品概念を追い求めるだけでなく、また技術、技法のみに溺れることなく、両者を両立させながら、新たな版画表現の可能性を追求することができる。
- ・個の創造領域では独創性を発揮しつつ、共有する工房空間の中では適度な社会性を保ちながら、表現者として研究制作を円滑に進め、作品によって社会に広く発信することが出来る。

・造形研究科美術専攻彫刻コース（修士課程）

専門的な個人指導に加えて、国内外で活躍する作家、研究者による理論と制作両面のゼミが計画的に行われます。追求すべきテーマを持ち、専門的な多方面からの批評と指導の中で研鑽を深化することのできる人材を募ります。

- ・彫刻における優れた表現技術を持ち、創造・研究活動を通して社会に関わろうとする人。
- ・独自の表現領域を持ち、創造・研究活動を通して社会に関わろうとする人。
- ・彫刻の表現に疑問を持ち、創造・研究活動を通して社会に関わろうとする人。

・造形研究科美術専攻美学美術コース（修士課程）

自分の研究テーマを持ち、それを探求するための健全な主体性と行動力を有し、問題を迫るための洞察力を真剣に身に付けようとする学生を求めている。各自のテーマに必要な文献資料（史料）を読むための語学力をそなえていることを求める。学部の段階で美術史・芸術学を学んだものだけではなく、実技・制作を学んだ人たちの入学も歓迎する。

・造形研究科美術専攻芸術文化政策コース（修士課程）

主に、学芸員、美術教育者、美術館教育普及、美術／デザイン批評、出版編集、アートマネジメント、デザインマネジメント、学術研究者などを希望する、学習意欲の高い入学志願者を求めます。

・造形研究科デザイン専攻視覚伝達デザインコース（修士課程）

私達が望む院生の人物像とは、ヴィジュアル・コミュニケーション・デザインの分野において、自身の研究テーマあるいは制作活動をより深く詳細に独自の視点で展開し、デザインの今日的なあるいは近未来的な問題解決に取り組もうとしている人。

・造形研究科デザイン専攻工芸工業デザインコース（修士課程）

工芸工業デザインコースは世の中に優良なデザイン商品を提案しようとするデザイナー資質を有する者、またファインアートに至るまでモノの本質にせまる作家志向の人材を選びます。それぞれ目標は異なりますが、社会に必要な道具や作品に対して時間をかけ再度掘り下げ熟考できる人材を求めます。

・造形研究科デザイン専攻空間演出デザインコース（修士課程）

発展すべき明快かつ高度な研究テーマを持ち、自己の社会的確立を目指しながら、領域にとらわれない自由な発想を持ち得る個性豊かな人材であることを求める。

・造形研究科デザイン専攻建築コース（修士課程）

- ・建築、および環境デザインの領域において幅広い教養と知識を身につけながら、自身の研究テーマについて意識を強く持ち、継続的かつ段階的に展開する能力の高い人。
- ・今日の社会的課題を自身の問題としてとらえ、実践的に関わろうとする意欲の高い人。
- ・建築、および環境デザインの領域における高度な専門知識・技術習得に意欲の高い人。

・造形研究科デザイン専攻基礎デザイン学コース（修士課程）

教育目標に基づいて、デザインの理解を社会的・人間的・文明的な文脈に広く求め、逆にそれらの文脈の中にデザインの研究・応用領域を拓いていくことができる人材、また日常生活の中にそれを展開しうる人材、デザインばかりでなく、研究の視点によりそれらに貢献しうる人材を求めます。

・造形研究科デザイン専攻デザイン情報学コース（修士課程）

先端的な科学技術文明と生活をつなぐ「汎技術としてのデザイン知」を実社会に活かすために、「様々なメディアに対応する表現方法」「コミュニケーションを軸とした創発的思考」「デザイン・アートにおけるデジタル技術」に関心を持ち意欲的に取り組む素質と目的意識を有する学生を求めています。

・造形研究科（博士後期課程）

武蔵野美術大学は幅広い教養を備え人格的にも優れた美術家やデザイナーなど、造形芸術の専門家を養成してきました。本学では次のような学生を求めています。

1. 造形芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を研究しようとする人
2. 高度な能力および豊かな学識に基づいて、自立して創作、研究活動を行い、さらに研究指導者として文化創造の発展に寄与し、国際社会で活躍しようとする人

・造形構想研究科（修士課程）

総合的な造形教育によって得られる創造的思考力と現代社会に対する広範な知識を基盤として、現代文明のグローバルかつ加速度的な変化の中で、美術・デザイン領域を超えて、広く社会問題の解決や新たな人類価値の創出を行いうる柔軟な発想や構想力を有し、かつそれを高度に実践できる実行力、推進力、牽引力を備えた人材を養成します。造形構想研究科では次のいずれかの学力と意欲を持った学生を求めています。

1. サービスデザインやデザインビジネス分野において、リーダーシップを発揮して新たな社会的価値や事業構想を具現化するための基礎的な能力・経験を持つ人
2. 映像・写真分野を中心に、新たなメディア表現と社会装置化を探究するための基礎的な能力・経験を持つ人

・造形構想研究科（博士後期課程）

造形構想研究科博士後期課程では、現代社会が未来に向けて必要とする、高度な創造的思考力を修得した上で、様々な社会問題の解決や新しい仕組みづくりに強力なリーダーシップを発揮する人材、もしくは芸術とテクノロジー分野を融合し、新たなメディア表現と社会装置化によって創造的イノベーションを起こしうる人材を養成することを目的としています。

1. 研究者または教育者を目指し、サービスやデザインの新たな価値創出、またはメディア表現の領域で学問的体系を構築するための基礎的な能力・経験を持つ人
2. サービスデザインやデザインビジネス分野において、新たな社会的価値や事業構想を具現化するための基礎的な能力・経験を持つ人
3. 映像・写真分野を中心に新たなメディア表現と社会装置化を探究するための基礎的な能力・経験を持つ人

（2）入学前の学習歴や能力等、求める学生像、判定方法

各学部、研究科では入学前の学習歴や学力水準、求める学生像をアドミッション・ポリシーに定め、出願資格、判定方式とともに学生募集要項に明示している（資料 5-1）。

例えば造形学部では、学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協調性」）に基づき以下のように列記している。

<知識・技能>専門性と表現を深めるための基礎的な学力を身につけている人

<主体性>専門性を支える幅の広い造形力や教養を総合的に身につけようとする人

<思考力・判断力・表現力>論理的思考・創造的思考を働かせて独自の表現で伝えようとする人

<多様性・協調性>文化の創造発展に寄与し、社会で活躍しようとする人

一般選抜では、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を中心に測るため国語・英語に加えてデッサンやデザインを課し、得点により合格者を決定している。総合型選抜では一定の知識・技能があることを前提としつつも「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協調性」について、面接試験や自己推薦調書、ポートフォリオをもとに丁寧に評価している。

また造形構想学部では以下のように列記し、造形学部同様に各試験区分において設定した入学試験科目において学生の資質・能力を図り合格者を決定している。

<主体性>自らの目指す専門性を着実かつ大胆に深化、開拓しようとする人

<思考力・判断力>専門性を支える幅の広い創造的思考力や教養を身に付けようとする人

<多様性・協調性・表現力>文化・技術の創造発展・革新に寄与し、社会の様々な領域で活躍しようとする人

（3）入学希望者に求める水準等の判定方法

入学希望者に求める水準等の判定方法については、入試本部会議において策定し、教授会・研究科委員会において審議のうえ決定している（資料5-2）。

以上のことから、本学では学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

5.1.2 点検・評価項目2

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

（1）学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

建学の精神、教育目標は学生募集にも反映されており、造形の専門的な内容を学ぶために必要な技能、知識だけでなく、教養を身につけるための基礎となる学力を併せ持つ人材を受け入れるための入学者選抜を実施している。

本学の学生募集及び入学者選抜制度は、前年度の実施状況の検査・見直しを踏まえ、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき入試本部会議が原案を作成し、教授会及び研究科委員会での審議を経て、学長が決定する（資料 5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7）。

学部入試の学生募集方法については、主として高校、美術予備校への訪問、企業主催による会場型ガイダンスへの参加、鷹の台キャンパスで開催する春と夏のオープンキャンパスの開催、大学 web サイト、大学案内等の印刷媒体の配布、また外部企業が発行主体となっている各種の受験雑誌や Web 媒体への出稿などを行っている。新型コロナウイルス感染症拡大に際しては、オンラインでのオープンキャンパスを開催し、受験予定者からはオンラインを利用した個別相談を受け付ける等の対応を行った。

修士課程や博士後期課程での学生募集方法については、オープンキャンパスの開催や大学案内、大学 web サイトでの情報提供を主として行っている。

学部入試では、【一般選抜】において本学独自の試験問題により判定を行う「一般方式」、大学入学共通テストの得点を利用する「共通テスト利用方式」、造形構想学部の 2 学科で共通の問題を課す「学部統一方式」の 3 タイプの入学試験を行い、知識・技能が一定の水準に至っているかにより重きを置いて判定している。【総合型選抜】や【学校推薦型選抜】では個々の学習歴の特徴が発揮される調書・ポートフォリオに加えて面接試験を実施し、基礎的な学力水準のほか、「主体的に学ぶ態度」や「思考力・判断力・表現力」により重きを置いて判定を行っている。

他に「外国人留学生特別選抜」・「帰国生特別選抜」では教育制度の異なる学習歴を持つ人材を積極的に受け入れるべく、実技試験並びに面接、小論文、外部の日本語能力検定試験を組み合わせ判定を行っている。

【一般選抜】

「一般方式」

造形学部全学科では、共通の国語・英語（または大学入学共通テストのフランス語）と、学科ごとに求める専門性に応じて「デッサン」「デザイン」「小論文」「構想力テスト」「感覚テスト」「数学」「地理歴史」等を実施し、専門性と表現力を深めるための基礎的な学力を判定している。

造形構想学部クリエイティブイノベーション学科では、文系主要科目の「国語」「英語」「地理歴史」と理系主要目の「数学」「理科」「英語」の各 3 科目を課し、基礎的な学力を判定している。

造形構想学部映像学科ではクリエイティブイノベーション学科と共通の「国語」「英語」のほか、映像の想像力を測るために「感覚テスト」「小論文」「鉛筆デッサン」「数学」を実施している。

「共通テスト 2 教科＋専門試験方式」

各学科で大学入学共通テストおよび独自専門科目に多様な教科・科目・配点を設定することで、より多様な資質を持つ学生を受け入れることを目的としている。

「共通テスト 3 教科方式」・「共通テスト 5 教科方式」

大学入学共通テストの対象科目を多用に設定することで、高校等での学習に励み、基礎的な学力を持つ学生の受け入れを目的としている。

「学部統一方式」

造形構想学部の 2 学科で共通の「国語」「英語」「数学」を課し、基礎的な学力がある学生の受け入れを目的としている。

【総合型選抜】【学校推薦型選抜】

出願時に志望理由や学修計画、小論文や作品、ポートフォリオの提出を求めており、面接やグループディスカッション、プレゼンテーション、小論文、実技試験の結果と併せて総合的に評価することで「主体的に学ぶ態度」や「思考力・判断力・表現力」を持つ学生の受け入れを目的としている。

【外国人留学生特別選抜】【帰国生特別選抜】

外国人留学生は日本留学試験または日本語能力試験の結果を受験条件とし、帰国生は小論文を課すことで日本語能力を測定している。このほか各学科の定める専門科目と面接試験により基礎的な学力水準を維持しつつ、多様な文化経験者の受け入れを目的としている。

【編入学選抜】

全学科において、他大学や専門学校、短期大学などから本学へ編入学を希望する受験生向けの選抜方式で、本学通信教育課程からの転籍希望者にも対応している。3 年次への編入学のみならず、同選抜では 2 年次編入学もあわせて実施している。

【造形学部（通信教育課程）】

アドミッション・ポリシー、学費、提出書類などの詳細を記載した学生募集要項を入学希望者に対して送付し、入学志願書の提出を受け書類審査により、選抜を行っている。

学部入試以外の選抜については以下のとおり実施している。

【修士課程選抜・博士後期課程選抜】

大学院造形研究科・造形構想研究科では、専門分野の研究を志す学生を、学内外から受け入れている。選抜方式はコースによって異なるが、外国語や小論文、実技（作品提出を含む）、面接などによって総合的に評価している。

（2）授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学生募集では、入学者選抜制度に加え、授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っており、大学案内、学生募集要項、本学 web サイト及びオープンキャンパス等

で、説明・公表を行っている（資料 1-3、5-1、5-8）。

（３）入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入学者選抜試験の実施・運営については、学長のもとに入試本部長を統括責任者とする入試本部を設置し、アドミッション・オフィサー、入試運営室（試験問題の管理、採点の進行等）、入試準備室（試験会場の整備、試験監督の配当、実技試験のモチーフの設定等）、入試集計室（採点結果の集計等）等の全学的な実施体制を組み、試験の円滑な実施に当たっている。なお、一般入学試験以外の入学試験においては、入試本部の統括のもと入試チームと各学科研究室が連携して実施に当たっている（資料 5-9）。

（４）公正な入学者選抜の実施

入学試験問題は、学長が科目ごとに複数の教員へ作成を委嘱している。作成された問題はアドミッション・オフィサーを含む複数人で校閲を行っている。

入学者選抜は面接、ポートフォリオ審査を除き解答用紙に目隠しをした状態で採点している。個別学力試験や専門実技試験、小論文試験は、出題者、試験監督、回収した解答用紙の目隠し作業が同一人にならないように配当し、採点後の入点作業も別の担当者が行うよう割り当てている。

合否判定は、教授会、研究科委員会において決定した選考方法に基づき、学部長、研究科委員長を議長とする判定会議において受験者の得点のみを評価対象とした判定を審議の上、大学運営会議において最終的に学長が決定している。

入学試験問題は翌年度 6 月～7 月を目途に「入学試験問題集」として事後公開している。国語・英語・数学・世界史・日本史・物理・化学の学力試験については試験問題と正答を公開し、専門実技試験については、出題の意図・参考作品と評価のポイントを例示して次年度以降の受験希望者やその指導者に対して学習の参考になるよう努めている（資料 5-10web）。

一般選抜では大学入学共通テスト利用入試も含め、志願者全員に対してオンラインシステムを利用した成績開示を行っており、受験生は PC やスマートフォンから無料で閲覧でき、自己採点を行うことができる（資料 5-1）。

総合型選抜や学校推薦型選抜では、入学試験問題と評価のポイントを「入学試験問題集」に掲載しており、求める学生像や受験生に期待することは、予め「学生募集要項」に示している（資料 5-1、5-10web）。

編入学選抜・大学院修士課程選抜・大学院博士後期課程選抜では入学試験問題を「入学試験問題集」で事後公開している（資料 5-10web）。

（５）入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学独自に障害者学修支援の基本方針を定めており、入学選抜時の配慮を希望する者に対しては、出願前に入試チームに問い合わせるよう本学 web サイト、学生募集要項で告知している（資料 5-1、5-11web）。申し出のあった受験希望者に対しては希望する配慮の内容をもとに対応案を入試チームが作成し、合理的配慮・公正性について入試本部にて協議

し対応している。なお当該受験希望者については入学後の学生生活についても対応を検討する必要があるため、入試チームと学生生活チーム担当者が情報を共有するとともに、必要に応じてその保護者との面談を実施している。

以上のことから、本学では学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3 点検・評価項目 3

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（１）入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

入学者数が入学定員より乖離しないよう、入試本部会議において過年度の入試結果や入学手続状況を踏まえて合格者案を作成し、教授会・研究科委員会で判定を行っている。入学定員および在籍学生数は web サイトで公開している（資料 1-14web）。

（２）入学定員に対する入学者数比率

2021 年度の造形学部入学者数比率は 1.05、造形構想学部入学者数比率は 1.08、学部全体で 1.06 だった。学部全体の過去 5 年間平均は 1.05 で、各年の入学者数比率が定員より大きく乖離しないよう管理できている。（大学基礎データ 表 2）

造形研究科修士課程入学者数比率は 1.32、造形構想研究科入学者数比率は 1.60、修士課程全体で 1.39 だった。造形研究科博士後期課程入学者数比率は 1.33、造形構想研究科博士後期課程入学者数比率は 1.25、博士後期課程全体では 1.30 だった。（大学基礎データ表 2）

（３）編入学定員に対する編入学生数比率

学部の 2021 年度編入学定員 31 名に対して 3 年次編入学 27 名、2 年次編入学 14 名で編入学生比率は 1.32 だった。

2014 年度の大学基準協会による評価では編入学定員に対する編入学比率が造形学部空間演出デザイン学科（0.60）、建築学科（0.50）と低く、視覚伝達デザイン学科（1.36）、芸術文化学科（1.33）ではその比率が高い旨の指摘がされ、改善が望まれた。2015 年度以降、学内において各研究室に対し適正な入学定員、編入学定員についてヒアリングを実施し、

検討を重ねた。その結果、2017 年 9 月の教授会において 2019 年度からの入学定員および編入学定員の変更を審議し、最終的には同年 10 月の理事会において定員案の変更が承認された。

2021 年度の編入学者数比率は、空間演出デザイン学科が 0.50、建築学科が 0.00 だが、2 年次編入学者を加味すると 1.33 となっている。また視覚伝達デザイン学科が 0.50、芸術文化学科が 0.33 で 2 年次編入学者を加味すると 0.67 だった。(大学基礎データ 表 2)

一部学科では改善が未達の状況ではあるが、今後も定員未充足の学科については編入学生の増加を目指して取り組む。

(4) 収容定員に対する在籍学生数比率

学部の 2021 年度収容定員充足率は 1.07、研究科修士課程 2021 年度収容定員充足率は 1.31、研究科博士後期課程 2021 年度収容定員充足率は 1.44 だった。(大学基礎データ 表 2)

(5) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

2014 年度の大学基準協会による評価では研究科の在籍学生数比率が 2.29 と極端に高いことが指摘され改善が望まれた。そのため 2019 年度からの造形構想研究科開設を機に、研究科の入学定員、収容定員を増員し、収容定員に対する在籍学生数比率を是正する方針を策定した。この方針に基づき、2019 年度より入学定員を造形研究科では美術専攻 50 名(収容定員 100 名)、デザイン専攻 45 名(収容定員 90 名)とした。その結果 2019 年度～2021 年度の在籍学生数比率は入学者数管理のもと 1.58、1.28、1.31 と改善できている。

(大学基礎データ 表 2)

造形学部(通信教育課程)では 2019 年度に学科再編に伴う入学定員の変更を行い、2021 年 4 月入学生は正科生 1 年次入学生が 212 名、2 年次編入学生が 178 名、3 年次編入学生が 147 名、4 年次の再入学生は 35 名の合計 572(内 46 名が再入学生)であった。在学者数は正科生が 2,464 名となっており、収容定員充足率は、収容定員 2,240 名に対して 1.10 となっている。なお 2021 年度の科目等履修生数は 189 名である。

以上のことから、本学では適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

5.1.4 点検・評価項目 4

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

入学試験に関する業務は、学長のもとに入試本部長（学長特命補佐（入試担当））を統括責任者とする入試本部を設置し当たっている（資料 2-7）。ほかに、学長補佐 2 名、造形学部長、副学部長、造形構想学部長と、アドミッション・オフィサー（大学企画グループ長）、入試チームリーダーで構成し、入学試験の機密性を保ちつつ、多角的な検証、公平性を担保できている。入試本部会議において（1）試験の日程及び実施方法、試験ごとの受け入れ人数に関する事項、（2）試験の広報に関する事項等を審議、入学者選抜の大綱・実施要項を策定し両教授会及び研究科委員会の審議を経て、大学運営会議において、選抜の公正かつ適切な実施と受け入れの適切性について定期的に検証を行っている。博士後期課程選抜については、博士後期課程運営委員会において入学者受け入れの大綱・実施要項を策定し、博士後期課程運営委員会及び研究科委員会の審議の後、大学運営会議において、選抜の公正かつ適切な実施と受け入れの適切性について定期的に検証を行っている。

また、年度末には入試本部会議において、入学者選抜の実施、受け入れについて総括を行い、大学運営会議において予定通りの学生受け入れが行えたかどうかについて確認している。

以上のことから、本学では学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

5.1.5 点検・評価項目 5

入試において COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点 1：入試において大学が講じた COVID-19 への対応・対策は、入試の公平性・公共性の観点から適切であるか。

（1）受験生に対する対応

「新型コロナウイルス感染症対応」として、一連の注意喚起、対策を大学 web サイト、学生募集要項において公表した（資料 5-1、5-12web、5-13web、5-14web、5-15web）。

具体的には、試験当日の検温時に 37.5 度以上の発熱が測定された場合は受験できないことを明示し、試験の準備のため普段の体調管理に努めるよう促した。他に、大学入構時にマスクの着用が必要であること、保護者等の付き添いなく来校することについて明示した。

一般選抜は 2 月に実施する試験のためかなり冷え込むことが予想されたため、予め大学が講じる換気案を受験生に図示し、服装や暖を取るための対策ができるよう促した。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった受験生については、（1）無症状であること、（2）PCR 検査などで陰性であること、（3）受験当日も無症状であること、（4）公共交通機関を利用しないで大学に来校できることを満たす場合には予め用意した別室で受験できるとした。

なお、一般選抜については COVID-19 の罹患者等を対象として 2022 年 2 月 26 日に振替入試を行うことを決定し、試験内容を定め、対象者と申込方法とともに予め公表した（5-

16web)。

(2) 大学で行った対応

入構の際に検温を行い、37.5 度以上の発熱がないか確認した。また受験生本人からの申し出にも対応できるよう準備したが、結果として発熱由来の体調不良者はいなかった。

学内入構箇所、試験室入口にアルコール製剤の消毒液を設置し、受験生が適宜使用できるようにし、入構時の検温では目前で消毒するよう指示した。

従来、入構時に学内地図と試験室を記した簡易案内図を配付していたが、一般選抜を除いては大学 web サイトに事前に掲載し、試験当日も携帯電話やスマートフォンで閲覧できるようにしておき、受験生と学内スタッフが長時間接触することのないように対策を取った。

試験会場や面接待機場所、昼食会場については必ず窓と入口の 2 箇所を開放したままにしておき、指定座席以外に着座することのないよう厳重に指示した。着座位置は前後 1 メートル程度の間隔を置いて受験番号札を貼って明確にした。

試験監督や面接試験官には必ずマスクを着用するように事前に指示しておき、フェイスガードを人数分購入して配付、適宜使用するよう案内した。

以上のことから、本学での入試において大学が講じた COVID-19 への対応・対策は、入試の公平性・公共性の観点から適切であると判断できる。

5.2 長所・特色

本学では多様な入学選抜方法を実施し、様々な能力を持つ受験生が最終的に入学へと至っている。各種ガイダンスへの参加や、オープンキャンパス開催、また広報媒体への出稿を行うなどし、大学の認知度向上を図っている。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、高校や地方の予備校へ参加、またオープンキャンパス開催については、2020 年度は対面型を見送り、オンライン開催を実施したが、オンライン上のコンテンツを充実し、また個別相談会をオンライン上で展開し、志願者確保の対策をとった。

公正な入学者選抜の実施の観点から、試験実施においては、専門実技試験の採点時に匿名性を担保するため、「目隠しカード」を本学独自に作成して運用している。特に一般選抜において日本画学科や油絵学科では専門実技試験 2 科目を総合的に評価するため、①回収した解答用紙が受験番号順とならないようにシャッフルし、②受験生の匿名性を保ちつつ、③2 科目の解答用紙をマッチングして採点する必要がある。現在「目隠しカード」は 4 種類を作成し運用している。

学力試験だけでなく専門実技試験も掲載した「入学試験問題集」を大学独自に作成しており、問題文、デッサンモチーフ等の画像に加えて出題の意図や参考作品、評価のポイントを明示することで次年度以降の受験生やその指導者が学習の参考にできるよう広く公開している。

在籍学生数の管理は適切に行われている。特に、学部の入学定員に対する入学者数比率

は常に 1.05 程度を維持し、極めて厳格な管理が行われ、入学者の学修環境の適正化が図れている。

造形構想学部クリエイティブイノベーション学科では、美術大学では一般的に不可欠と思われる実技試験を、すべての方式において課していない。また、映像学科とともに実施している造形構想学部の学部統一方式試験においても、実技試験を課さずに選抜を行っている。

5.3 問題点や改善方策

「学生募集要項」に予め試験項目を明示して、例年の問題は「入学試験問題集」に詳しく解説しているが、「学生募集要項」にも出題の意図などを掲載することで受験生にとっては利便性が上がるとも考えられる。一方で、掲載情報が増えると却って情報が埋没してしまう恐れもあるので、受験生に対する情報提供方法や「学生募集要項」等の掲載内容は、引き続き点検していく必要があるだろう。

入学試験の実施においては、各学科専攻の求める学生像に応じて細やかな試験科目設定がなされている反面、同じ選抜方式でも、学科によって科目や実施方法が異なるため、受験生の立場からは理解が難しく、一般選抜の場合併願しにくい面がある。今後の更なる 18 歳人口減少への対応として、造形構想学部が導入している学部統一入試を敷衍し、大学として共通の求める人材像を定め、それに基づいて全学部（2 学部共通）選抜を実施するなど、より受験のしやすさを考慮した対応が必要かもしれない。

また、試験科目の細分化は、準備作業や実施体制が膨大になり、事務部・研究室ともに負担が大きくなっている。今後も入試本部体制による入学試験実施要項の点検・管理が求められる。

編入学生数比率については年による高低が激しく、適正管理が難しい状況が続いている。3 年次編入学定員数について定期的な検討を今後も行っていく。

5.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、学生の受け入れ方針を定め、その方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

また、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理を実施している。

今後も大学の建学の精神と教育理念、教育目標実現のため、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につながる取り組みを進めていく。

第6章 教員・教員組織

6.1 現状の説明

6.1.1 点検・評価項目1

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

大学の理念・目的に基づき、美術・デザインを中心とする造形分野の、人格的にも優れた専門家の養成を教育目標とする本学では、技術的専門知識の教育のみならず総合的な人間形成のための教育を遂行するために、求める教員像および教員組織の編成に関する方針を以下の通りに定め明示し、教員組織の質の向上と教育体制の強化に努めている。

・本学の求める教員像（資料 6-1web）

本学教員には、学部および研究科の教育理念、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを十分に理解したうえで、学生の信頼に応えうる誠実さ、熱意、倫理観をもって、優れた教育活動を行い、高度かつ先端的な研究および制作活動の実践を通じて自己の専門分野の発展に寄与しうる能力が求められる。また、自己の専門分野における知識と技能ならびに研究や活動の成果を、本学における教育に反映させるとともに、文化の創造発展に寄与するものとし、社会的責任を果たす使命感が求められる。

・教員組織の編成方針（資料 6-1web）

（1）学部（通学課程、通信教育課程）

文部科学省の定める大学設置基準に則った専任教員を配置することはもとより、本学学則の定めるところに従い、学部の教育理念、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを実現するのに十分な教員組織を整備する。編成にあたっては、各教育単位ならびに各教員の担当分野を明確にすることによって教育目標の達成に関わる責任を明らかにする。

（2）研究科

大学院設置基準を踏まえ、本学大学院規則の定めるところに従い、研究科の教育理念、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを実現するのに十分な教員組織を整備する。編成にあたっては、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう留意する。

この「本学の求める教員像」及び「教員組織の編成方針」に基づく教員組織編成を行うため、「学校法人武蔵野美術大学教員採用基準」（資料 6-2）、「専任教員採用選考要領」（資料 6-3）、「専任教員の昇任に関する基準」（資料 6-4）等を定めており、教員・役職の資格の基準を設け、教員の採用、昇任に関する資格審査にあたっている。

また、採用時には、「学校法人武蔵野美術大学教員採用基準」に基づき、学科専攻ごとの定員、採用教員の数、所属、職位、担当授業科目、資格、年齢等を内容とする「教員の採用計画の大綱」が理事会より明示されることとなっている。この大綱の作成にあたっては、各学科専攻のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく各教育単位の教育目標の実現に適切な専門領域および担当分野を考慮した教員を採用・配置するため、主任教授等と綿密な協議の上、作成している。

また、教員は教育や研究の他に、各種委員会の委員を担う。各委員会の目的、審議事項についてはそれぞれの委員会規程において定めている。

以上のことから、本学では大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科の教員組織の編成に関する方針を明示していると判断できる。

6.1.2 点検・評価項目 2

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

本学では、教員組織の編成方針に基づき、大学全体及び各学部、研究科の専任教員数・配置は、大学設置基準及び大学通信教育設置基準、大学院設置基準を満たしているとともに、適正に配置している（大学基礎データ 表 1）。

造形学部（通学課程）および造形構想学部での大学設置基準等に必要な専任教員数 124 名に対し、教授、准教授、専任講師の総数は 129 名である。造形学部（通学課程）各学科別配置は日本画学科 8 名、油絵学科 16 名、彫刻学科 10 名、視覚伝達デザイン学科 13 名、

工芸工業デザイン学科 12 名、空間演出デザイン学科 12 名、建築学科 12 名、基礎デザイン学科 10 名、芸術文化学科 9 名、デザイン情報学科 8 名で、造形構想学部では、クリエイティブイノベーション学科 9 名、映像学科 10 名となっている。

造形学部（通信教育課程）では、8 名の教授を配置している。なお設置基準上必要な専任教員数は 8 名であり、同基準を適切に満たしている。

大学院においては、大学院専任教員は配置せず、学部所属の専任教員が授業を兼担している。大学院の授業を兼担する場合には、「武蔵野美術大学大学院授業担当教員資格審査基準」（資料 6-5）および「武蔵野美術大学大学院授業担当教員資格審査委員会内規」（資料 6-6）により、委員会による指導資格審査を加え、研究科委員会で厳格に審議の後、学長が決定している。なお、新たに採用する教員については、採用計画大綱において「大学院の研究指導を担いうる人材であること」を資格として求めており「武蔵野美術大学大学院授業担当教員資格審査基準」を踏まえた審査が行われている。

本学の教員組織編成の特徴として、各教育単位（研究室）に主任教授を置き、主任教授を運営統括者として各教員の専門分野の構成やカリキュラム編成、各種委員会等の役割分担（研究室運営）がなされている点が挙げられる。学長を中心とした教学執行部は、教員組織の編成にあたり、主任教授を中心とした教育単位と綿密な協議を重ね、教育目標に基づくカリキュラム・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーに沿った人材養成に向けて適切な教員採用・配置を行っている。

また、年齢構成においても配慮はしているものの、美術大学における教員の採用においては、確固たる社会的評価を得るまでに優れた制作と発表を積み重ねる必要があり、専任教員年齢構成が示すように、やや 50 歳代、60 歳代への偏りが見られ、必ずしも十分とは言えない状況にある。性別や国籍については、特定の目標を設定してはいないが、教員組織の編成に関する方針に基づく、本学の教育課程に十分対応しうる教員の採用を心掛けている。

教養教育の運営体制については、文化総合科目を科目群ごとに教育単位（研究室）に分け、それぞれに主任教授を置いて運営がなされており、すべての教育単位において複数名の専任教員を配置している。（資料 1-3）。

教員の授業担当負担への適切な配慮に関しては、TA、SA 制度等を設け、授業補助員を配置し過度な負担とならないよう配慮している。一方で、少人数の教育単位は教員一人当たりの会議等の担当数が増えるため、授業以外の面で負担につながる場合がある。

以上のことから、本学では教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成していると判断できる。

6.1.3 点検・評価項目 3

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
--

本学における教員の募集、採用については、「学校法人武蔵野美術大学教員採用基準」（資料 6-2）、「専任教員採用選考要領」（資料 6-3）及び「教員の採用計画の大綱」に基づき、適切に行っている。

具体的な採用手続としては、「学校法人武蔵野美術大学教員採用基準」に基づき、まず理事会において、学科専攻ごとの定員、採用教員の人数、所属、職位、担当授業科目、資格、年齢等を内容とする「教員の採用計画の大綱」を決定する。次にこの大綱を受けて、教授会において採用候補者の推薦の方法、推薦の締め切り等を内容とする採用計画を審議し、大学運営会議において学長が決定する。また、併せて「専任教員採用選考要領」に基づき、学長が選考委員を指名する。選考委員会での審査結果を踏まえ、教授会審議を経て大学運営会議において学長が採用候補者を決定し、その結果に基づき、理事会において採用の可否を決定する。

専任教員の昇任に関しては、「専任教員の昇任に関する基準」（資料 6-4）に基づき、学長の諮問機関として専任教員昇任資格審査委員会を設置し、業績等に基づき昇任資格の有無を審査し学長に報告する。昇任の候補者については、教授会の議を経たのち、最終的に理事会が決定する。

教員の募集・採用・昇任については、上記基準等に基づき、「本学の求める教員像」、「教員組織の編成方針」に則った人材を得るべく、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、社会的活動等についての厳正な審査のもと、公平かつ適切な採用人事を行っている。

以上のことから、本学では教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

6.1.4 点検・評価項目 4

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）活動を組織的かつ多面的に実施している。この FD の活動を具体的に推進する組織として、FD 委員会を設置している。また「ファカルティ・ディベロップメント委員会規則」（資料 6-7）を規定しており、その主な審議事項等は（1）FD 活動の企画立案に係る事項（2）FD 活動の組織的な研修に係る事項（3）FD 活動の研究推進に係る事項（4）FD 活動の評価に係る事項（5）FD 活動の情報収集及び広報に係る事項である。

2020（令和2）年度の具体的な主な活動として、第1に全学研修会を開催し、近年の学生の特徴や傾向についての理解や高等教育の動向などの理解を深め、広い視野での教授法の開発に役立てている。第2にFD研修会を開催し、教育上の課題についての検討、教員の資質向上、教育方法に関する情報の交換を行い、授業の改善・向上に役立てている。これら研修会は、FD委員会において、実施後に報告及び報告書の発行を行い、各教育単位に配布し、今後の教育活動の参考とし、教員の研究力・教育力の資質向上となるよう努めている。なお、研修会の参加状況は7割以上であり、参加できなかった者についても、資料を配布するなどして、全ての教員において情報の共有が図られている（資料 2-16、4-17、4-18）。

2015年度から2020年度までに開催した全学研修会は、以下のとおりである。

（1）2020年度 10月29日

テーマ：「ムサビのオンライン授業、その可能性」

（2）2019年度 10月21日

テーマ：「Beyond 2029－明日のMusabiを構想する」

（3）2018年度 10月23日

テーマ：「ムサビの授業最前線－10年の後に」

（4）2017年度 10月23日

テーマ：「美大生のメンタルヘルス-多様化する学生の抱える問題にどう対応するか」

（5）2016年度 10月26日

テーマ：「新カリキュラム4年間（2013～2016年度）の課題と新しい挑戦」

（6）2015年度 10月20日

テーマ：「ムサビのこれからを語り合う～ムサビの危機をどう乗り越えるか～」

第3に、学生による授業評価アンケートの結果や教育単位ごとのカリキュラム検証をもとに、主任教授が中心となり総評を行い、各教育単位で教員へのフィードバックをするとともに、改善が必要と思われる授業がある場合には、授業改善計画書の提出を義務づけることで、授業改善・質の向上に役立てている。また、教務委員会等でそれらを共有することで、大学全体のPDCAサイクルの中で、授業評価アンケート結果が「授業評価結果に対する総評」とそれに基づく授業改善計画書に反映され、カリキュラム改善、シラバス見直しに結びついているかを、当該学部・研究科以外の第三者によって常にチェックされる体制を構築している（資料 2-17）。

教育研究活動等を把握するために、全ての専任教員に「教育研究活動業績報告書」の提出を求め、（1）代表的な担当授業科目における取り組みの工夫について（2）刊行された教科書、教材、参考書について（3）教育方法・教育実践に関する発表・講演等について（4）その他、教育研究上特記すべき事項について把握するとともに、昇任における審査において、現在の職位就任後の教育研究活動の業績について、業績書、著書・論文の抜き刷り、制作作品の写真または作品集等をもとに審査・評価を行っている（資料 6-8、6-9）。また、教育研究活動業績報告書の内容は、webサイト上で「武蔵野美術大学専任教員プロフィール

ル集」として、社会に対しても公開している（資料 2-25web）。

また、教員採用時に大学企画グループおよび学生支援グループを中心として、大学の歴史・あゆみ、学事予定、カリキュラム、研究支援関係（個人研究費、研究助成、海外研修、出版助成など）についてガイダンスを実施している。

以上のことから、本学ではファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

6.1.5 点検・評価項目 5

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における、教員組織の適切性についての点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みについては、教育課程レベルにおいては主任教授を中心とした各教育単位が、大学レベルにおいては学長を中心とした学長室会議及び大学運営会議が、それぞれ中心となっている。

教育単位の主任教授は、開設授業科目と、非常勤講師も含めた授業担当教員の専門との適合性や年齢構成、男女比等のバランス等を考慮した点検を日常的に行っている。学長及び学長室会議は、例えば教員採用の時点においては、「本学の求める教員像」及び「教員組織の編成方針」に基づき、必要とされる専門領域および担当分野を考慮した上で、当該主任教授との綿密な協議を行いながら「教員の採用計画の大綱」の原案を作成する。その際、場合によっては通学課程と通信教育課程との兼担を提案するなど、大学全体の観点からより望ましい教員組織編成となるよう常に配慮している。また、教員の募集、採用、昇任については、教授会での審議の後、大学運営会議において学長によりその適切性が担保されている（資料 6-10、6-11）。

以上のことから、本学では教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

6.2 長所・特色

美術大学である本学の特色としては、産業界の第一線で活躍する人材が数多く在籍しており、学生が社会との連携や接点を持つ機会が多く設けられていることが挙げられる。また一方で、「教養ある美術家養成」の教育理念の下、いわゆる教養系科目群の担当教員も専任として一定数採用しており、理念・目的に基づいた教員組織編成がなされている。

本学の FD 活動については、歴史的にみると 1965（昭和 40）年度に短大と大学（4 年制）の合同教授会を開催したことが契機となり、1968（昭和 43）年度に合同研究集会として初めて実施された。この時のテーマは「デザイン教育の方法」「美術教育の問題点」「作家養成と教養」と 3 部構成であった。その後、全学における研究会として位置づけられ毎年度実施されており、これまでに 41 回実施した歴史がある。このことは本学の教育研究活動の点検・評価と将来の見通しを定期的に検討する機会となり、教育組織等の改善・向上に貢献している。

6.3 問題点

全教員数 137 名のうち女性は 20 名で、男女別の構成に若干偏りが見られる。退職などの人事機会を通じ、調整を図っていく予定である。

採用については、全体の年齢構成等を勘案した年次計画としての基本的な採用計画はあるものの、大綱策定段階では当該教育単位の意向が強く反映されるため、結果的に個別対応にならざるを得ない面がある。また本学のような大学の特性上やむを得ない面もあるかもしれないが、採用選考において採用基準第 4 条第 1 項第 2 号（公募）によって決まるケースは少ない。

専任教員の昇任について、学長の諮問機関として、専任教員昇任資格審査委員会が設置されるが、各教育単位の主任教授を中心とした専任教員のみで構成されているため、第三者を入れることで、さらに客観的な視点で評価することが可能となる。

6.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、建学の精神と教育理念、目的等に基づき、教育研究活動を展開するための大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針に基づき、教員の募集、採用、昇任等を適切に行いながら、適切に教員組織を編制している。

また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上の取り組みを恒常的に実施している。

今後も大学の建学の精神と教育理念、目的等を実現していくため、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につなげる取り組みを進めていく。

第7章 学生支援

7.1 現状の説明

7.1.1 点検・評価項目1

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえ、「学生の支援に関する方針」を以下のとおり定めている（資料 7-1web）。

【学生の支援に関する方針】

学生一人ひとりが自ら学修に専念し、有意義で充実した学生生活を送れるよう良好な環境を整備するとともに学生の人間的成長と自立を促し、個性豊かな幅広い美的教養を備え、かつグローバル化の加速している社会において美術・デザイン分野で国際競争力を発揮し活躍できる人材を育成・支援する体制を構築する。

【修学支援】

1. 学生の学修状況を把握・分析し、学生との面談や当該教育単位（研究室）との情報を共有し適切な対応を取る。
2. 障がいのある学生を支援する体制を整備する。
3. 学生が安心して学業を継続することができるよう奨学金制度等を整備・充実させるなど経済的支援措置を講じる。

【生活支援】

1. 学生が抱える様々な不安や悩み等の問題に対処するため、学生相談室と保健室の連携を強化し学生生活支援体制を構築する。
2. 各種ハラスメント問題に対処するため、相談窓口の機能を強化し、快適な環境のもとで学修や制作・研究に専念できるようハラスメントの防止、排除に向けた全学的研修や啓発活動を行う。
3. 定期的に学生生活実態調査を実施し、その分析を踏まえ多様なニーズを持つ学生に対して適切な支援を行う。
4. 留学生の生活支援について充実を図り、積極的に受け入れる体制を整備する。

【進路支援】

1. 学生が希望する進路を選択し、実現できるようキャリア設計の支援体制を強化する。
2. 学生一人一人が自らの責任で、キャリアを選択・決定していくことができるよう、大学の教育活動全体を通して、生涯教育の視点を取り入れた組織的、系統的なキャリア形成支援教育を実施する。

なお、この「学生の支援に関する方針」は学生生活委員会により全教育単位へ周知が図られ、共有を実現していると共に、web サイトでも明示し広く社会へ公表している（資料 7-2）。

以上のことから、本学では学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

7.1.2 点検・評価項目 2

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 4：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 5：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

（１）学生支援体制の適切な整備

本学における学生支援の体制として、教務委員会、学生生活委員会、進路指導専門委員会等を設置している。それぞれが学生支援に関する方針に基づき、各委員会規程のもと、定期的に専門的視点から検証し適切な運用が行われている。

各委員会の主な学生支援の活動内容として、教務委員会は、造形学部長、造形学部副学部長、各教育単位（研究室）、学生支援グループ長、教務チームリーダーで構成され、学生の相談体制、成績不振の学生の状況把握と指導、留年者及び休学者・退学者の状況把握と対応、補習・補充教育、障がいのある学生・留学生等に対する修学支援等の修学に関する支援事項について検証・運営を行っている。学生生活委員会は、学長補佐、各学部長、各教育単位（研究室）、学生支援グループ長、学生生活チームリーダー、キャリアチームリーダー、教務チームリーダーで構成され、学生の相談体制、正課外活動、障がいのある学生・留学生等に対する学生生活支援、奨学金等の経済的支援、ハラスメント等防止のための体制整備、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮等の学生生活に関する支援事項について検証・運営を行っている。進路指導専門委員会は、学生生活委員会のもとに教員とキャリアチーム職員から構成され、進路に関する支援事項について検証・運営を行っている。また、それぞれの委員会はその他の委員会等と、必要に応じて連携し合いながら活動を実施している（資料 7-3、7-4、2-7）。

（２）学生の修学に関する適切な支援の実施

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では各学科・コースの専門分野に応じた教育単位（研究室）を設置し、専任教員、助教（助手）を配置している。アトリエ、工房、実習室では学生の能力適性に応じた丁寧な実技指導が実施されている。またオフィスアワーを設けて、学生の学修に関する質問に丁寧に対応している（資料 7-5web）。

通信教育課程では、自宅で課題に取り組む学生と大学を繋ぐ副教材として、月刊誌『武蔵美通信』を毎月初旬（8月除く）に全在籍生に郵送し、スクーリング（面接授業）、科目試験の実施予定、申込方法等、大学からの連絡事項、及び学修を進めるにあたってのアドバイス等を掲載している（資料 7-6web）。

②正課外教育（資料 7-7web）

専任教員が学生を引率して外部施設を見学や、作家と交流するなど、多彩な課外教育活動を各教育単位（研究室）で実施している。国内外の各界の著名人や優れた作家を招き課外講座を実施している。2020年度は「即興音楽（フリーインプロヴィゼーション）」について「書と現代アート」など多彩なテーマを設定し、本学学生を対象に34件の課外講座を実施した。

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

出席状況が悪い留学生は、各教育単位（研究室）及び国際チーム職員が面談し、学修に支障が無いよう問題解決に向けて指導している。また、現在の日本語能力別に履修できる

日本語科目を正規科目として配置している（資料 7-8web）。

④障がいのある学生に対する修学支援

本学では、障がいのある学生のために、通学課程においては、障害者学修支援制度を設けて対応している。この制度は、学生の支援要望書に基づき、所属教育単位（研究室）、保健室、学生生活チーム職員が本人に聞き取りを行い、学生の支援要望と大学で対応可能な具体的措置を検討する。検討結果は、学生生活委員会または学長室会議で適切性が検証され、支援内容を決定している。支援内容に応じて、各部署又は教職員へ支援内容を通知し、具体的な配慮を実施している（資料 7-9web）。

聴覚障害のある学生への対応として、学生によるノートテイクを実施している（資料 7-10web）。ノートテイクを行う学生については、ノートテイク養成講座を開催し、講習を受けた学生をノートテイクカーとして配置している。2020 年度のノートテイク養成講座は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、オンラインで実施し、学生 39 名が参加した。

また、通信教育課程においては、「通信教育課程障害者等配慮基準」（資料 7-11）、「通信教育課程面接授業実施要領」（資料 7-12）、「通信教育課程科目試験実施要領」（資料 7-13）に基づき、障害のある学生からの要望に応じて、可能な限り必要な配慮、支援に取り組んでいる。心身に疾病や障害があり、入学後の学習に不安がある場合は、事前に相談、面談を行い、可能な支援について確認ができる。また、入学後も必要が生じた際は配慮担当に申し出て、相談、面談の上、可能な支援を受けることができる。2020 年度時点で心身に疾病や障害を有し、何らかの支援を受けている学生は 144 名にのぼっている。具体的な支援内容としては、スクーリング受講時、科目試験受験時の視覚補助用具、聴覚補助器具、治療・健康維持器具の使用の許可、エレベーターの無い会場における低層階教室への配当、車椅子使用者や公共交通機関での通学が不可能と判断された場合のスクーリング時、科目試験時における自家用車の構内乗入れの許可等を行っている。

⑤成績不振の学生の状況把握と指導

各学科専攻において定期的に学生の成績状況を把握し、成績不振の学生については、所属する教育単位（研究室）の助教または助手が個別に課題や実技指導等の指導を行っている。国の高等教育の修学支援を受けている学生は学修状況が良好であることが必要であり、成績不振者は教務チームから学生生活チームへ情報をもらい、学生生活チーム窓口で成績不振の理由などを聞き指導を行っている。

⑥留年者及び休学者、退学者の状況把握と対応

留年および学力不足による退学者については、年度末に開催される教授会（学部）・研究科委員会（大学院）で、進級・卒業（修了）判定で諮り、承認を得ており、状況把握は十分に行われ適切な運用が行われている（資料 7-14web）。

学費未納による退学者については、本人が学修継続を望む場合は、学生生活チームにて奨学金や給付金の申請方法を案内し、支援実施に向けて書類作成の指導等を行い丁寧に対応している。また単位取得上の問題による退学者については、教務チームで相談や指導を行

い適切に対応している。

本人からの申し出による休学者、退学者については、所属の教育単位（研究室）において教務学生生活担当教員および担当者との面談ののちに、所属教育単位（研究室）の主任教授、教務チームリーダーの了承を経て、教授会、研究科委員会での審議、大学運営会議での学長承認を行っており、全学で状況把握しながら適切な手順で実施している。

⑦奨学金その他の経済的支援の整備（資料 5-8web、資料 7-15web）

本学では、独自の「武蔵野美術大学奨学金」、「武蔵野美術大学地方出身学生支援奨学金」「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程奨励奨学金」の給付奨学金制度を設置し実施している。

2020 年度武蔵野美術大学奨学金（家計と学力により選考）、地方出身学生支援奨学金（家計により選考）の給付は次の通り。A コース（学部生かつ新制度給付対象者）は 60 名に 50 万円を給付し、総額 30,000,000 円を給付した。B コース（学部生）は 111 名に 30 万円を給付し総額 33,300,000 円を給付した。C コース（大学院生）は 17 名に 50 万円を給付し総額 8,500,000 円を給付した。地方出身学生支援奨学金は 10 名に 30 万円、総額 3,000,000 円を給付した。

通信教育課程において、成績優秀な学生に対し授与する、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程奨励奨学金には 1 種と 2 種があり、1 種は年間授業料相当額を、2 種は年間授業の半額相当額をそれぞれ贈与している。採用者数は毎年 1 種 5 名、2 種 10 名となっている。2020 年度は 52 名の応募があった。

また、高等教育の修学支援新制度（給付および授業料減免）、日本学生支援機構奨学金（貸与）を案内し、必要な経済的支援を実施し、学生が安心して修学を続けられるよう継続して支援を実施している。また「武蔵野美術大学校友会奨学金」「三雲祥之助賞、清水多喜示賞、飯田三美賞、三林亮太郎賞、前田常作賞、杉村奨学金、橋本修英奨学金、岡井奨学金、根岸奨学金」等を実施している。

留学生に対しては、国際チーム所管の私費外国人留学生奨学金を設置して、私費外国人留学生 6 名に対し 30 万円を給付する経済的支援を実施している。

なお、奨学金承認機関として、通学課程は学生生活委員会、通信教育課程は通信教務委員会、大学院は学生生活委員会が統括している。

授業その他の費用や経済的支援については、大学の web サイトや、大学のシステムである LiveCampus で学生個人へ案内を行っている。

その他、通信教育課程では、スクーリングの際、宿泊施設の紹介・保育施設の紹介と補助・学校学生生徒旅客運賃割引証と通学証明書の発行等を行っている。

（３）学生の生活に関する適切な支援の実施

①学生の相談に応じる体制の整備

学生の多岐にわたる相談に応じられるよう、複数の相談窓口を用意し組織的な対応を行っている。

身体上の不安等の相談については、保健室に保健師を配置し、診察が必要な場合は校医

の診察を受診できるよう環境を整えている（資料 7-16web）。

また、私生活も含めた様々な不安や悩み等の相談については、学生相談室を設置している。（資料 7-17、7-18）

学生相談室は、臨床心理士 3 名を配属し、初回は電話相談を行う。必要に応じて感染症対策を行った上で、一人 50 分の面談をプライバシーが配慮された面談室で実施している。月～金曜日は 2 名体制、土曜日は臨床心理士 1 名が対応し、原則週 6 日開室している。相談内容については、学生の個人情報の保護に留意しつつ、所属教育単位（研究室）、保健室、校医、そして臨床心理士が連携して、学生の学修環境を整えるため丁寧な対応を行っている。また、臨床心理士と所管の学生生活チームは週に 1 回ミーティングを行い、事例の共有や学生の動向、注意すべき学生に対する情報共有を行い適切な対応を行うよう配慮している。年に 2 度、学生相談室運営委員会が実施され、校医、教員相談員、臨床心理士、保健室保健師、学生生活チーム職員が集まり、事例研究や利用状況の共有など、学生の学修支援に向けた取り組みを半年ごとに検証し、組織的な対応を行っている。2020 年度の年間の学生相談室の相談件数は、のべ 640 件、学生実数は 162 名であった（資料 7-19）。

②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学では、ハラスメント防止の取り組みとして、ハラスメント防止ガイドラインに沿って運用している（資料 7-17、7-20web）。相談窓口として、学生生活チーム、保健室、総務チーム、複数の教員から構成される相談員を配置し、学生や教職員の相談者は、各相談員の専用メールで相談することができる。教育単位（研究室）や各部署の窓口にリーフレットを置き、周知を図り、誰でも相談しやすい環境を作るよう配慮している。統括機関としてハラスメント防止・対策委員会が設置されており、適切な対応ならびに検証が行われている。

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮についての取り組みを行うため、学生生活委員会及び保健室、学生相談室を設置している。

保健室では、保健師を配置しており、原則、授業週は週 6 日午前 9 時から午後 8 時まで開室し、学生の健康相談の他、応急救護に当たっている。診察が必要な場合は校医の診察を受診できるよう環境を整えている。また、毎年、定期健康診断を実施し、治療が必要な場合等は保健師がチェックした上で、校医の判断を仰ぎ、教職員や学生へフィードバックして、受診を促している（資料 7-21web）。

学生相談室では、カウンセラー 3 名を配属しており、原則週 6 日午前 10 時から午後 5 時まで開室し、私生活も含めた様々な不安や悩み等の相談ができるよう体制を整えている（資料 7-22web）。

また、学生生活委員会では、感染症対策について取り組みを行った。具体的には、教授会で感染症予防対策を周知し、大学 web サイトで感染症に罹患した場合の措置を公開し、メールで教職員や学生から報告を受け、登校停止など罹患防止の対応を取っている。また感染の疑いのある場合は、教室の消毒を、施設管財チーム、学生生活チーム、保健室、教

室管理の教育単位（研究室）と連携して実施している。

（４）学生の進路に関する適切な支援の実施（資料 7-23web）

①学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

本学では、キャリアセンターを設置しており、配属している専任職員、キャリアカウンセラーが中心となって、学生のキャリア支援を行っている（資料 7-24web）。キャリアセンターによる主な支援内容は、進路・就職ガイダンスの立案、学生の個別進路相談や進路・就職相談窓口対応、就職ハンドブックを活用した自己分析、企業研究、選考記録の方法の指導、就職活動の進め方やマナー指導ほか、求人情報の紹介、企業対応など、就職活動に必要な知識および情報を提供している。また、各教育単位の代表者から成る学生生活委員会を母体とする進路指導専門委員会を教職員の委員により設置し、キャリアセンターと連携して学生のキャリア支援を行っている（資料 7-25、7-26）。

なお、通信教育課程の就職を希望する学生にはスクーリング授業時に個別進路相談を実施しており、希望に応じて進路情報システムを通じて求人情報を提供している。2020 年度は 20 名が利用した。

②キャリア教育の実施及び進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学では、学部 3・4 年生・大学院 1・2 年生を対象に、2020 年度は以下のような進路・就職ガイダンス及びイベントを実施した。

日程	内容
5 月 21 日（木）～7 月 31 日（金）	第 1 回進路・就職ガイダンス
6 月 1 日（月）～6 月 17 日（水）	ポートフォリオ・プレゼンテーション講座、ガイダンス
7 月 17 日（金）	留学生向け就職ガイダンス
9 月 10 日（木）・17 日（木）・24 日（木）	第 2 回就職ガイダンス
10 月～	個別進路面談開始 事前予約制
10 月～11 月	ポートフォリオ指導会
10 月～12 月	業界・職種研究会
11 月・1 月	就職対策講座〔筆記・一般常識・ES・面接・SPI〕
11 月 9 日（月）・11 月 12 日（木）	内定者報告会（ポートフォリオ発表会）
11 月 23 日（月）・24 日（火）	ポートフォリオ展示会
12 月～	企業セミナー・合同企業セミナーの開始
2021 年 3 月～	学内会社説明会・合同会社説明会の開始
2021 年 4 月以降	第 3 回就職ガイダンス

正課授業では、生涯を通じたキャリアプランを主体的に設計できる基礎力を身につけることを目的として、「キャリア設計基礎」や「インターンシップⅠ・Ⅱ」を開設し、1・2 年次の早期から将来のキャリアプランの作成に至る学修を行っている。また、2012 年度より、

課外活動として海外インターンシップの開発を行っており、今後に単位化することを目標として活動している。

また、特徴的な試みとして、就職活動や作家活動等で美術デザイン系の専門職を目指す学生のために、学生の学修成果を効果的に作品集としてまとめることを主眼とした「ポートフォリオ作成支援プログラム」と「作家・クリエイター支援プログラム」を進路指導専門委員会の許に、外部のデザイナーや弁護士等の有識者の協力を得ながら実施している(資料7-27)。

③博士後期課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会として、学位(博士)論文公聴会の開催や、研究紀要への投稿機会を提供するとともに、武蔵野美術大学 2020 年度 博士後期課程研究発表展を実施した(資料7-28、7-29)。

(5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施(資料7-30web、資料7-31web)

課外活動を支援する組織として全教育単位から構成される学生生活委員会が統括している。学生生活チームが所管となり、学生自治会である学生協議会との連絡調整窓口となり、課外活動を支援している。課外活動のために鷹の台ホールB棟、C棟を配置し、各公認サークルの部室の他、陶磁やガラスなどの素材を扱う工房、撮影スタジオ、鏡付きの多目的フリールーム、作品展示が出来る展示室を設置している。各施設は大学公認サークルとの面談、展示計画の募集等により、適切に運用されている。学園祭(芸術祭)は学生による芸術祭実行委員会が実施し援助費を提供している。また公認サークルには各サークル2万円の補助を提供している。

通信教育課程においても、学生が自発的に設立した学習会について、大学の認定を受けた場合、活動費の一部を援助している。2020年度は3つの学習会に合計110,000円の援助を実施した。

その他、美術大学の特性から、学生が美術館・博物館常設展に学生証を提示することにより無料入館や特別展の割引が利用できるよう、「国立美術館キャンパスメンバーズ」、「国立科学博物館パートナーシップ」、「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」、「東京都歴史文化財団パートナーシップ」、「府中市美術館メンバーシップ」、「日本民藝館キャンパスメンバーズ」に加入しており、2020年度現在、16の施設において利用可能となっている。

(6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生からの要望は、全ての学生から構成される学生協議会と学生生活チームによる会合が年2回実施されている。学生からの要望は大学で検討した上で学生協議会を通じて回答している。

また、全学生を対象とした、学生生活実態調査を4年ごとに定期的に実施している(次回は2022年度予定)。調査した集計・分析結果は、学生生活委員会が中心となり検証を行い、大学運営会議でも共有したうえで、改善・向上に役立てている。

以上のことから、本学では学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されており、学生支援は適切に行われていると判断できる。

7.1.3 点検・評価項目 3

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における学生支援の定期的な点検・評価については、主に学生の相談体制、成績不振の学生の状況把握と指導、留年者及び休学者・退学者の状況把握と対応、補習・補充教育、障がいのある学生・留学生等に対する修学支援等の修学に関する支援事項等については教務委員会および学生生活委員会、進路に関する支援事項については進路指導専門委員会等において、定例会議の場で学生支援の適切性について話し合われており、話し合われた内容は教授会・研究科委員会において、全教員に情報共有されている。また、各種委員会等の責任主体において、適切な根拠（資料、情報）に基づいた自己点検・評価により検証し、これを大学運営会議及び自己点検・評価委員会がその有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善・向上及び目標・計画を、各委員会組織に提示され行われている。

2020 年度の主な点検・評価結果に基づく改善・向上の実施状況は以下のとおりである。

学生生活委員会では、女子学生寮の入寮希望者が多く順番待ちとなっている状況について確認した。大学運営会議において協議の後、法人運営会議及び理事会で財政的な裏付けを確保したうえで、第二学生寮を 2020 年 4 月に開設することで対応した（資料 7-32）。

以上のことから、本学では学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

7.1.4 点検・評価項目 4

学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点 1：学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）における COVID-19 への対応・対策は、学生の安定した学生生活の確保の観点から適切であるか。

1. 修学支援

（1）学事予定の大幅な変更

通学課程では、2020 年 4 月に国による緊急事態宣言が発令されたことに伴い、授業開始

をやむを得ず当初の4月中旬からではなく5月中旬からとした。そのため、大幅な学事予定の変更を行い、追加授業期間を設けるなどして例年以上に授業週数の確保に努めた。

（２）授業の継続と遠隔授業の基盤整備

対面授業の開始にあたっては、コロナ定員（３密回避目安）の定義を確立し、各教育単位と協力しながら、コロナ感染リスクを最大限回避できる体制を整備した。また、Microsoft365 や ZOOM を柱とする遠隔授業の基盤整備を行い、対面でなくても十分に質を担保できるものは遠隔授業にて実施した。

7 月からは対面授業を原則としながらも、学生本人や家族等の健康状態等による通学困難者や入国制限措置により入国できない外国人留学生向けに遠隔授業を併用するハイブリッド方式とする等、きめ細やかな対応で授業運営をおこなった。

（３）学生への通信環境支援等

遠隔授業の受講に際して通信環境の厳しい学生向けにはモバイル Wi-fi ルーター、iPad、PC 等の無償貸与をおこない、通信環境支援をおこなった。当該支援経費の一部については、令和２年度私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）として文科省からの補助金を得ている。また、教科書や教材のオンライン販売を行い、送料無料とした。

（４）オリエンテーションのオンライン化

YouTube の動画配信や遠隔授業の基盤を利用し、履修登録、学生生活全般、奨学金、高等教育修学支援、図書館利用ガイダンス等のオリエンテーションをオンラインで実施した。通信教育課程では、入学相談会をオンラインで実施し、新入生ガイダンス動画を制作し公開した。

（５）卒業・修了制作展における事前予約システムの導入

毎年、多数の来場者を迎え入れるイベントである卒業・修了制作展については、コロナ感染リスク、クラスター発生リスクを回避するため、事前予約システム（時間制での人数制限）を採用し、来場者・滞留者数をコントロールしながらイベントを実施した。

（６）スクーリング授業における課題研究の実施等

通信教育課程では伝統的に対面による実技教育(スクーリング)を重視しているが、2020年4月の国による緊急事態宣言発令に伴い、やむを得ず春期スクーリングを中止した。しかし一部科目については代替開講を実施した。また一部科目については代替として自宅で受講できる「課題研究」を実施した。緊急事態宣言解除後はスクーリングを実施したが、一部科目においては、自宅からスクーリングに参加できるオンライン開講を実施した。また科目試験は、実施方法を会場受験から郵送による自宅受験に変更した。

（７）学費納入期限の延長

通学課程、通信教育課程において、学費納入期限を延長した。

（８）同一学年継続制度の実施

日本に入国できない留学生については、オンライン授業を実施するほか、各教育単位できめ細やかな個別対応を実施したが、一部の条件を満たす留学生については、希望すれば次年度の学費を免除の上、同一学年を継続できる制度を設けた。

（９）休学申請期間の延長

通信教育課程では、COVID-19 の感染拡大に伴う学生、保護者の家計状況の急変、およびスクーリングの中止により、学修計画に影響が出ることに対応し、休学申請期間を２か月程度延長した。

（10）スクーリング

通信教育課程では、休止となった一部科目のスクーリングについて、別日程での代替開講（延べ 632 名が受講）や自宅で受講できる「課題研究」をスクーリングの代替として実施（延べ 918 名が受講）した。

また、三密を回避すべく、一部科目のスクーリングについて、自宅からスクーリングに参加できるオンライン開講を実施し、2020 年度は延べ 523 名が受講した。

（11）科目試験

通信教育課程では、科目試験実施方法を会場受験から、各学生が自宅で受験できる郵送による受験に変更し、2,124 名が受験した。

2. 生活支援

新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けた学生に対し、学修の継続に支障がないよう次の経済的支援を実施した。

（１）武蔵野美術大学緊急貸付金（5 万円 or 10 万円、選択制短期貸与）

貸与者 15 名 5 万円 2 名、10 万円 13 名 計 1,400,000 円貸与（全額完済）。

（２）武蔵野美術大学緊急学修支援金（長期貸与 30 万円・無利子）

利用者は 56 名 30 万円 56 名 計 16,800,000 円を貸与した。

（３）武蔵野美術大学教育ローン利子補給金交付制度（利子補給制度）

利用者は 30 名 のべ 41 件 1,749,007 円を給付した。

（４）武蔵野美術大学緊急対応給付型奨学金（30 万円、給付型）

第一回給付 2020 年 8 月 27 日 83 名 24,900,000 円を給付、
第二回給付 2020 年 12 月 14 日 24 名 7,200,000 円を給付
計 107 名 32,100,000 円を給付した。

(5) 武蔵野美術大学緊急学費支援金（長期貸与、学部 4 年生の後期学費相当額を貸与）
新型コロナウイルス感染症による経済的影響で、後期学費未納の学部 4 年生 1 名に
対して、後期学費未納額相当の 790,000 円を長期貸与した。当該学生は後期学費を
貸与金にて完納し卒業した学生等の支援を実施した。

(6) 国や日本学生支援機構の施策による経済的支援策の実施

①「学びの給付金」学生支援緊急給付金

第一回給付 2020 年 6 月 18 日 38,400,000 円を給付（20 万円給付 54 名、10 万
円給付 240 名）

第二回給付 2020 年 7 月 30 日 16,200,000 円を給付（20 万円給付 17 名、10 万
円給付 128 名）

計 439 名 54,600,000 円を給付した。

② 日本学生支援機構の交付金による「武蔵野美術大学学修資料支援制度」の実施
図書カード 16,000 円相当を 47 名 計 752,000 円を給付した。

(7) 通信教育課程では、文部科学省の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』
事業を受けて募集を行い、70 名に給付金を支給。JASSO の新型コロナウイルス感染
症対策助成事業を受けて募集を行い、3 名に図書カードを支給した。

3. 進路支援

就職支援の個別面談は、対面での面談を継続しつつ、原則はオンラインでの受付、実施
とした。その他、就職支援に関する各種講座やイベント、企業説明会、合同企業説明会等
も、原則オンラインで実施した。

（以上、資料 4-23web、7-33web、7-34、7-35）

以上のことから、本学では学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）における COVID-
19 への対応・対策は、学生の安定した学生生活の確保の観点から適切であると判断できる。

7.2 長所・特色

学生の支援に関する方針は美大ならではの特色を有している。具体的な支援内容は各所
管に共有され、具体的な施策として実行されている。学生生活委員会（障害者学修支援・
奨学金支援）、学生相談室運営委員会（修学支援・生活支援の相談と対応）、進路指導専門
委員会（学生のキャリア支援）で組織的に活動が実施されて検証されている。

聴覚障害者に対応するノートテイクは、授業内容が美術・デザインの専門分野である性
質から、美術・デザインを専攻する学生により支援が実施されている。これにより専門的
な授業内容が的確にノートへ表現されて、聴覚に障害のある支援対象学生へ伝えられてい
る。

キャンパスメンバーズへの加入は、美術館、博物館の入館が無料となり、学生が美術館・

博物館で、実際の作品や研究成果に触れることができる。これにより効果的に学修を定着させることに寄与している。

留学生が医療機関を利用する際は母国語で診察できる病院を紹介している。

「キャリア設計基礎」ではキャリアプランを設計できる基礎力の修得が目的ながら、あわせてオンラインや動画による自己アピールなどに関する課題を与えるなど、オンライン選考への対策も行っている。また、進路指導専門委員会の教員が推薦する社会人を講師として、さまざまな業界や職種について第一線で活躍する現場の生の声を学生に伝えている。

個別進路相談は国家資格を有するキャリアカウンセラーと学科および業界を担当する専任職員で対応することで、学科を問わない進路全般に関する相談、履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接から、具体的に希望する業界や職種に応じた対応まで、それぞれの特徴を生かした対応が可能となっている。

美術大学としての特徴的な試みとして、就職活動や作家活動等で美術デザイン系の専門職を目指す学生のために、学生の学修成果を効果的に作品集としてまとめることを主眼とした「ポートフォリオ作成支援プログラム」と「作家・クリエイター支援プログラム」を進路指導専門委員会の許に、外部のデザイナーや弁護士等の有識者の協力を得て、実施している。

教務（教務委員会・通信教務委員会）、学生生活（学生生活委員会・学生相談室運営委員会）、キャリア（進路指導専門委員会）のそれぞれに専門の委員会が設置され、問題発生時に迅速に対応できる体制が整っている。各委員会のうち、教務や学生生活に関わる委員会は、COVID-19 に対応するため、2020 年度は概ね毎月開催され、問題点の共有と、解決に向けた施策について、各教育単位から選出された教務学生生活担当教員および事務所管責任者により、迅速に検討し具体的な施策として実行された。

COVID-19 は前例の無い未曾有の事態であったが、学長を中心に、学長室会議、各教育単位（研究室）、各所管職員が一丸となって、「学生の学修を止めない」という学長方針の元で、迅速な対応を行った。学修・経済的支援については本学では、支援が必要な学生に、必要な支援を重点的に行う選択を行った。

COVID-19 による経済的な影響を受けた学生を対象とした武蔵野美術大学緊急対応給付型奨学金（30 万円、給付型）は申請要件を満たした 107 名に給付した。

武蔵野美術大学学修資料支援制度は、COVID-19 により経済的影響を受けた学生を対象に図書カードを配付。学生は参考図書や画集を図書カードで購入し効果的な学習支援効果が得られた。

アルバイト収入が途絶えるなど、予想外の経済的困窮に見舞われた場合には、無利子の緊急学生支援金（短期 5 万円または 10 万円、長期 30 万円 5 年間で返済）の貸付を迅速に行った。これらの経済的支援の実施により安心して学生が学修に専念できるよう配慮した。

正課授業および課外のオンライン実施と、感染防止対策を実施した上で実施した対面授業により、COVID-19 の感染リスクを抑えることが出来た。クラスター発生は一件もなかった。

7.3 問題点

学生支援に関する方針の Web 掲載場所が分かりにくく、学生や保護者が確認することが難しくなっている。また、具体的に明示している支援内容が、一般的なものとなっており、本学独自の特色を打ち出す必要がある。

学生生活実態調査は 4 年に一度の頻度で実施されているため、COVID-19 による学生の生活や学修満足度の変化に対する全学的な調査・把握が 2022 年度に持ち越しになってしまっていることが課題である。なお、2022 年の学生生活実態調査に向けて、従来の 100 項目を超える質問内容を精査し、COVID-19 への対応等、社会情勢変化に対応した項目を設けて調査を実施する予定である。

外国人留学生の入学者が近年増加傾向にあり、入学に合わせて日本に入国する学生も増えてきている。文化の異なる生活支援に向けて、母国語（中国語など）で支援が出来る職員の配置を検討する必要があるだろう。

2019 年度に開設したクリエイティブイノベーション学科は既存の学科とは異なる企業や職種を目指す学生が多いことが予想されるため、これまでに採用実績のない企業や職種を開拓する必要がある。このため、新学科開設時から関わって来た専任職員を担当に配置し、産学連携先の企業をはじめとして、新たな企業とのパイプを構築していく。また、作家やフリーランスでデザイナーをはじめとしたクリエイターを目指す学生が多いため、これまでも作家となった卒業生を講師に招いて参考となる講座を開設してきたが、今後は起業を目指す学生の支援やコンプライアンスへの配慮など、これまでとは違った支援が求められている。このため、はじめて弁護士や公認会計士などによる講座を単発で実施したが、今後は各に関連性を持たせて、指針になるような支援を行っていく。

第二学生寮の新設を行ったが、学生の入寮要望は強く、4～50 名の入寮希望者が入寮できていない。第三学生寮を追加開設すべく調査検討を実施している。

7.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切な支援を行っている。

また、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につながる取り組みを進めている。

第 8 章 教育研究等環境

8.1 現状の説明

8.1.1 点検・評価項目 1

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、「教育研究等環境の整備に関する方針」を、以下のとおり定めている（資料 8-1web）。

【教育研究等環境の整備に関する方針】

本学の理念・目的を実現するために学生が主体的・能動的に考え行動する力を育成・促進し、学修効果を最大限発揮できる教育を行える環境を整備する。また、教員が教育研究活動を十分に行えるよう支援する環境や条件を整備する。

1. 学生の主体的・能動的な学修、教員の教育力向上や優れた研究成果の創出等教育研究活動を支援するため、教育研究環境の整備・充実を図る。
2. 美術館・図書館では美術・デザインに関する資料を充実させ、収集・保管・活用する体制を整備しその機能を強化していく。
3. 研究資金の適正な管理を行うため、規則の整備、研修会の開催等研究活動の倫理に関する意識の向上・普及に努める。

上記の方針を踏まえ、理事会より、年度ごとの事業計画において、中長期計画に基づく建築計画や教育環境整備、教育研究・学習支援の充実に向けた計画等が示され、学内で共有し実施している（資料 1-17、1-18 web）。

以上のことから、本学では学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

8.1.2 点検・評価項目 2

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では、法令上の基準（大学設置基準等）に基づき、必要な校地及び校舎面積を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備している。また、教育研究等環境の整備に関する方針を踏まえた、建築計画大綱及び中長期計画に基づき、以下のとおり適切に整備を行っている。

（1）校地・校舎及び施設・設備の整備

幅広い教養を備えた美術・デザイン分野の専門家を養成するにあたり、各分野において学生が主体的・能動的に考え行動する力を育成するために、鷹の台キャンパス（校地 110,046.3 m²、校舎 122,077.2 m²）と、市ヶ谷キャンパス（校地 1,768.95 m²、校舎 4,074 m²）が整備されている。鷹の台キャンパスについては、緑地や芝生広場、多目的運動場に加え、テニスコートが整備されており、夜間照明設備も設けられて近隣自治体の街区整備とも親和性の高い良好な環境を形成している。市ヶ谷キャンパスについては、複数の鉄道路線が乗り入れる「市ヶ谷」駅より徒歩3分とアクセスに恵まれた場所に位置し、実社会との関わりを通して美術大学として新たな未来を切り拓くための教育研究拠点および情報発信拠点として 2019 年に開設された。産官学プロジェクトを複数実施するためのスペースや、プロトタイピングを行うためのスタジオを整備し、地域・社会に広く開かれたキャンパスを目指している。

近年における、本学の校地・校舎及び施設・設備の整備については、教育研究等環境の整備に関する方針を踏襲しながら諸々の検討を経て、「小平 3 3 3 道路対応を中心とする基本構想」と題するキャンパス基本構想が 2010 年 9 月に理事長・学長より教授会に提示され、その方針が全学的に共有された（資料 8-2）。鷹の台キャンパスにおいては北校地整備第 1 期工事が進められ、グラウンド及び 14 号館建築工事等が 2015 年度に竣工した。その後、2014 年 3 月 26 日理事会承認「第 1 次中長期計画」により策定された都心キャンパス構想に基づいて、2017 年度から 2018 年度にかけて市ヶ谷ビルの購入及び改修工事や、鷹の台キャンパス北校地にて 15 号館建築工事が計画的に進められた。その結果、2019 年度 4 月からの新学科稼働に対応しながら、遅滞すること無く関連施設の整備が実現された。これは中長期計画で策定された事業構想である教育組織の改編について、本学理事会が法人として学内外への情報公開に努めつつ、年度毎の進捗状況を確認して逐次的修正を反映し、検討を重ねてきた一連の成果である（資料 1-17）。

また、既存デザイン系 3 学科の再配置についても計画的に整備が行われてきた。前段階として、バリアフリー化を目途とした 7・8 号館エレベーター棟及び学生制作（学修）スペースとしての屋外作業場の建設については、ワーキングチームにより策定された基本計

画を踏まえて、2019 年 2 月 27 日理事会資料「7・8 号館エレベーター棟増築工事及び 7 号館外壁工事の業者選定について」（資料 8-3）のとおり具現化し、2020 年 8 月に建築工事が完了した。次段階として、7、8、10 号館の改修計画については、2020 年度初めに新型コロナウイルスの影響により一旦停止となったが、同年度秋よりワーキングチームによる検討を再開して 2022 年度での改修工事の完了を目指している。

また、2019 年 2 月 27 日理事会資料「(仮称)再配置棟の建設及び業者選定の手順について」（資料 8-4）に基づいて、工芸工業デザイン学科インテリアデザインコースや他学科個人研究室等の再配置を目的として、北校地において 2020 年 12 月に新たに 16 号館（旧・(仮称)再配置棟）の建築工事が完了した。

（2）ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

2020 年度は、オンラインでの授業や会議実施が増えた事に伴い、無線 LAN 利用需要の高まりを受け、ネットワーク環境を整備するためファイン系学科のアトリエを中心にアクセスポイント 64 台の増設及びインターネット回線を 2 回線とするマルチホーミング対応を行った。また、同時にセキュリティ確保の為、アカウント@アダプターの導入、有線・無線ネットワーク双方の端末の不正接続検知・遮断システムの更改やリモートアクセス環境の整備を行った。

今後も、オンライン授業や在宅での業務が推進されることを想定し、二要素認証導入による更なるセキュリティ対策強化を実施する。また、学術無線 LAN ローミング「eduroam」についての検討を 2021 年度中に行い、さらなる教職員、学生の訪問先機関での利便性を高めネット環境充実に繋げる予定である。

（3）施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設・設備、機器・備品の整備にあたっては、各教育単位からのカリキュラムに沿った要請に対し、所管の教務チームで大学の方針に基づいた精査を行った上で、理事会にて決定をしている。管理にあたっては教務チームが使用上の安全管理を、施設管財チームでメンテナンス及び資産管理を行っている。また、絵画で使用される天然の顔料や溶液の中には毒性の強いものがあるため、自主的に特殊排水設備を設置し、排水の浄化に配慮している。

管理体制については教職員で構成する安全衛生委員会において劇毒物の定期点検や、学生・教職員の健康管理を、また同様に教職員で構成する防火管理委員会では防火にとどまらず日常的に学内施設の安全管理に目を配り、災害発生時には事務局と学長室が連携し、即座に対応できるよう準備している（資料 8-5、8-6web、8-7、8-8）。

（4）バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

2016 年 10 月に、全学的な学生対応の部署及び窓口が位置する 1 号館におけるバリアフリー対応として、車椅子利用者向けに階段昇降機を設置したことで上下方向の移動が可能となった。

2020 年 9 月に、主にデザイン系学科が使用する 7 号館及び 8 号館におけるバリアフリ

一対応として、7号館北側にエレベーター棟を新築したことで、それまで独立していた7号館と8号館とが接続され、両館でのエレベーターの使用や水平方向でのスムーズな往来が可能となった。

その他、学内各所における小規模な改修については、施設利用者の安全を最優先事項と認識しながら即時的に対応がなされている。

(5) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、授業期間の正課施設（実技教室）の使用を平日及び土曜日においては 8:30-20:20 の時間帯について認めている。また同日の 20:20-22:00 にあたる時間外でも許可願を提出させることで利用（延長を含む）を認め、長期休業期間（夏季・冬季・春季）も同様に使用許可を得て同施設の利用が可能である。また管理室では、簡易工具（金槌、ドライバー、ヤスリなど）の整備、貸し出しを行い、共用工作センターは、通学課程の学生が利用できる工作施設として、レーザー加工機、3Dプリンター、木材加工機械、溶接機等の設備と作業台を整備している。共用コンピュータ室では Adobe などデザイン分野で利用するソフトがインストールされた Mac、Windows コンピュータが利用することができ、常駐するスタッフに操作方法などを質問することが可能である。その他の学習環境としては、図書館においては3名以上で利用可能なグループ学習室を2室、大学院生用個室を10室、撮影室1室、AV視聴ブース5室を整備し、イメージライブラリーでは、個人用視聴席30席の他、2～5名で利用できるグループ視聴室を2室、15名まで使用できる研究用映像視聴室を整備し、学生の自主的な学習・活動を支援している。

(6) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

個人情報の保護や守秘義務については、「学校法人武蔵野美術大学個人情報保護規則」（資料8-9）、「通信教育課程個人情報保護取扱要領」（資料8-10）、「学校法人武蔵野美術大学個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）」（資料8-11）にて定めており、また、個人尊重の側面から「学校法人武蔵野美術大学ハラスメントの防止等に関する規則」（資料8-12）により適正な環境の維持が図られている。

情報ネットワーク管理の観点では、「学校法人武蔵野美術大学情報システム管理運営規則」（資料8-13）及び「学校法人武蔵野美術大学情報セキュリティ対策基本規則」（資料8-14）を2021年4月に制定し、従来の「武蔵野美術大学ネットワーク管理運営規則」、「MUSABINET 利用要項」を廃止することで情報システム規則の整理を行い、リスクマネジメント体制の確立とセキュリティ対策の強化を行った。根幹となる規則が施行されたため、今後はコロナ禍により拡大するオンライン授業や在宅でのリモート業務の規則やガイドラインの策定を行うとともに、情報セキュリティマネジメントの観点から、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティガイドラインの制定を目指す。

以上のことから、本学では教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

8.1.3 点検・評価項目 3

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学では、世界の主要な美術デザイン系大学に倣い 1960 年代から「図書資料」と並行して「美術資料」を収集する方針を定め、その目的を達成するため、図書館、美術館及び博物館の機能を併せ持つ「美術資料図書館」を 1967 年に開館した。同館は、その後、単に資料を収集するだけでなく、それらの資料を教育・研究活動のなかで利活用させる役割をもち、年間に延べ 50 コマ以上の授業で美術資料が「学術情報」として活用されるなど、美術大学である本学において、美術資料が図書資料に並ぶ重要な「学術情報」として位置づけられる形で機能してきた。そして、2010 年に館名称を「美術館・図書館」と改め、開館以来 40 年以上にわたり継続してきた複合機能施設としての各々の機能を高度に統合することによって、施設の特性をより明確にした。現在は「図書資料」「美術資料」「民俗資料」「映像資料（イメージライブラリー）」の 4 部門で構成される施設として活動している。

(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書については、2021 年 3 月 31 日現在で蔵書数約 32 万 7,000 冊（鷹の台キャンパス・市ヶ谷キャンパスの合計）、うち館外貸出可能な図書は、約 12 万 6,300 冊である。学術雑誌については、約 4,700 タイトルの所蔵がある。

電子情報等の学術情報資料については、出版社やアグリゲーターが提供している電子書籍・電子ジャーナル等の契約を行っていないが、国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスを利用することができる。

イメージライブラリーにおいて、約 2 万 2000 タイトルの映像資料を所蔵し、うち著作権上貸出を許諾されている資料については、館外貸出も可能となっている。

「美術館」には約 37,000 点のポスターコレクションと約 400 脚の近代椅子コレクションを筆頭に、絵画、彫刻、版画、陶磁器、工業製品、玩具などあわせて約 51,000 点の美術、デザイン関係の資料が収蔵されている。

「民俗資料室」では人々が日々の暮らしの中で生み出し、使い続けてきた暮らしの造形資料（いわゆる民具）を 90,000 点余り収蔵している。

(2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツについては、CiNiiBooks および CiNiiArticles を利用、さらに業務用として NACSIS-CAT、図書館間の貸借・文献複写のために NACSIS-ILL を使用している。

他大学図書館とのネットワークとしては、多摩地区の 6 大学（国際基督教大学、国立音楽大学、東京経済大学、東京外国語大学、津田塾大学、本学）で「多摩アカデミックコンソーシアム」を形成し、資料の相互貸借・現地利用が可能であり、所蔵資料を横断的に検索できるシステムも構築されている。

(3) 学術情報へのアクセスに関する対応

国内外の文献・雑誌論文検索データベースを複数 (Magazine Plus、First Search、ProQuest) 契約している他、新聞記事検索データベース（朝日、毎日、読売、日経）やオンラインアーカイブ（ル・コルビュジエ プランズ オンライン）を契約している。

(4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

開館時間は、図書館については鷹の台キャンパスは月～金曜日 9:00～20:00/土曜日 9:00～17:00、市ヶ谷キャンパスは月～土曜日 10:00～20:00 となっている。座席数は全体で約 400 席（イメージライブラリーを含む）。その他の学習環境としては、図書館においては 3 名以上で利用可能なグループ学習室を 2 室、大学院生用個室を 10 室、貴重資料を閲覧する授業等で使用する「研究・授業特別閲覧室」、撮影室 1 室、AV 視聴ブース 5 室を整備している。（※座席数はこれら施設の席数も含む）

イメージライブラリーについては、開館時間は月～金曜日 10:00～20:00/土曜日 10:00～17:00 となっている。個人用視聴席 30 席の他、2～5 名で利用できるグループ視聴室を 2 室、15 名まで利用できる研究用映像視聴室を整備している。

また、館内には 34 台のパソコンに加え、無線 LAN 環境も整備されており、ノートパソコン、携帯電話、タブレット端末等の各デバイス経由で当館の学術情報にアクセスできる環境が整っている。その他、OPAC 検索専用パソコンを館内に 20 台配置している。

例年春期と秋期に『図書館利用ガイダンス』を開催し、OPAC による資料検索の方法・館内で実際に資料を探す方法・レポート作成時の基礎知識（引用と剽窃の違いに関する解説や参考文献の書誌表記方法など）等の講習を行っている。特にレポート作成に関するガイダンスについては、図書館スタッフによる講習とは別枠で、専任教員による講習も開催している。

また、4 月には新入生を対象とした図書館内のツアーも実施しており、図書館をより利用し易くなるようなサポートを行っている。

(5) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

スタッフは、専任職員 5 名、嘱託職員等 4 名、業務委託スタッフ 20 名。スタッフのうち専任職員 1 名、嘱託職員 2 名が司書資格を所持している。業務委託スタッフについては、

約 9 割が司書資格を所持している。資格を所持していない職員も日常の業務の中で専門知識を身につけており、これらスタッフの専門知識を活かしてレファレンスサービス、利用ガイダンス、選書などの業務を行っている。

(資料 8-15、8-16web、8-17web、8-18、8-19、8-20)

以上のことから、本学では図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、それらは適切に機能していると判断できる。

8.1.4 点検・評価項目 4

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

本学では、本学の理念・目的を実現するために、社会のニーズに応じた教育及び研究活動を推進し、美術・デザインの専門大学として、表現や対話を用いて、教育・研究成果等を社会に積極的に還元することにより、文化の創造発展と社会貢献に寄与することを目指している。そのために、研究活動を促進させるため、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、「武蔵野美術大学における研究活動に関する基本方針」を以下のように定め、教職員への周知が図られ共有を実現していると共に、大学 web サイトでも明示し広く社会へ公表している (資料 8-21web)。

【武蔵野美術大学における研究活動に関する基本方針】

武蔵野美術大学 (以下、「本学」という。) は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定) を踏まえ、学長のもと、この基本方針を定め、次のとおり全学を挙げて研究活動における不正行為の防止に努めます。

1. 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、本学は不正行為に対して厳しい姿勢で臨みます。
2. 本学において広く研究活動に関わる者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動します。
3. 学長のリーダーシップのもと、本学は、組織として公正な研究活動の推進に係る責任体制を明確にし、不正行為を事前に防止する取組を推進するため、研究倫理教育責任者を

置きます。

4. 研究倫理教育責任者は、学長の指名する学長補佐等の専任教員とし、所属する教職員等、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、教職員等に研究者倫理に関する知識の定着、更新を図ります。
5. 教育機関として学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育を推進します。

この武蔵野美術大学における研究活動に関する基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っている。また、本学教員の研究の状況は、大学 web サイトの専任教員プロフィール集にて公開し、広く社会へ公表している（資料 2-25）。

（1）研究助成制度

本学では、専任教員の学術研究及び教授能力の向上を目的として各種研究助成制度を設けている。主なものを〈表 1〉として示す。

〈表 1〉武蔵野美術大学研究助成制度一覧

制度の名称	規則等	概要等	内容等
個人研究費	武蔵野美術大学個人研究費規則	渡しきり研究費 所得税の課税対象	・ 年間 300,000 円一括支給 ・ 申請期限：当該年度の 5 月初旬 前年度の「教育研究活動業績報告書」を提出した専任教員・助教に支給
共同研究助成費	武蔵野美術大学共同研究助成取扱基準	本学専任教員がプロジェクトチームを組んで学内において共同研究をするものが対象	・ 申請期限：助成希望年度の前年の 8 月末 ・ 審査委員会による審査 ・ 助成期間は 1 年間が原則、2 回（満 3 年）まで更新可 ・ 成果は助成対象最終年度より 3 年以内に公表
研究調査出張補助	学校法人武蔵野美術大学研究調査出張補助基準	研究調査のため学会又は展覧会等に出張をする場合の経費補助	・ 交通費・宿泊料が対象 ・ 年間 91,000 円を上限
在外・国内研究員制度	武蔵野美術大学在外・国内研究員規則	在外研究員と国内研究員の二つに区分して規定。 長期は満 5 年以上、短期は満 2 年以上勤務した専任教員が対象。	・ 在外研究員 長期（6 カ月～1 年）、短期（3 カ月～6 カ月） 年各 2 名、交通費・滞在費を補助 ・ 国内研究員 長期（6 カ月～1 年）、短期（3 カ月～6 カ月） 年各 1 名、月額 26,000 円支給 ・ 帰国後 2 カ月以内に報告の義務、2 年以内に成果公表の義務

			・研究終了後、原則として2年以上勤務することを規定
出版助成補助	武蔵野美術大学出版助成規則	出版助成を受けようとする年度の4月1日において、本学専任教員として勤続10年以上の者が対象	・申請期限：助成希望年度の前年の10月末 ・在職中に2回まで、合計2,000,000円まで

- 個人研究費…使途対象に制限のない、渡しきり研究費である。使途対象の制限なし。全教員・助教188名より申請があり支給している（資料8-22）。なお、個人研究費については2021年度中に改正され、2022年度より新たな規則で運用される予定である。
- 共同研究助成…1992年度より、本学専任教員が学内にて共同して行う研究に対し「共同研究助成」を整備、予算計上して、学科の枠に捉われない自由な研究を推奨している。2016年度からは、特に教育方法の工夫改善に取り組むものに対して「教育改革助成」を別に整えた（2020年度をもって、共同研究助成に組入）。2021年度は新規3件、継続8件に助成する（資料8-23、8-24web）。
- 研究調査出張補助…対象者の約半数より申請があり、活用されている（資料8-25）。
- 在外・国内研究員制度…応募資格は専任教員に限られる。2021年に規則を改正し、研究員終了後の勤務について定めた（資料8-26）。
- 海外研修…2021年に規則を改正し、それまで利用していたIATA運賃の取扱を廃した（資料8-27、8-28）。
- 出版助成補助…以前は在任期間中に一度のみの補助であったが、2015年に規則を改正し、二度まで補助することとした（補助額の変更はなし）。申請に基づき、1年に3～5件程度、助成を行っている（資料8-29、8-30web）。

（2）外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援としては公募情報を随時提供しており、科学研究費補助金については毎年7月及び9月教授会において説明会を実施し、希望者には個別対応で支援している。

初めて応募する研究者には、わかりやすいパンフレットを作成し、全学科に配布するなど、応募の促進を図っている。（資料8-31web、8-32）

公的研究費の採択者には、運用マニュアルを作成し、研究費の使用方法、ルール、様式などを解説している（資料8-33）。

また、科学研究費の間接経費のうち30%を研究者本人が使用できるよう間接経費取扱要領を整備し、研究者の支援につなげている（資料8-34）。

なお、科研費への申請・採択件数の向上を図ることを目的として、「科研費再申請支援制度」を設定しており、不採択であった場合の審査結果がAでなおかつ次年度も科学研究費に申請する研究代表者に対して研究費を支給している（資料8-35）。

本学では、産官学共同プロジェクトを含む、全ての社会連携活動を推進することを方針

とし、社会連携活動ポリシーを掲げている（資料 8-36web）。

本学の産官学プロジェクト関連の取り組みについては大学 Web サイトで公開している（資料 8-37web）。

推進体制としては、大学企画グループ内に社会連携チームおよび研究支援チームを設置し、地域貢献に寄与する社会連携活動の推進、学外拠点における活動の推進、産官学共同プロジェクトの支援、競争的資金獲得の推進などを行っている。

また、学科を横断した教員が委員を務める社会連携推進検討委員会を設置し、美術・デザインの専門大学としての特色ある社会連携のあり方を定期的に議論している。

2019 年には、新設された造形構想研究科のもとに、ソーシャルクリエイティブ研究所を開設した。本研究所では、社会問題に対して、企業、地域、行政、教育の壁を越え、領域横断的に取り組み、ビジョンとプロトタイプを研究提案することで、オープンイノベーションを促進することを目的としている。

なお、本研究所における 2020 年度の産官学共同プロジェクト実施件数は 12 件で、情報発信を目的とした関連イベントも 17 件実施している。2021 年度以降は、造形構想学部クリエイティブイノベーション学科の授業とも連動させ、より積極的な推進を図っていく。

これらの産官学共同プロジェクトについては、取り組みを奨励できるよう、「産官学連携奨励費支給内規」を制定している。本制度では、産官学共同プロジェクトで獲得した研究経費のうちの間接経費を財源として、プロジェクトを実施した教員および教員の所属する学科に奨励費を支給している。（資料 8-38、8-39、8-40）

（3）研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

本学における研究室については、専任教員へは原則として全員に個室の研究室が配当されている。講義・演習系教員の研究室 1 室当たりの面積は 22 m²程度が標準となっているが、実技系教員の個人研究室はアトリエとして使用できるよう、その約 1.5 倍の広さを確保している。個人研究室には空調、電話、インターネット接続が可能な環境が整備されている。鍵も教員個人が管理しており、常時使用が可能である。備品としては机、椅子、本棚等が設置されており、また、パソコンが各個室に標準で設置されている。

また、教員の研究時間の確保、研究専念期間の保障等をするため、専任教員の責任授業時間数は、「学校法人武蔵野美術大学服務規則」（資料 8-41）に定めており、実習科目担当教員は毎週 20 時間、演習科目担当教員は毎週 12 時間、講義科目担当教員は毎週 10 時間と規定されている。同規則第 7 条には研究日付与の規定があり、専任教員（教授、准教授及び専任講師）には毎週 3 日以内の研究日が与えられている。また同第 8 条には特別研究日の規定があり、年間 6 週間の研究あるいは制作のための特別研究日が付与されることとなっている。また、「学校法人武蔵野美術大学有期雇用教員就業規則第 53 条」（資料 8-42）により、助教には年間最大 40 日の特別研究日が与えられている。加えて、教員が研究に専念し、研究成果をあげられるよう、一定期間授業義務を免除する「在外・国内研究員及び海外研修制度」（資料 8-26、8-27）を設けている。

（4）ティーチング・アシスタント（TA）等の人的支援の整備

本学では、教育業務を補助する人的支援制度として、ティーチング・アシスタント（TA）

と、スチューデント・アシスタント（SA）制度等を設けている。TA 制度については「武蔵野美術大学ティーチング・アシスタント規則」（資料 8-43）が定められており、授業を担当する教員の指示と監督のもとに、学生に対する演習、実技、実習等の教育補助的業務を行う者として、本学大学院に在学する者を当該学科の推薦に基づき、各研究科委員会の議を経て学長が決定し、採用している。また、スチューデント・アシスタント（SA）・指導補助員として学部生等を採用している。これらについては規則の定めはないが、次年度の授業計画に基づき「授業補助員採用計画書」を各教育単位から提出させている。その時点で教育単位毎に授業補助員の必要時間数を設定している。

また、演習・実習での支援を行う映像等の技術スタッフとして、臨時職員を採用し配置している。これらの教育支援体制の制度により、教員の負担軽減を図っている。

以上のことから、本学では教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

8.1.5 点検・評価項目 5

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」（以下「研究活動不正行為対応ガイドライン」という。）を踏まえ、関係規則等を整備し新たな研究活動不正行為対応ガイドラインに沿った運用を行うとともに、以下のとおり研究活動等の適正な運営及び管理のため必要な施策の推進に努めている。

1. 武蔵野美術大学における研究活動に関する基本方針

研究活動を行う上で、本学が取り組む不正行為防止に関する基本方針を定め、web サイトで公開している（資料 8-21 web）。

2. 武蔵野美術大学研究活動不正行為防止規則

本学が実施する研究活動における不正行為を防止するため、運営・管理体制を整備するとともに、不正行為の疑いが指摘されたときは、適切に対応するために調査等の手続きについて必要な事項を定め、公開している（資料 8-44web）。

3. 研究活動の管理運営における責任体系

最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者のほか、研究倫理教育責任者を配置し、責任と権限及び役割を体系的に定め明確にしている（資料 8-44web）。

4. 研究倫理教育の実施

本学において広く研究活動に関わる者を対象に、研究活動に関する不正行為の防止等に努めるため、コンプライアンス・研究倫理教育を定期的実施し、意識の向上を図っている（資料 8-45）。また、コンプライアンス・研究倫理教育の実施に当たっては、外部機関による研修プログラム（e ラーニング）を受講するものとし、受講者には必要に応じて受講修了証の提出を義務づけている。また、研究倫理、コンプライアンス教育用として、文部科学省の教育コンテンツを web サイトで公開している（資料 8-46web）。

5. 研究活動の不正行為に係る告発・相談窓口の設置

研究活動における不正行為に関する告発・相談の窓口を設置している。なお、窓口への告発に当たっては、「武蔵野美術大学研究活動不正行為防止規則」に基づき、実名で行うものとしているが、告発後の調査手続には氏名等の秘匿を可能とすること、告発者及び調査関係者が告発を理由として不利益を受けないよう、十分な配慮をしている。

なお、以上については、研究活動における不正行為防止に関する取り組みとして本学 web サイトに公開している（資料 8-47web）。

以上のことから、本学では研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

8.1.6 点検・評価項目 6

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における教育研究等環境については、主任教授会議、安全衛生委員会、防火管理委員会、研究費等不正使用防止対策委員会、美術館・図書館運営委員会、教務チーム、研究支援チーム、等において、定例会議の場で適切性について話し合われており、話し合われた内容は教授会・研究科委員会において、全教員に情報共有され、定期的な点検・評価を行っている。また、各種委員会等の責任主体において、適切な根拠（資料、情報）に基づいた自己点検・評価により検証し、これを大学運営会議及び自己点検・評価委員会がその有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善・向上策や目標・計画が、各委員会組織に提示され実行に移される。

現在は、教育研究等の使用施設については、主任教授会議において各研究室の使用面積を確認し、必要に応じて面積の調整を行うだけでなく、新しい校舎の建設やそれに伴う教室の再配置計画を検討している。現在は再配置ワーキングチームを立ち上げ、主に視覚伝達デザイン学科、空間演出デザイン学科、基礎デザイン学科の教室や個人研究室について、より効率的な教室使用を目的として、大規模な再配置計画を実行しているところである。

(資料 8-48、1-17、8-2)

以上のことから、本学では教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

8.1.7 点検・評価項目 7

学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点 1：教育研究等環境整備における COVID-19 への対応・対策は、学生の学習及び教員の教育研究活動の円滑な実施の観点から適切であるか。

【施設管財チーム】

政府や文部科学省からの衛生管理上の対処方針に基づいて、感染拡大防止に向けて消毒作業や必要物品の調達を速やかに実現しており、今後も社会情勢に対応して継続してゆく。実施された具体的対策としては、各キャンパス入口向けに体温計測用サーマルカメラの導入、食堂施設及び窓口設備へのパーテーション設置、手指・物品にかかる消毒液の配付、講義室や PC ルーム等の教育研究施設やトイレ等の共用施設における抗菌作業の実施及び消毒作業の徹底等が挙げられる。

【教務チーム】

コロナの影響で大学に入構できない期間が発生したため、オンライン授業を急遽導入することになり、通信環境整備（PC 等機器、通信回線等）が整わない一定数の学生に対してノート PC や iPad、モバイル Wi-fi ルーターなどの無償貸し出し対応をおこなった。これにより、当初 4 月中旬開始であった通常学事から 1 か月遅れることになったが、5 月中旬より学事遂行を再開した。また、共用のコンピュータールームへのアクリルパーテーション設置や学生・教職員向けのフェイスシールドの購入などを行い、3 密回避対策の実施、飛沫感染防止対策の徹底に努めた。以上により、学生の学習及び教員の教育研究活動の円滑な実施を実現した（資料 4-19web、4-20web、4-21web、4-21web）。

【研究支援チーム】

科研費で購入した物品等の検収については、柔軟な対応を図るため、写真による検収も可とした。

【美術館・図書館】

図書館及びイメージライブラリーに学生、教職員が入館できない期間においては、郵送による貸出・返却対応を行った。また・新入生オリエンテーションについては対面では実施せず、館内の利用方法・ルールや設備、内部の様子などを紹介する動画を制作し、Web

サイト内に掲載した。図書館活用ガイドンスについても同様に対面での開催を見送り、「資料の探し方」及び「レポート作成時の基礎知識」に関して解説する動画を制作、順次公開した。なお図書館等のカウンターには飛沫防止シートやアクリル板を設置し、COVID-19への対応を行った。なお展覧会開催期間中の美術館においては、入館時に来場者の氏名・連絡先を確認し、入退館を正面入り口1か所に限定したうえで、同時に100人以上が滞留しない、滞在時間は1時間以内を目安とするなどの対応を行った（資料 8-49、8-50web、8-51web、8-52web、8-53web、8-54web、8-55web）。

なお、本学のコロナ対応については、2021年度事業報告に取りまとめて報告し、webサイトで公開している（資料 1-18web）。

以上のことから、本学での教育研究等環境整備における COVID-19 への対応・対策は、学生の学習及び教員の教育研究活動の円滑な実施の観点から適切であると判断できる。

8.2 長所・特色

鷹の台キャンパスについては、緑地や芝生広場、多目的運動場に加え、テニスコートが整備されており、夜間照明設備も設けられて近隣自治体の街区整備とも親和性の高い良好な環境を形成している。市ヶ谷キャンパスについては、複数の鉄道路線が乗り入れる「市ヶ谷」駅より徒歩3分とアクセスに恵まれた場所に位置し、実社会との関わりを通して美術大学として新たな未来を切り拓くための教育研究拠点および情報発信拠点として2019年に開設した。今後は産官学プロジェクトを複数実施するためのスペースや、プロトタイピングを行うスタジオを整備し、地域・社会に広く開かれたキャンパスを目指している。2020年度は、オンラインでの授業や会議実施が増えた事に伴い、無線LAN利用需要の高まりを受け、ネットワーク環境を整備するため、鷹の台キャンパスではファイン系学科のアトリエを中心にアクセスポイント64台の増設及びインターネット回線を2回線とするマルチホーミング対応を行い、教育施設・設備は概ね充実している。

美術館・図書館は、複合機能施設としての各々の機能を高度に統合することによって、施設の特性をより明確にしており、「美術館」「図書館」「民俗資料室」「イメージライブラリー」の4部門はそれぞれが所蔵データベースをもち、インターネット経由で学内外において閲覧や検索ができるように整備されている。またこれら4つの所蔵データベースを同時に検索できる「統合検索システム」も構築されており、本学が所有する学術情報を専門的かつ総合的に利活用できる基盤が整えられている。芸術関連の資料についても豊富に所蔵しており、特に美術に関しては全体の約7割を占める。美術のみならず、デザイン・建築・映像など多岐にわたる。芸術以外の分野に関する資料については、TAC加盟大学図書館所蔵の資料を利用することで補完することができる。

8.3 問題点

本学の教育研究等の環境整備については、美術大学という特性もあって、教員・学生の制作環境の向上を第一としている。教育・研究上の観点からは法人・大学が連携して検討し、十分な点検・改善を行ってきているが、反面、施設設備の保全やエネルギー効率といった側面については、優先順位が低くなる傾向がある。限られた施設費収入を大学全体の生産性と教育の質の向上に結び付けるためには、ファシリティマネジメント体制を構築し、キャンパス全体を常に最適化することが重要であり、次期中長期計画に盛り込む予定となっている。

美術館・図書館については、所蔵する貴重書や絵本などについて通常の目録システムに登録されていないため、検索することができない。そのため今後は順次目録システムに登録を行う計画である。

共同研究助成や科研費への応募者が固定化している傾向にあり、特に科研費については、美術、デザイン分野からの新たな申請者を開拓する必要がある。また産官学プロジェクトの問題点としては、社会連携活動を実施する担当教員の数に限られていることがあげられ、学内に向けて人事評価制度の設計等によるインセンティブの付与など、より積極的な促進に向けた改善の検討が必要である。

8.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示し、その方針に基づき、必要な校地及び校舎、運動場等を有し、かつ図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、適切に運営している。また、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じている。

今後も大学の建学の精神と教育理念、教育目標実現のため、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につなげる取り組みを進めていく。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1 現状の説明

9.1.1 点検・評価項目1

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

武蔵野美術大学は、「教養を有する美術家養成」「真に人間的自由に達するような美術教育」を教育理念に掲げて、幅広い教養と人間性を有する造形各分野の専門家を養成し、文化の創造発展と社会貢献に寄与してきた。既存の価値観の再考や新たな価値の創出が求められる時代の中、今後も美術・デザインの専門大学として、教育・研究成果等を社会に積極的に還元していくため、社会連携活動ポリシーを策定、教職員に周知が図られているとともに、大学 web サイトで公表している。

「武蔵野美術大学社会連携活動ポリシー」（資料 8-36web）は、以下のとおりである。

【武蔵野美術大学社会連携活動ポリシー】

武蔵野美術大学は、「教養を有する美術家養成」「真に人間的自由に達するような美術教育」を教育理念に掲げて、幅広い教養と人間性を有する造形各分野の専門家を養成し、文化の創造発展と社会貢献に寄与してきた。

既存の価値観の再考や新たな価値の創出が求められる時代の中、今後も美術・デザインの専門大学として、教育・研究成果等を社会に積極的に還元していくため、下記に掲げる社会連携活動ポリシーのもと、社会連携を推進することを方針とする。

1. 定義

本ポリシーにおいて社会連携活動とは、地方自治体、企業、地域社会等との交流・連携による地域連携活動や産官学共同プロジェクトを含むすべての活動をいう。

2. 基本方針

美術・デザインの専門大学として、表現や対話を用いて、教育・研究成果等を社会に積極的に還元することにより、社会連携活動を推進し、文化の創造発展と社会貢献に寄与する。

3. 体制整備

社会連携活動を積極的に推進するための担当部門を定めるとともに、社会連携活動を公正かつ円滑に推進するための知的財産や利益相反等の規程を整備する。

4. 人材育成

社会連携活動を通じて実践力を養い、幅広い視野を培うことで、日本と世界の文化

の創造発展と社会に貢献することのできる人材を育成する。

5. 透明性の確保

法令を厳格に遵守するとともに、透明性の高い社会連携活動を維持し、社会に対する説明責任を果たす。

具体的には、地方自治体との連携、美術館・図書館を中心とした学内展示施設や gallery αM (αM プロジェクト)、デザイン・ラウンジ等で開催する展覧会・シンポジウム等の公開、ネットワークを通じたデジタル・アーカイブの公開、企業等との連携による共同研究・受託研究、公開講座の実施、地域社会との交流、国や地方自治体等の政策形成への寄与等の活動を通して積極的に社会連携、社会貢献を図る。また、国際交流協定締結や国際交流プロジェクトの実施など海外の美術・芸術大学との協働を拡充し、国際芸術都市への研究者派遣、訪問教授の招聘、外国人研究員の受け入れ等の継続・充実に努めるとともに、ico-D (国際グラフィックデザイン団体協議会)、WDO (国際インダストリアルデザイン団体協議会) への加盟など様々な活動を通して、研究成果の公開や学外の研究者・留学生との情報交換・交流に努め、国際社会への貢献を図る。

これら、「武蔵野美術大学社会連携活動ポリシー」は、教授会等により教職員に周知が図られているとともに、web サイトでも明示し広く社会へ公表している。社会連携・社会貢献活動の実践面においても方針に沿って取組みが行われており、学内に方針が浸透している状況であるといえる。

以上のことから、本学では大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

9.1.2 点検・評価項目 2

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

(1) 学外組織との適切な連携体制

教育・研究、ひとづくり、まちづくり等の分野において連携協力し、文化の創造発展、地域振興の推進及び地域づくりを担う次世代人材の育成に寄与することを目的として、一般財団法人地域活性化センターとの協定を締結した(資料 9-1)。この連携を通じて、勉強会の実施、地域課題の解決・探求を行うカリキュラムの実施等、地域課題、地域振興に取り組むための基盤形成を図る。

また、充実した学術研究環境を形成するために、本学では国外の大学やさまざまな機関との交流・提携を積極的に推進している。国内の大学では、早稲田大学や東京工業大学、電気通信大学、津田塾大学との学術交流や、国際基督教大学、国立音楽大学、東京経済大学、東京外国語大学、津田塾大学からなる「多摩アカデミックコンソーシアム（TAC）」などのネットワークにも参画し、施設の相互利用や単位互換制度などが実現している（資料 9-2web）。

（２）社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

・産官学共同プロジェクト

本学では産官学共同プロジェクトを実践的な教育研究の場として捉え、授業内、授業外において企業や地方自治体、諸団体と連携した取り組みを実施している。プロジェクトでは目的に合わせて、美術・デザインの教育を通して得られるクリエイティブ力を用いて、新たな価値の検証・提案を行っている。

2012 年より六本木の東京ミッドタウン・デザインハブ内で活動していたデザイン・ラウンジでは、産官学共同プロジェクトに関連したイベントを多数行ってきた。2019 年には機能を市ヶ谷キャンパスに移転し、現在活動再開の準備を行っている。

2019 年度新学科、市ヶ谷キャンパス開設とともに設置した、ソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）は、企業・地域との共同研究を推進し、2020 年度は 11 件のプロジェクトを実施した。また、造形学部の教員・学生とともに取り組むプロジェクトも実施している（資料 3-3）。

企業や地域が抱える課題が加速度的に変化する時代、造形学部が培ってきた「創造的思考力」を用いて、造形構想学部と共に正解のない課題に取り組むプロジェクトに取り組み、新たな挑戦に取り組みたいと考えている（資料 8-37web）。

・高等学校、初等・中等教育

本学では高等学校、初等・中等教育との連携を積極的に行っている。メインキャンパスのある小平市をはじめ、全国各地の保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校などと連携しながら、美術・デザインに関するレクチャーやワークショップ、教員による模擬授業など、多彩なプログラムを展開してきている（資料 9-3web）。

中でも「旅するムサビプロジェクト（通称：旅ムサ）」は、学生が全国各地の小中学校を訪れ授業を実施する取り組みであり、2017 年には活動 10 年を迎えた。旅するムサビプロジェクトでは、学生が制作した作品を持参し、子どもたちと対話して鑑賞する「対話型鑑賞」を中心に、黒板に絵を描き子どもたちを驚かす「黒板ジャック」、空き教室を利用した「公開制作」や創造活動を行う「ワークショップ」など、既存の授業では実施しにくい美術教育活動を展開している。この活動は、美術の楽しさや多様性を子どもたちに伝えると共に、学生自身のコミュニケーション能力やファシリテーション能力の向上、そして現場教員の研修や授業改善に大きな成果を出し、関係者全員が共に学び合うという、これからの美術教育の可能性を提案する取り組みである。なお、これらは学生の自主的な活動であり、10 年以上続く実績が評価され「2017 年度グッドデザイン賞」を受賞した。「教育・

推進・支援手法」の分類では美術大学として初の受賞となる。（資料 9-4web）。

また、高大接続については、新たな時代の人材育成、探求の時間と美術大学における学びの親和性の高さ、連携の可能性があったことから、熊本県立熊本高校との連携協定を締結し、新たな人材育成に取り組むこととした（資料 9-5）。

- ・公開講座

本学では広く社会の方々に向けた、「創造的リーダー像」を探究する公開講座を開講しており、web サイトで公開している（資料 9-6web）。

- ・ギャラリー α M

1988 年武蔵野市吉祥寺に開設した「ギャラリー α M」は、開設以来、現代美術における新人発掘と、その発表の場を提供してきた。2009 年 4 月からは、ジャンルを問わず質の高い表現と可能性を有するアーティストに作品発表の機会を提供すること、社会に斬新な価値を発信できるキュレーターに展示企画の場を提供することを目的として、東京・馬喰町にノンプロフィットギャラリー「gallery α M」を移転開設し、都市の恒常的空間に、発表とキュレーションのダイナミックな関係を創出している。gallery α M については、新型コロナウイルスの影響により、展覧会開催時期及びスケジュールの大幅な見直しを行ったが、感染防止対策を実施した上で、展覧会活動を実施、文化の創造発展に寄与する活動を続けている（資料 9-7web）。

（３）地域交流、国際交流事業への参加

○地域交流

- ・小平市との地域交流

鷹の台キャンパスがある小平市とは 2018 年に包括協定を締結し、定期的な意見交換会、共同研究の実施、また授業におけるフィールドワークを継続的に実施している。

本協定は、市と大学が文化芸術における教育研究、まちづくり等の分野において、これまで積み重ねてきた協力関係を一層強化し、発展させるとともに、包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目指している（資料 9-8、9-9web、9-10web、9-11web）。

- ・所沢市との地域交流

2019 年 3 月に埼玉県所沢市と連携・協力協定を締結し、「所沢市文化芸術振興ビジョン」の中長期政策に沿い、「誰もが住みたくなる文化的なまちを実現するための具体的なアクション」を、美術・デザインを専門領域とする本学と共同で進めていく予定である（資料 9-12、9-13web）。

- ・地域連携プロジェクト

それぞれの学科が独自に多数の学外とのコラボレーションを実施しており、2020 年度には 88 回実施されている（資料 9-14web）。

○国際交流事業

・国際交流・留学

本学の国際交流事業については、前身である帝国美術学校が東アジアから多くの学生を受け入れていたことに始まり、先進的に国際交流活動に取り組んできた。世界有数の美術・デザイン大学と協定を結び、国際交流プロジェクトや留学生の派遣・受け入れ、第一線で活躍する訪問教授による特別授業、学生の海外での活動支援などを実施するとともに、2012年には文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択された（資料 9-15web、資料 9-16web）。

・国際交流協定校

海外教育機関との交流については 2021 年現在、37 の海外大学、教育機関と交流協定を締結している（資料 9-17web）。

また海外協定教育機関のうちパリ国立高等美術学校、プラット・インスティテュート、アールト大学美術デザイン建築学部、ミラノ工科大学デザイン学部、ベルリン芸術大学、弘益大学校、ケルン・インターナショナル・スクール・オブ・デザインの 7 大学と協定留学を実施している。各々の大学に毎年 1 名、あるいは 2 名の在校生を 1 年間、あるいは半年間派遣し、また協定校からは各校 1 名、あるいは 2 名の学生を受け入れている。世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、2020 年度、2021 年度については協定留学先への学生の送り出しや受け入れが激減することとなってしまったが、2019 年度の実施状況としては派遣 7 名、受け入れ 12 名であった。なお受け入れ留学生全体では 2020 年 5 月現在、583 名の留学生を受け入れている（資料 9-18web）。

・国際交流プロジェクト

本学では、専任教員による海外高等教育機関との授業交流を 2006 年度より国際交流プロジェクトとして制度化した。2020 年度までに 101 件の国際交流プロジェクトが実施され、2020 年度は 1 件、2019 年度は 7 件の開催であった。同プロジェクトの内容は、専任教員が学生を引率し、海外で 1 週間程度のワークショップを実施するものや、教員のみが海外の教育機関を訪問し情報交換を行うものである（資料 9-19web）。

特に、本学の発案により 2015 年度から協定校 5 大学【ケルン・インターナショナル・スクール・オブ・デザイン（ドイツ）、ロンドン芸術大学セントラルセントマーチンズ校（イギリス）、ラサール・カレッジ・オブ・アート（シンガポール）、実践大学（台湾）、武蔵野美術大学】が毎年持ち回りで主催する、新次元のデザイン発想力の開拓に挑む課題発見型国際ワークショップ Global Design Initiative を、毎年実施している（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 2019 年度から中断）（資料 9-20web）。

また学生が自主的に国内外で実施する国際交流企画については、企画を募集し、採用された企画に対し活動支援金として最大 10 万円を助成し、学生の国際交流企画支援を行っている。2019 年度は 1 件を実施した（資料 9-21web）。

・パリ賞

武蔵野美術大学パリ賞は、1965年に創設され、本学が使用权を有するパリの「国際芸術都市」アトリエへの1年間の入居を認める賞で年間2名に授与される。本学を卒業または修了した卒業生の中から国際的視野を持ち、将来の活躍が期待される者に、ヨーロッパに留学し、創作研究活動を行う機会を与え、支援するものであり、これまでに多くの卒業生を派遣している。2019年度から2020年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時派遣を保留していた時期があったが、当初の計画どおり派遣を実施することができた（資料9-22web）。

・国際教育機関への加盟

国際的な教育機関への加盟としては ico-D（2014年12月 ICOGRADA より名称変更、コミュニケーションデザインの世界的規模団体）－International Council of Design と WDO（2017年1月 ICSID より名称変更、世界的なプロダクト、環境デザイン系の非営利団体）－World Design Organization、また CUMULUS（クムルス、1990年にヘルシンキ美術デザイン大学（現アールト大学 美術・デザイン・建築学部、フィンランド）とロイヤル・カレッジ・オブ・アート（イギリス）が中心となって生まれたネットワーク）－International Association of Universities and Colleges of Art, Design and Media の3団体に加盟し、各種の会議に教員を派遣するなど国際交流を図っている（資料9-23web）。

・グローバル人材育成プログラム

2012年度より5年間、文部科学省平成24年度グローバル人材育成事業（特色型）の採択を受け、「武蔵野美術大学グローバル人材育成事業」を展開した。同プログラムでは、美術・デザインにおける高度な専門技術と知識を活用できる様々な能力を身につけ、なおかつ、海外においてもそれらをいかんなく発揮するために必要かつ十分な外国語力を身につけた人材を育成することを目標とし、これまで以上に国際交流の場を設けるほか、海外の美術大学とのネットワークを強化し、より多くの学生が海外で学ぶ機会を持てるように留学を推進した（資料9-16web）。

以上のことから、本学では社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

9.1.3 点検・評価項目3

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における社会連携・社会貢献については、教学の重要な位置づけとしており、学長

特命補佐に社会連携担当を置いている。社会連携推進検討委員会、国際交流委員会、ソーシャルクリエイティブ研究所等の場で社会連携・社会貢献の適切性について話し合われており、その内容は教授会・研究科委員会やグループ長会議等を通じて、全教職員に情報共有され、定期的な点検・評価につなげている。また、各種委員会等の責任主体において、適切な根拠（資料、情報）に基づいた自己点検・評価により検証し、これを大学運営会議及び自己点検・評価委員会がその有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善・向上のための目標・計画が、各委員会組織に提示され実行に移される（資料 9-24、9-25）。

以上のことから、本学では社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

9.1.4 点検・評価項目 4

社会連携・社会貢献において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点 1：社会連携・社会貢献において講じた COVID-19 への対応・対策は、知識・技術の還元の観点から適切であるか。

社会連携活動については、オンラインで実施できるプログラムを優先的に準備・検討を行った。

α M プロジェクトについては、非常事態宣言等における政府の要望内容を踏まえ、開室時間の調整等を実施、感染予防対策を行った。

以上のことから、本学での社会連携・社会貢献において講じた COVID-19 への対応・対策は、知識・技術の還元の観点から適切であると判断できる。

9.2 長所・特色

地方自治体との連携、美術館・図書館を中心とした学内展示施設や α M プロジェクト等で開催する展覧会・シンポジウム等の公開、ネットワークを通じたデジタル・アーカイブの公開、ソーシャルクリエイティブ研究所を中心とした企業等との連携による共同研究・受託研究、公開講座の実施、地域社会との交流、国や地方自治体等の政策形成への寄与等の活動を通して積極的に社会連携、社会貢献を図っている。また、国際交流協定の締結や国際交流プロジェクトの実施など、海外の美術・芸術大学との協働を拡充し、国際芸術都市への研究者派遣、訪問教授の招聘、外国人研究員の受け入れ等の継続・充実を図るとともに、ico-D（国際グラフィックデザイン団体協議会）、WDO（国際インダストリアルデザイン団体協議会）、CUMULUS（クムルスーInternational Association of Universities and Colleges of Art, Design and Media）への加盟など様々な活動を通して、研究成果の公開や学外の研究者・留学生との情報交換・交流に努めている。

ソーシヤルクリエイティブ研究所(RCSC)を設置したことにより、これまでの受託研究から共同研究が増加していることに優位な成果が見られ、今後もこの流れはカリキュラムと連動して、拡大が期待できる。

9.3 問題点

2020年度は新型コロナウイルスの影響により、移動を伴う授業、プロジェクトの実施、集客しての公開講座の実施が難しい状況となったが、2021年度については感染症拡大の状況を適切に分析しつつ、オンラインおよび感染予防対策を行った上で、大学の教育研究の社会還元や美術大学の学びの普及に寄与する公開講座、ワークショップ等、可能な活動を検討し実施していく。

ソーシヤルクリエイティブ研究所が造形構想研究科のもとにある機関となっているため、大学全体での情報共有が円滑に行えていない状況である。今後の改善策として、社会連携推進検討委員会をさらに定期的に実施し、情報共有、点検評価を行うとともに、大学運営会議等での共有をおこない、適切なガバナンスでの点検・評価を行う。

9.4 全体のまとめ

武蔵野美術大学では、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、教育研究成果を適切に社会に還元する様々な取り組みを実施している。

今後も大学の建学の精神と教育理念、教育目標実現のため、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上につなげる取り組みを進めていく。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

10. (1).1 現状の説明

10.1.1 点検・評価項目 1

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、「管理運営・財務方針」を、次のとおり定めており、教授会等、および本学 web サイトにおいても公開し、教職員への周知を行っている（資料 10-1web）。

本学の理念・目的の実現に向けて、大学及び法人の運営組織がそれぞれの果たすべき役割を明確にし、目的達成のために改善・改革を推進し、健全で円滑な管理運営を図る。そのために大学及び法人に関する諸規定の整備充実に努め、明文化した規定に基づき公正かつ適切な運営を行う。

大学においては、教育目標に沿って教育の質を確保し、発展を図るために、教授会規則、研究科委員会規則及び各種委員会規則に基づき、適正な運営を行う。

大学運営を円滑に遂行するため、学長のもとに大学運営会議を置く。また、学長の職務の執行を補佐するために学長室会議を置く。また、教育研究を円滑かつ効率的に行うため、適切な事務組織を設け、公正で合理的な運営により、大学の理念・目的の達成に資することを目標とする。また、事務職員の意欲・資質の向上を図るため、適正な方策を実施する。

理事会は、寄附行為等の規定に基づき、法人の最終的な意思決定機関として健全な運営に努める。社会環境の変化に柔軟に対応した経営計画を策定し、健全な財政運営を図り教育環境を整備し、本学の教育目標達成に向けて、持続的な発展を図る。法人の運営を円滑に遂行するため、理事長のもとに法人運営会議を置く。

本学は、その理念・目的・教育目標に沿って、教育研究の水準を維持向上させるため、中長期計画及び財政計画に基づく事業計画・予算編成方針を策定する。財政計画では、教育活動や研究活動に重点配分を行うなど、教育研究活動を活性化する観点を重視するとともに、事業活動収支の均衡を図り、施設設備整備等の戦略的投資を支える財政基盤を確立する。収入面では、学生生徒等納付金に過度に依存しないよう、補助金獲得や競争的研究費の導入を推進するなど、その他の財源を確保する。

この管理運営・財務方針に基づき、学校法人武蔵野美術大学は、2013 年度に 2014 年度から 2021 年度にわたる第 1 次中長期計画を策定した。本中長期計画は、2014 年度から 2017 年度を第一期、2018 年度から 2021 年度を第二期と位置づけ、第一期ではビジョン

実現の基礎を確立することを目指し、様々な改革を行ってきた。中長期計画については、毎年、進捗状況のレビューを行い、本法人を取り巻く諸状況の変化により、修正が必要な場合は評議員会に諮問のうえ、理事会において修正案を議決している。また、中長期計画を踏まえ、各年度における具体的な事業計画についても策定・公開を行っている。

さらに、建学 100 周年（2029 年度）を見据え、2019 年度より 100 周年構想（仮称：M A U vision100）策定に向けた議論を開始した。2020 年 10 月開催の理事会において、学内における具体的な議論の基礎となる、「100 周年構想に向けて」（コンセプトペーパー）が策定された（資料 1-19、1-20）。中長期計画およびその修正については、教授会等の学内における諸会議にて報告のうえ、イントラネット上で公開・周知を行っている（資料 1-17）。各年度の事業計画については、大学 web サイト上で広く公開を行っている（資料 1-18 web）。

以上のことから、本学では大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

10. (1).1.2 点検・評価項目 2

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

（１）学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法については、「学長候補者選出規則」（資料 10-2）及び「学長候補者選出規則施行細則」（資料 10-3）に定めている。また学長の権限については「武蔵野美術大学学長に関する規則」第 2 条に学長の職務権限として「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。」と定めている。また、学長の解任については「学長解任請求投票規則、同施行細則」を定めている（資料 10-4、10-5、10-6）。

（２）役職者の選任方法と権限の明示

執行部として位置づけられる学部長、副学部長、研究科委員長、学長補佐及び通信教育課程課程長の選任方法と権限については以下のとおり明示している。

【学部長】

学部長の権限については、「武蔵野美術大学学部長規則」第2条に「学部長は、当該学部の校務をつかさどり、当該学部の運営を統括する。」と定めている（資料10-8）。

また、選任手続きについては「武蔵野美術大学学部長規則」第5条に「学部長は当該学部教授会の議を経て、学長が候補者を決定し、理事会がこれを任命する。」と定めている。

【副学部長】

副学部長の権限については、「武蔵野美術大学学部長規則」第6条に「学部長の職務を助けるため、副学部長を置くことができる。」と定めており、現在造形学部には副学部長を置いているが、造形構想学部には置いていない。また、第6条第2項に「副学部長の選任手続は、第5条の規定を準用する。」と定めている（資料10-8）。

【研究科委員長】

研究科委員長の権限については、「武蔵野美術大学大学院研究科委員長規則」第2条により「研究科委員長は、当該研究科の校務をつかさどり、当該研究科の運営を統括する。」と定めている。また、選任手続きについては、同規則第5条に「研究科委員長は、当該研究科委員会の議を経て、学長が候補者を決定し、理事会がこれを任命する。」と定めている（資料10-9）。

【学長補佐、学長特命補佐】

学長補佐の職務については、「武蔵野美術大学学長補佐規則」第2条により「学長補佐は、学長の職務全般を補佐する。ただし、複数の学長補佐を置く場合は、必要に応じて補佐する担当領域を定めることができる。」と定めている。また第2条第2項により「学長特命補佐は、学長の特定の職務を補佐する。」と定めている。また、選任手続きについては第3条により「学長が必要と認めるときは、若干名の学長補佐及び学長特命補佐を指名することができる。」と定めている。また第3条第2項により、「学長補佐及び学長特命補佐は、各学部教授会の議を経て、学長が候補者を決定し、理事会が補職する。」と定めている（資料10-10）。

【通信教育課程課程長】

通信教育課程課程長については、「武蔵野美術大学通信教育課程課程長規則」第2条（課程長の権限）により「課程長は、通信教育課程の運営を統轄する。」と定めている。また、選任手続きについては第5条により「課程長は、造形学部教授会の議を経て、学長が候補者を決定し、理事会がこれを任命する。」と定めている（資料10-11）。

（3）学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長のリーダーシップのもと、以下のとおり学長室会議、大学運営会議を主要な意思決定機関とし、意思決定及びそれに基づく執行等のプロセスを整備している。

【学長室会議】

学長室会議については、「学長室会議規則」に定めており、学長が招集し、原則として毎週1回を定例としている（資料10-12）。

また、学長室会議は学長、学部長、通信教育課程課程長、研究科委員長、学長補佐、大学企画グループ長、学生支援グループ長、教学企画チームリーダー及び教務チームリーダー

一をもつて構成されている。

学長室会議では教学における大学運営の全ての事項を取扱い、主として教授会及び研究科委員会に付議すべき事項、各種委員会等に付議すべき事項、教学運営上、調整を必要とする事項、学長が必要と判断した事項等が協議されている。

【大学運営会議】

大学運営会議については、「武蔵野美術大学大学運営会議規則」に定めている。大学運営会議は全学的な意思決定機関であり、学長が招集し、原則として毎月1回を定例としており、学長、学長補佐、学部長、通信教育課程課程長、研究科委員長、美術館・図書館長、事務統轄、大学企画グループ長、学生支援グループ長、美術館・図書館グループ長及び経営戦略室長により構成されている（資料2-3）。

また、大学運営会議は、教授会で諮られた事項を学長が決定する機関であり、協議事項として、学長が決定すべき教育研究上重要な事項、学長が決定した事項の執行に伴う事項、武蔵野美術大学の運営及び教学企画に関する事項、教学の質保証に関する事項、学長が必要と認めた事項等が定められている。また、大学運営会議は「内部質保証推進組織」として、大学の質保証に権限と責任を持つ機関である。

（４）教授会の役割の明確化

教授会の設置については、「武蔵野美術大学学則」（資料1-7）第7条第1項に定められている。また、教授会の組織については同学則第7条第2項に定められており、各学部教授会は、当該学部の教授、准教授、専任講師により構成されている。

また、教授会の役割については、学部各学科の設置・改廃等、教員人事及び服務、入学及び卒業等、教育課程、学位の授与、規則類の制定・改廃、施設設備の設置・改廃、学長及び理事会から諮問に付された事項等の教育研究上の重要な事項について学長が決定を行うにあたり、審議するものとしている。また、教授会の運営については当該学部長が招集し、原則として毎月1回を定例会としている（資料10-13）。

なお、学則第8条の2により、学長は、必要があると認めるときは合同教授会を招集し、議長を務めると定められている。

（５）学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

2019年に造形構想学部が新設され、2学部制となった。それに伴うガバナンス構造の変化により、次のとおり教学の執行体制、諸規則の整備を行った。

2学部制導入により、学部長、研究科委員長、及びそれらの職務を補佐する副学部長、副委員長を置いた。学長→学部長というラインが明確になることで、学長補佐のスタッフとしての位置づけもこれまで以上に明確になり、従来の学長補佐の他に、特定の職務領域（キャンパス計画、社会連携、国際交流、入試等）において学長を補佐する学長特命補佐を置いた。

教授会は学部長が議長となり、その運営を司ることとなった。これまでは学長が議長であったため、教授会の審議結果がほぼ自動的に学長決定となったが、複数学部の審議結果を受けて、改めて学長決定を明確にする機関として、また、大学全体の運営方針や学長の

決定を要する事項を協議し確認する機関として「大学運営会議」を設置し、学長室会議規則を一部改正することで、大学運営会議と学長室会議の役割分担を明確にした。

（６）教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

【法人組織】

理事会は、「学校法人武蔵野美術大学寄附行為」（資料 1-1）に基づき、現在理事 9 名、監事 2 名で構成されている（資料 10-14web）。法人の最終的な意思決定機関として法人全体の将来計画に基づき、大学の管理・運営方針を定め、財政基盤の確立や施設・設備等の教育研究環境の整備を行っている。また、学長及び学長補佐 1 名が理事を兼務し、理事会及び法人運営会議を通じて法人と大学の円滑な意思疎通を図っている（資料 10-15）。

法人運営会議は、「学校法人武蔵野美術大学法人運営会議規則」に基づき、理事長が招集し、原則として月 2 回を定例とし、理事長、常勤の理事、総務グループ長、大学企画グループ長及び経営戦略室長をもつて構成されている（資料 10-16）。

また、法人運営会議では理事会に付議すべき事項、理事長が決定すべき日常的な法人運営に関する事項、理事会又は理事長が決定した事項の施行に伴う事項、法人の基本計画及び経営戦略に関する事項等が協議されている。

【教学組織】

教学組織については、前項目で記載したとおり、学長が教学組織の長として、全学を統督している。また、各学部、研究科に学部長、研究科委員長を置き、当該学部、研究科を統括している。学長補佐は学長の指名により選任され、学長の職務全般を補佐している。教学組織の運営においては、「大学運営会議」が置かれ、大学運営における重要事項について学長が最終的な決定を行う際、また決定事項を執行する際の協議機関として位置づけられている（資料 10-17）。

（７）学生、教職員からの意見への対応

大学運営に対する学生からの声を聴く方法としては、学生協議会の代表者からの申し出により、学生生活チームが窓口となり、日常的に対応している。また、文書、メール等様々な方法で学生個人からの意見が寄せられることがあり、その都度学生生活チームが窓口となり対応し、適宜学長室会議等で内容を確認し、対応を検討している。

大学運営に対する教職員からの意見を聴く方法としては、主に総務チームが窓口となり適宜対応している。

（８）適切な危機管理対策の実施

危機管理対策は「学校法人武蔵野美術大学災害等管理規則」（資料 8-8）を定めており、災害等の内容としては、(1)火災、地震及び風水害 (2)事故、遭難等 (3)事件(犯罪、殺人暴行、麻薬等の法令等の違反に係わるもの及び自殺) (4)伝染病発生等保健に関する事項 (5)その他法人の運営にあたり緊急の対応が必要と判断される事項について対策を検討している。また、災害等の対応組織としては法人・大学業務調整会議があたるとされているが、現在はコロナ対策等教育に直接かわる内容においては学長室会議が中心となり、

- (1)災害等の防止に関すること
 - (2)災害等発生時の対応に関すること
 - (3)その他の災害等の対応及び管理について必要な事項
- を協議し、大学運営会議で確認、決定している。

以上のことから、本学では大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しており、それに基づいた適切な大学運営を行っている判断できる。

10. (1).1.3 点検・評価項目 3

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成にあたっては、理事会において7月に次年度事業計画及び予算編成スケジュール（資料 10-18）、9月に予算編成方針（資料 10-19）が決定される。学内の諸会議や連絡システム等により予算編成基本方針の趣旨が周知され、チーム単位の「予算申請書」と「事業計画書」等の作成、提出を各所管の所属長に依頼を行う。依頼に際しては、各部署へ前年度分と当該年度上半期分の詳細な実績データ等を配付しており、それらの精査を早期に促すことで予算編成作業の正確性を高めるように努めている。次年度予算を提出した所属長より申請内容についてヒアリングを行い、並行して経理チームが予算申請書を点検、集約し、法人全体の収入及び支出の勘定科目を含めた上で、「資金収支と事業活動収支の試算表」等を予算編成資料として作成する。予算編成資料に基づき、経営戦略室長及び総務グループ長が関係所管と折衝・調整を行い、事業計画書案及び収支予算書案を作成、グループ長会議、経営戦略会議において内容の精査を行い、必要に応じて、関係所管と再調整を行う。大学運営会議にて事業計画書案の確認、法人運営会議にて事業計画書案及び収支予算書案を確認し、評議員会の意見を聴いて、理事会にて決定される。

予算執行についての管理は、「学校法人武蔵野美術大学物品等調達要領」（資料 10-20）に則った決裁を経た上で執行される。具体的には、支払請求伝票等を各部署の担当者が起票し、各所属長が確認・承認を行った後、経理チームに提出される。原議決裁が必要な案件は、それらのコピーを伝票に添付した上で提出される。さらに、経理チームはそれらが会計上の証憑書類として適正かどうかの確認を行い、勘定科目と金額を確定して出金する。出金後は速やかに会計システムに仕訳を入力することで、各部署の予算執行状況について即時的な把握が可能となっている。また、7月と10月には予実対比のフィードバックを各部署に行い、適切な予算執行を促している。決算を経て各部署での執行において予実対比率の±（プラスマイナス）の差異が一定の比率以上ある場合には、具体的理由を説明する

文書の提出を指示している。また、新規事業で一時的に予算額が増加する場合等には、事業終了後の年度への継続計上を防ぐために事業毎の予算内訳表の作成を求めることで、過剰計上することの無いようにも努めている（資料 10-21）。

以上のことから、本学では予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

10. (1).1.4 点検・評価項目 4

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の学務事務組織は、事務統轄のもと、経営戦略室、総務グループ、大学企画グループ、学生支援グループ、美術館・図書館グループ、監査チームによって構成されている。

法人・大学の運営に関する業務は、経営戦略室・大学企画グループ・総務グループが担当している。経営戦略室は、法人の経営戦略に係る企画立案を行い、大学企画グループは教学企画チーム、国際チーム、社会連携チーム、研究支援チーム、広報チーム、入試チームから構成され、大学の基本計画・質保証に係る企画立案、教員人事・研究助成・研究支援、国際交流・大学連携活動の推進、地域貢献・産官学連携に寄与する社会連携活動の推進、大学広報戦略の企画立案、学生募集活動の推進、公正・効率的な入学試験の計画・実施を行っている。総務グループは総務チーム、施設管財チーム、経理チームから構成され、学内諸規則の整備、職員採用・育成、適正な資金計画の策定・会計処理、法人資産の効率的な取得・適正管理を行っている。

教育研究活動の支援については、主に学生支援グループ、美術館・図書館グループが担当している。学生支援グループは、教務チーム、学生生活チーム、キャリアチーム、市ヶ谷チーム、通信教育チームで構成され、教育研究組織の有効な運営に係る支援、教育課程の円滑な実施に係る支援、充実した学生生活のための指導・支援、卒業後の適切な進路・就職指導・支援、通信教育課程の円滑な運営管理を行っている。美術館・図書館グループは、美術・図書チームの中の運営管理担当・美術担当・図書担当が業務分担し、より有効な教育研究活動が行われるための情報・資料の提供を行っている。

また、法人の業務運営、会計処理の検証、評価及び監査結果に基づく助言及び提言を行う為、監査チームを置いている（資料 10-22、資料 10-23）。

職員の採用については、経営戦略会議で確認された採用計画に基づき、総務グループ長

が計画を立案の上、グループ長会議で検討し、法人運営会議で承認を取っている。採用過程では、様々な部署の職員によるプロジェクトチームを組み、議論を重ねながら採用候補者の絞り込みを行い、最終的に事務統轄及びグループ長で決定がなされる。昇格については、総務グループ長が総務チームリーダーとともに過去の人事考課の実績を基として昇格候補者案を作成し、理事会にて決定している。

2020 年度より人事制度改革について検討し、2021 年度から先行して新たな人事評価制度を導入した。2022 年度からの人事評価以外の新たな人事制度改革実施に向けて、引き続き検討を行っている。新たな人事制度では、外部環境変化に伴う学内の諸問題を解決し、本学の持続的な発展に向けて個々人が目標に常に向き合い、成長できる環境を整備することにより、組織のパフォーマンスを最大限に発揮できる環境整備を検討している。本改革では、職員ポリシーを明確にし、等級制度や評価制度、研修制度を体系的に整備し、個々がキャリアパスを描きやすくし、異動による計画的な育成に繋げていく（資料 10-24、10-25、10-26、10-27）。

理事長・学長の日常的な法人・大学運営を支える基盤となる法人運営会議や大学運営会議等において、教員と職員がともに構成員であり、様々な方針等を教職協働で検討している。また、委員会一覧にあるとおりほとんどの会議において、専任職員は事務所管としてだけでなく委員としても複数名参加し、委員会での検討・決定に寄与している（資料 2-7）。

以上のことから、本学では法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能していると判断できる。

10. (1).1.5 点検・評価項目 5

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

直近の研修状況となるが、まず全学向けの研修として、2020 年 10 月に教職員対象の全学研修会が開催された。「ムサビのオンライン授業、その可能性」と題し開催され、コロナ禍の中、各学科が試行錯誤で開始し創意工夫を図りながら進められたオンライン授業の紹介がなされた。あわせて、オンライン授業に関する学生アンケート実施結果が共有され、本学の教育の在り方を捉え直しムサビ生の学びの新たな可能性を考える契機となった（資料 6-7、2-16）。なお、参加状況は専任教員約 7 割、専任職員約 5 割であり、参加できなかった者についても、資料を配布するなどして、全ての教職員において情報の共有が図られている。

専任職員対象の研修は、「学校法人武蔵野美術大学事務系職員教育研修規則」（資料 10-28）に基づき研修が実施されている。2021 年 2 月にはオンラインにて職員研修会を実施

し、人事制度改革についての考え方や方針が示された。また、管理職を対象に、対面方式で評価者研修会を実施し、人事制度改革の一環としての新しい評価実施についての確認を行った。3 月には、コンプライアンス研修動画を本学向けの内容で作成・配信し、本学におけるコンプライアンス遵守について学び、それぞれが研修レポートを作成することで改めて法令順守の意識を共有した。なお、専任職員の研修は必須であり全 74 名が参加した。(資料 10-29)

本学も加盟する多摩アカデミックコンソーシアム (TAC) の教職員交流会を 2020 年 10 月に開催し、「事業継続計画 (BCP) について」と題し、新型コロナウイルス感染症に対する各大学の取り組みについて事例発表を行い、情報共有を行った (資料 10-30)。

日本私立大学連盟をはじめとした外部で実施されている研修には毎年複数の職員が参加し、職員としての知識・技能の向上を図るとともに、他大学職員との情報交換を活発化させている (資料 10-31)。また学びの意欲向上の為、総務チームにて産能大主催の自己啓発研修を紹介し、受講修了者には受講費用の補助も行っている (資料 10-32)。

以上のことから、本学では大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

10. (1).1.6 点検・評価項目 6

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」(資料 2-4)に基づき、自己点検・評価委員会が原則として 3 年ごとに「自己点検・評価報告書」としてまとめ、理事長及び学長に提出している。報告書の中で求められている教育、研究及び経営管理に係る改善策については、毎年度の事業計画に組み込み、年度終了後には事業報告で検証を行っている他、教学企画チームが主導となり、その実現に努めている (資料 1-18 web)。

学校法人全体に係る監査法人による会計監査については、年度内に通常監査を 3 回 (10 月、1 月、3 月)、決算監査を 1 回 (5 月)、各回につき数日間の日程で実施している。監査では、経理チームが毎月末の所定の書類 (合計残高試算表・資金収支計算書・事業活動支計算書・貸借対照表・元帳等) や出入金の証憑書類の全てを提示した上で、予算執行が適正に行われているか等の確認を受けている。さらに、監査結果は各回終了時に監査法人の会計士から事務統轄・総務グループ長・経理チームへ直接伝えられ、指摘事項や修正を要する事項は遺漏なく確認できるようになっている。年度末の決算監査においては監査法人

及び学内監事が最終確認を行い、双方より監査報告書を受け取っている（資料 2-28web）。

内部監査については、学校法人武蔵野美術大学内部監査規則に基づき、監査チームが実施している。監査内容は、私立大学等経常費補助金の申請や公的研究費に係る業務監査、会計監査を中心としているが、2020 年 6 月より監査チームの業務分掌基準に「内部統制監査」が加わり、「物品等の調達に係る業務プロセス内部統制整備・運用状況」等の監査にも着手している。公的研究費に係る内部監査については、不正防止計画推進部署とも連携し、不正防止計画の策定に反映させている。監査終了後は、監査結果報告書を作成して理事長及び被監査部署等の長に通知し、必要に応じて改善措置を講じたうえで、当該年度における監査チームの監査に関する年次報告書を作成し、理事長へ報告を行っている。また、監事及び会計監査人と連携し、監査結果を共有して次年度監査計画（対象・方法）の策定にあたり、意見交換の機会を設けている（資料 10-33、10-34、10-35、10-36）。

以上のことから、本学では大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

10. (1).1.7 点検・評価項目 7

大学運営、SD 等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点 1：大学運営、SD 等において講じた COVID-19 への対応・対策は、教職員の大学運営に関する資質向上の観点から適切であるか。

理事会をはじめとする各会議体や、研修会をオンライン形式での開催へと切り替え、スムーズな大学運営と SD を可能としている。

学内グループウェア「maunet.」等で、全教職員向けに在宅勤務・時差出勤（シフト勤務）、休暇の取得を促した。在宅勤務環境の整備では、ネットワーク担当のもとで 2020 年に VPN 接続サービスを更改し、在宅での業務可能な環境を整備した。2021 年度は職員組織横断による DX プロジェクトチームが構成され、VDI をはじめとした更なる在宅勤務における利便性とセキュリティ対策を検討する。

外部者を含めた入構者にはマスクの着用を義務付け、発熱等体調不良の場合には、出勤、来校を見合わせるようアナウンスした。

学生に対しては、段階的に入構制限を解除し学内での蔓延防止を図りつつ対面とオンラインによるハイブリッドな授業運営を行った。一方で、学外者の入構制限を行い、キャンパス内の密回避策を講じた。

学生食堂及び教職員食堂の座席数を減らしさらに席の間にアクリル製の間仕切りを設置した。また、入店時のマスク着用、手指消毒の励行を促すなどコロナ感染蔓延防止対策を行った。

なお、本学のコロナ対応については、2021 年度事業報告に取りまとめて報告し、web サイトで公開している（資料 1-18web）。

以上のことから、本学では SD 等において講じた COVID-19 への対応・対策は、教職員の大学運営に関する資質向上の観点から適切であると判断できる(資料 10-37、10-38web、10-39)。

10. (1).2 長所・特色

中長期計画について、本法人を取り巻く諸状況の変化や事業構想の進捗状況により、適宜修正を行っており、毎年度策定を行う事業計画にも反映される。こうした細やかな調整により、中長期計画と事業計画の乖離を未然に防ぎつつ、柔軟的かつ弾力的な大学運営を可能にしている。

大学運営について、2019 年度からの 2 学部制の導入に対応して、ガバナンスの整理を行い、教学マネジメントの強化を図った。新たに大学運営会議を設置し、両学部教授会、両研究科委員会で諮られた事項を学長が決定する機関として、毎月定期的に開催することとしており、必要に応じて臨時にも開催している。また、学長を含めた学内理事は法人運営会議にも出席しているため、常に法人と大学間の情報共有ができています。

予算について、決められた適切な確認・承認の手順を得て、決定のプロセスが踏まれている。予算に対する実績のフィードバックを定期的に行う事によって、適切な執行に努めている。予算執行のプロセスをより厳重な仕組みにするため、物品等調達要領の仕組みを取り入れている。本学事務組織の各部課室の予算執行状況については、<根拠資料 10-(1)-③予実執行状況>の通り、2015 年度から 2019 年度にかけての予実対比率の平均は 90.0% となっており、各年度とも予算超過はしていない。

事務組織について、業務内容の多様化、組織横断化の必要性に対応するため、2015 年度よりグループ・チーム制を導入し、管理職でない職員をグループ配属とすることにより、横断的な業務遂行を可能としている。専門的な内容に特化した人材配置については、施設設備関係、ネットワーク関連業務や美術館・図書館の一部業務で嘱託職員の配置や業務委託を行っている。また、学生募集活動や DX 推進など、グループを横断して検討・実施すべき内容については、随時プロジェクトチームを編成しており、2021 年度からはプロジェクト兼任業務についても人事評価の対象としている。

研修について、教員、職員が参加する全学研修会は大変長い歴史があり、本学の FD、SD を支える研修として毎年実施している。また、多摩アカデミックコンソーシアムにおいて、毎年研修講座と情報交換を目的として教職員交流会を行っている。職員の自己啓発研修では、多くのプログラムを用意し、職員個々の興味関心・必要度・レベル等を選択できるようにしている。業務連絡会議では、外部研修に参加した職員の報告や自主的な業務改善提案報告を可能としており、SD の役割も持たせている。

10. (1).3 問題点及び改善方策

学長選出方法について、2019 年 4 月理事会において「学長選出に関する諮問委員会」の

設置が報告され、2019 年 9 月に最終答申書が理事長宛てに提出された。それを受け、規則改正の検討が必要であるとして、2020 年 2 月理事会において「学長選出規則等改正検討委員会」の設置が決定し、2021 年 4 月 20 日に答申書が提出された（資料 10-7）。現行の学長選出方法の問題点としては 1. 辞退が認められない。2. 候補者が 3 名揃わないと選挙が成立しない。3. 教授会投票により推薦人が候補者となりうる。4. 2 学部体制、助教制度導入に伴う現行規則との不一致。以上 4 点があげられている。答申に対する教職員からの意見募集を経て、理事会による改正方針が示され、それに基づき「学長候補者選出規則等改正実務作業委員会」が設置され、2021 年度中に改正予定である。

10. (1).4 全体のまとめ

各項目で詳述のとおり、中長期計画に基づく大学運営の方針と共有、2 学部制に対応した新たな大学運営組織と権限・役割の整理と意思決定、予算編成及び執行、事務組織の機能と教職協働、定期的な研修実施、監事・監査法人・内部監査チームによる監査のプロセスについて、規則等に基づき適切に行われており、問題ないと考えられる。

第 10 章 大学運営・財務

第 2 節 財務

10. (2).1 現状の説明

10. (2).1.1 点検・評価項目 1

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
＜私立大学＞

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では教育理念の実現と、教育目標の達成のため、2014 年度から 2021 年度まで、ビジョン実現の基礎を確立すべく中長期計画を策定し、戦略的構想、具体的な事業構想を定めている。本計画は、毎年度見直しを行い、理事会承認を得た後、修正版を遺漏なく教職員に周知している。また、単年度の事業計画や予算の策定においても、中長期計画を踏まえた計画の策定を行っている。最も資金の必要となるキャンパス整備については、具体的に計画を挙げ、事業活動収支を悪化させることなく計画を達成する事を基本としている。策定された中長期計画において、通信教育課程の改編や、武蔵野美術学園、新宿サテライトキャンパスといった財政を圧迫させるものに対する見直し、また本学設立以来初となる 2 学部制の確立と共に新キャンパス（市ヶ谷キャンパス）の設置という、大きな改革を、現状の財務状況を大きく崩すことなく実現させてきた。市ヶ谷キャンパス取得においては、10 年間にわたる詳細な資金シミュレーションを策定し、理事会において審議されている。

毎年度決算終了後には事業報告として、理事会・評議員会にて報告を行っているが、5 カ年分の財務関連比率を提示し改善を目指すと共に、客観的資料として、直近の芸術系の財務比率との比較を行っている（資料 1-17、1-18 web）。

以上のことから、本学では教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる。

10. (2).1.2 点検・評価項目 2

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の財政基盤について直近5ヵ年の財務諸表を概観すると、事業活動収支では、教育活動収入は93億円前後で推移。収入の中心となる学生生徒等納付金については、近年は82億円前後で推移している。一方、教育活動支出は90億～93億円で推移しており、経常収支差額は2018年度を除き、収入超過の状態を維持。北校地整備（14号館・15号館・16号館）を行ったことにより、翌年度繰越収支差額は2015年度以降、支出超過となっている。資金収支では、前年度繰越支払資金と合わせた次年度繰越支払資金が2016年度の57億円に対し、北校地を整備しつつも2020年度は68億円となっている。貸借対照表関係財務比率を見ると、積立率は2016年度末から2019年度末まで100%超を維持、2020年度末時点では固定資産の取得に伴い一時的に99.1%となったが、日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』の芸術系学部平均値と比較すると、例年、10%～20%程度上回っている状況である。事業活動収支計算書関係財務比率では、経常収支差額比率が直近5ヵ年の平均値が約5.0%となっている。（芸術系平均は2019年度末時点で-2.6%）。収入構成では、学生生徒等納付金比率は近年85%を超えて推移し、芸術系平均80.2%を大きく上回っている。支出構成では、人件費比率47%前後、教育研究経費比率40%前後、管理経費比率9%前後で推移し、芸術系平均と比較すると、教育研究経費は6%程度高く推移しており、人件費比率は8%程度、管理経費は8%程度低くなっている。また純資産構成比率は、前述のとおり北校地整備を行っているが、借入金による負債もなく、概ね90%台で安定している。

こうした財政状況を基盤とし、教育研究目的・目標を具体的に実現するため、予算編成にあたっては、第1次中長期計画（2014年度～2021年度）における展望と方針等を明示したうえで、当該年度の事業計画・予算編成における前提条件および基本方針を打ち出している。また、学生生徒等納付金の増収が見込めないなかで、外部資金（補助金、寄付金、競争的資金、受託研究等）や資産運用収入の増収を目指すことを基本的方針としている。

直近5か年における外部資金の獲得概況を見ると、補助金、特に国庫補助金（文部科学省、私学事業団）に関しては改革総合支援事業やグローバル人材育成推進事業による補助金収入が上積みされていた2016年度からは減収が続いていることから、本学としては引き続き積極的な補助金事業の精査と獲得姿勢を明確にしていくことが肝要である。寄付金については、他芸術系大学学部の平均値同等の財務比率を示しているところではあるが、一般大学と比すると依然として低い状況であることから、校友会との連携によりさらなる上積みが求められる。資産運用については、長引く低金利政策により預貯金メインでの運用実態となっており、大幅な増収は見込めない状況であるが、学校法人としての社会的責任からローリスクで安定的な運用を継続する一方で、運用資産としている市ヶ谷キャンパスの一部フロアの活用など、あらたな運用形態を検討している。受託研究、共同研究についても引き続き本学との連携による価値創出等のメリットを前面に出しながらパートナーシップを形成していくことが重要である。

各部課室への予算配分においては、予実対比率の±（プラスマイナス）の差異が一定の比率以上ある場合には、具体的理由を説明する文書の提出を指示している。また、新規事業で一時的に予算額が増加する場合等には、事業終了後の年度への継続計上を防ぐために

事業毎の予算内訳表の作成を求めることで、過剰計上することの無いようにも努めている。本学事務組織の各部課室の予算執行状況については、2016 年度～2020 年度にかけての予実対比率を見ると平均は 81.1%となっており（資料 10-22）、各年度とも予算超過することではなく概して適正な執行状況であると判断される。

以上のことから、本学では教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる（大学基礎データ（表 9～11）、資料 10-41、2-28web）。

10.(2).2 長所・特色

中長期計画の戦略的構想にて目標設定を行っていた都心型キャンパスの開設や、事業構想として目標を定めていた教育研究組織の改編（通信教育課程の改革、武蔵野美術学園の閉鎖）、キャンパスの整備においては、北校地整備や吉祥寺校移転、新宿サテライトキャンパスの閉鎖等の大型案件を実現してきている。財務比率については決算が確定次第、事業報告書の作成を行い、理事会・評議員会や教職員に対し遺漏なく報告を行い、全学的な意識付けを行うようにしている。

経常収支差額は 2018 年度を除き直近 5 ヶ年においては全て収入が上回っている。90 周年事業として設立以来初の新学部（2 学部体制）、新キャンパスの設立を行ったが、借り入れを行うことなく、自己資金で賄っている。

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に本学の財務状況を照らし合わせると、直近 5 ヶ年全てが A1～D3 の範囲のうち、A3 の正常値に属している（2016 年度は最上位の A1）。本学は経常収支差額が 3 ヶ年のうち 2 ヶ年がマイナスになるという状況がないため、基本的に A1～A3 の正常値に属する財務状況と言える。

10.(2).3 問題点及び改善方策

中長期計画を踏まえた経営上のシミュレーションや財務比率における具体的な数値目標については内部資料に留まっている。第 2 次中長期計画の策定にあたっては、中長期財政計画もあわせて策定を行い、要点については中長期計画に盛り込み、学内に周知することが望ましい。

北校地整備に伴い大規模な支出を行ったため、翌年度繰越収支差額が約 30 億円のマイナスとなっている。多くの大学でそうであるように、自己資金による施設設備環境の充実を図った場合、基本金組入れにより繰越収支がマイナスとなる傾向があり、必ずしも問題であるとはいえないが、引き続き、中長期計画に基づく基本財産の適切な管理運営を行っていく必要がある。

学生生徒等納付金比率は約 85%で推移し、安定した財政状況となっているが、例年、芸術系学部平均を大きく上回っている状況であり、依然として、学納金依存度は高い状態と言える。学納金依存度を下げるため、現在、補助金を含めた外部資金等の獲得へ向け対策を進めている。

10.(2).4 全体のまとめ

方針のとおり、財政計画では、教育活動や研究活動に重点配分を行うなど、教育研究活動を活性化する観点を重視するとともに、事業活動収支の均衡を図り、施設設備整備等の戦略的投資を行っている。

武蔵野美術大学の教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を策定し、予算編成及び予算執行を適切に行いながら、必要かつ十分な財務基盤を確立していると考えられる。

終章

自己点検・評価委員会
委員長 富松保文

本学では第1次中長期計画（2014～2021）において、「Society 5.0」を実現するべく、「創造的思考力」を備えた人材を育成する「造形構想学部」「造形構想研究科」を開設した。創立以来初めてとなる2学部・2研究科制に移行し、学長のリーダーシップのもと、各学部長による学部教育課程の統括、主任教授による教育単位統括体制を築いてきた。こうした学長による最終的な意思決定と教授会審議との役割の峻別と明確化の取り組みが、教学ガバナンスにおける最も大きな改革となった。

新設の造形構想学部クリエイティブイノベーション学科は、美術・デザイン教育で培われた創造力によって現代社会の様々な課題に立ち向かう人材育成を目指したものである。そのため、学生の受け入れにおいても実技試験以外の多様な入試形態を取り入れることで、より幅広い層から新たな人材の受け入れに取り組み一定の成果を上げているが、今後一層の展開が望まれるところである。

また、新学部・新学科の設置に伴う都心キャンパス構想の実現、事業会社の拡充、そしてコロナ禍における実技を含めた全授業のオンライン化の取り組み等、この7年間は本学の歴史の中でもとりわけ大きな変革の時期となった。

2015年度以来、今期受審する第3期認証評価は、この中長期計画で行ってきた自己点検・評価活動をまとめたものとなる。

■自己点検・評価活動総括

各章の点検の結果として新たな課題が把握されたが、大学基準に照らして適合していると考えられる結果となった。第2期認証評価の結果を受け、第1次中長期計画（第二期）において内部質保証システムの強化に取り組んできた成果が表れてきているものとする。

大学運営会議、自己点検・評価委員会、主任教授会議を軸に学内のPDCAサイクル実施組織を置き、「自己点検・評価チェックシート」を運用することにより「大学レベル」「教育課程レベル」「授業レベル」での点検が効果的に行えるようになった。

■点検後の取り組み・課題

本報告書において示した課題について、今後特に優先的に取り組むべき課題は以下のとおりである。

〈内部質保証〉

多様化・複雑化する社会において教育の質を保証し、学修者本位の学びを実現するためには、教学マネジメントの確立が必要不可欠である。そのためには、質保証のPDCAサイクルにおける各組織・会議体の役割とフローの明確化を行い、全学的な取り組みとしての一層の周知を図る必要がある。

さらに、IR機能を強化し、入学前～卒業後の各段階における学生データ等の検証・分析

を通じ、具体的に教育・学修環境改善等につなげる手順の構築を目指したい。

〈教員・教員組織〉

現在の教員構成については、年齢・性別、国籍の構成に若干偏りが見られる。定年退職等の人事機会を通じ、各教育単位内での人員構成と大学全体での人員構成のあいだで将来を見通した調整を図っていく必要がある。

〈学生支援〉

依然として COVID-19 の拡大／収束は不透明な状況にある。学生が安心して大学生活を送れるように学修支援、生活支援、進路支援の制度を整備していくことが必要である。2022 年に実施予定の学生生活実態調査を通じて本学生の置かれている状況を調べ、適切な支援を検討していきたい。

〈教育研究等環境〉

限られた施設費収入を大学全体の生産性と教育の質の向上に結び付けるためには、ファシリティマネジメント体制を構築し、キャンパス全体を常に最適化することが重要であり、第 2 次中長期計画における大きなテーマとして取り組む予定である。

〈大学運営・財務〉

学長選出については、長期にわたって検討された選出規則等の改正が決定した。規則の趣旨に則り、本学の次代を担う学長の選任を期するものである。

中長期財政計画については、第 2 次中長期計画に要点が盛り込まれており、100 周年に向けて、前項の施設設備の維持管理等と連動した資金計画の策定と実行が大きな課題となる。

■今後の展望

大学教育は技術的専門性だけではなく、総合的な人間形成の役割が期待されており、とりわけ本学の「美術・デザイン」が持つ創造性、柔軟な思考、多様な視点、挑戦と自省といった資質や機能に対する社会からの期待は高まっている。

本学の第 2 次中長期計画（2022～2029）の最終年は創立 100 周年にあたる。次の 100 年を担う人材を育成できる美術大学を目指し、教育改革検討ワーキングチームを立ち上げ、学修者本位の教育をいかに実現すべきか様々な角度から議論を行っているところである。

本学 100 周年となる 2029 年は、本学が次回 4 度目の認証評価を受ける年に当たる。現在行われている各種の議論と活動が自己点検・評価を介して実を結んでいることを願う。